

令和7年2月12日（水）

於・水産庁 漁政部第2会議室（Web会議併催）

太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、
日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会
及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会

第3回 合同会議

議事速記録

太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、
日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会
及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会
第3回合同会議

日時：令和7年2月12日（水）

12：59～17：48

場所：水産庁 漁政部第2会議室

議事次第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 題

（1）クロマグロ遊漁の課題への対応

（2）その他

4. 閉 会

午後0時59分 開会

○鉢嶺課長補佐 予定の時刻となりましたので、ただいまから、太平洋、日本海・九州西及び瀬戸内海の各くろまぐろ遊漁専門部会第3回合同会議を開催いたします。

議事に入るまでの間、私、鉢嶺が進行させていただきます。

まず、委員の出席状況ですけれども、本日、岡委員が欠席しておりますが、委員7名出席しておりますので、合同会議事務規程第6条により、本合同会議は成立していることをお伝えいたします。

続きまして、会議の開催に当たって、水産庁資源管理部長の魚谷から一言挨拶申します。
○魚谷部長 皆さん、お疲れさまでございます。それでは改めまして、水産庁資源管理部長の魚谷でございます。

それでは、太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海の広調委の各くろまぐろ遊漁専門部会の第3回の合同会議の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては御多忙のところ、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海の各広域漁業調整委員会の下に設置をされましたくろまぐろ遊漁専門部会では、これまで合同会議を2回開催しまして、クロマグロ遊漁の現状と課題、現行の委員会指示に基づく規制の見直し、届出制の導入やキャッチ・アンド・リリース等につきまして、幅広く議論を行ってきたところでございます。

本日は、これまでの議論を受けまして、2月下旬から3月上旬に開催をされる予定となっております各広域漁業調整委員会に報告する内容について、取りまとめを行っていただくこととしております。本日も、これまでの合同会議と同様に、忌憚のない御意見を頂きたいと考えております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○鉢嶺課長補佐 ありがとうございます。

本日の会議は3時間を予定しております。

また、会議の際、発言の際には、対面で出席されている方々、委員の皆さんにおかれましては、挙手の上、議長から指名の後に御発言のほど、お願いいたします。あと、ウェブ出席、今回、桜井委員がウェブ出席ですけれども、桜井委員が発言される際には、発言以外はマイクをミュートにさせていただいて、発言される際は挙手ボタンにより、議長から合図した後に御発言をお願いしたいと思います。

それでは、これからの議事は田中議長に引き継ぎたいと思います。

田中議長、よろしくお願いいたします。

○田中議長 田中です。本日もよろしくお願いいたします。

それではまず、事務規程第7条により、本日の合同会議の議事録署名人の指名が必要ですが、今回は中島委員、菅原委員のお二方をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。

これまで我々は2回の会合を開催しまして、3点、バッグ・リミットや報告などの現行の採捕のルールの見直しについて議論を行ってきました。また、管理方策として、届出制についてもいろいろ議論したところです。それからさらに、キャッチ・アンド・リリースについても議論をしたところでございます。専門部会は議論の結果を広域漁業調整委員会の方に報告しなければなりませんので、本日は、2月下旬から3月上旬に開催される三つの広調委に報告する資料について、取りまとめを行いたいと思います。

それではまず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○城崎室長 沿岸・遊漁室長の城崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方から資料説明させていただきます。

右上に資料の1という資料でございます。こちらの資料、今、議長からお話がありましたように、この2月の下旬から3月にかけて3回、3か所の広調委が開催されます。その広調委にこの合同会議の状況を報告するということになっておりますので、その報告を念頭にした資料の体裁にしております。

まず1ページ目、お開きください。

1ページ目は、これまでのくろまぐろ遊漁専門部会の議論の経過を簡単に整理しております。

まず一つ目、上の1におきましては、太平洋、日本海・九州西、瀬戸内会のそれぞれの広調委にくろまぐろ遊漁専門部会を設置しまして、初回、第1回目も合同会議を昨年12月の12日に開催したということ、そして、合同会議の委員の方々のお名前を記載してございます。

そして、2、下段としまして、これまで合同会議を3回開催したということ、経緯を書いてございます。

続きまして、2 ページ目をお開きください。

2 ページ目は、議論の結果、専門部会委員で意見の一致を見た内容でございます。

まず一つ目は、(1) 番としまして、現行の広域漁業調整委員会指示に基づき行われている措置の見直しということで、今年の4月から新たなシーズンに入りますけれども、そこに適用させるべく議論をしてきたものでございます。左側に令和6年度(現行)ということ、右側に令和7年度の見直した部分ということで、赤い網掛けをしているところが見直しの中身でございます。

まず、採捕上限の設定につきましては、これまで複数月での設定というものが存在しておりましたけれども、令和7年度は毎月均等に設定をするということでございます。

それと次に、大型魚のバッグ・リミットにつきましては、これまでは1人1日1尾であったものを、1人1月1尾というふうにするところでございます。これは、採捕期間が短いことへの対応ということで整理をされてきたものでございます。

続きまして、採捕報告につきましては、特に採捕報告の正確性の向上ということが大きな課題になっておりまして、その部分についてでございます。

左側にありますように、採捕報告の期限につきましては、現在現状では陸揚げ後から3日以内となっているところを、これを令和7年度は陸揚げ後から1日(翌日)以内に改めております。

また、採捕報告の内容につきましては、採捕者の情報につきましては、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、この基礎情報は変わりませんが、採捕したクロマグロの情報としまして、現状では重量・尾数、陸揚げした日、採捕した海域の三つであったんですけれども、それを右側にありますように、加えて尾さ長が確認できる写真、計量方法のやり方、尾さ長の長さ、それと陸揚げした場所も、これを追記してもらうこととなっております。

また、船舶情報としますと、現状では遊漁船を利用した場合には遊漁船名と登録都道府県名を報告していただくことになっておりましたけれども、遊漁船については加えて遊漁船の登録番号を報告してもらうこと。そして、プレジャー・ボートにつきましては、現状何も報告がありませんでしたけれども、令和7年度は船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号ということで、船舶検査証に書かれているものを出してもらおうと考えております。これは、例えば船舶番号が分かれば、それは、日本船舶検査機構等々を通じればそのプレジャー・ボート所有者等の情報が把握できますので、取締りと管理の一助になる

と考えております。

ここまでが採捕報告の正確性等の確保の向上に関する部分でございます。

次に、虚偽報告の抑止策ということで、これまで何もそこは講じておりませんでしたけれども、令和7年度は、二重認証システムの導入と、本人確認書類の提出を求めたいと思っております。本人確認書類につきましては、運転免許証ですとかパスポートですとか、そういうものの写真を念頭にしております。

それと、委員会指示の有効期間であります。これまでは、委員会指示の有効期間は1年間としておりました。この1年間につきましては、委員の方々からは、委員会指示違反の裏付け命令を出した後に罰則にいくまでには、なかなか1年間のうちに2回の違反を確認するのは難しいのではないかということで、委員会指示の有効期間を拡大してはどうかという御指摘がございました。それを踏まえて、現状では2年間の有効期間にしたらどうかということでございます。

ここの2ページの部分が、今年の4月から始まります新たなシーズンに向けての委員会指示の変更の子細でございます。

次は3ページ目、お開きください。

3ページ目は、新規の管理措置としまして、委員会指示による新たな仕組みとして届出制を導入するというもので、全体の方針というのが合意されております。

そしてその下に、内容につきましては、特に届出対象者の上段に書いてあります委員会指示による届出制の導入の日というものが、今現状では令和7年の○というように空欄になっております。これにつきましては後ほど議論いただきますけれども、前回の議論では今年の4月から7月の間に導入するという事になっておりましたけれども、この具体的な開始日というものを決める必要がございます。

そして、この表自体は、左側に採捕しようとする者、右側には漁場に案内しようとする遊漁船業者あるいはプレジャー・ボート運航する者を念頭にした書き分けをしてございます。

そして、届出内容としますと、採捕しようとする者あるいは船舶関係者、いずれも基礎的な情報、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、ここは共通でございまして、採捕しようとする者につきましては、そのほかに使用する予定の船舶ですとか出入港の予定の場所というのを書いていただいたらどうかということになっておりますけれども、これについてはまだ議論が収れんしておりませんので、（P）、ペンディングと書いてございます。

右側の船舶の関係者につきましては、基礎情報に加えて船名、遊漁船であれば遊漁船登録番号、プレジャー・ボートであれば船舶番号、それと出入港予定の場所ということを届け出てもらってはどうかということ、なっております。

それと、受付の期間でございます。受付の期間は、採捕しようとする者につきましては、採捕しようとする日の1営業日前までにというふうに書いてございます。

前回の議論では、クロマグロ釣りをする直前まで届出を認めるべきではないかと、このような議論がございました。特にそのような想定される事態として、今、クロマグロの遊漁船の確保がなかなか難しい状況で、例えば金曜日の晩に急遽、土曜日にキャンセルが出たから乗りませんかというような場合も想定されるんじゃないかと。そういう場合も念頭に、直前まで届出を認めるべきではないかな、こういう御意見があったところでございます。

これにつきましては、私どもの方でいろいろ検討した結果、例えばそのような土曜日の船に乗る寸前に届出の行為をされた場合に、私ども水産庁では、週明けの月曜日にその届出の中身を確認するわけでありますけれども、その確認をした際に、届出の記載漏れとか、ちょっとこれは届出とはみなされないような事態も想定されるのではないかと、仮にそういう場合になったときに、土曜日のうちに魚を釣ってしまうと、外見上は未届け者がクロマグロを釣ったということにもなるのではないかと、このような意見がございました。

かねて申し上げているとおり、現状、まだ届出のシステム化ができておりません。システム化ができれば、必要事項を全部記入してもらって最後に届出の送信を押せば、24時間どこからでも届出をすることができるんですけども、現状そういうシステムになっておりませんので、水産庁が届出を受け付ける、そういう作業が必要になります。そういうことを考えますと、先ほど申し上げたようなことで、不測の調整等々が生じるのもいかなものかということで、現状では採捕しようとする日の1営業日前までにというふうに書いてございます。このようになりますと、そのような緊急というか、急遽参戦するようになった場合はどうなるんだという御議論もあるかもしれませんが、日頃クロマグロ遊漁のキャンセル待ちを想定している方であれば、クロマグロ遊漁をする蓋然性が高いわけですから、そういう方であれば、事前に届出をしていただくということで御理解を頂ければというふうに考えている次第でございます。

そして、受付の期間につきまして、一方の遊漁船につきましては、まだこの届出の開始時期は決まっておりませんけれども、開始時期が決まれば、それに先立って一定期間のう

ちに届出をしてもらおうと、このようになると考えております。

それと、届出の回数であります。これにつきましては、採捕しようとする者につきましては委員会指示の有効期間内に1回、そして船舶につきましても、これから設定されるで

ありましょう受付の期間のうちに1回ということを考えております。この船舶の方には、
(P)としまして、やむを得ない事情がある場合は受付期間後の届出も受け付けるべきではないかと、そういう議論もございますけれども、船舶につきましても、船舶所有者あるいは遊漁船業者の御判断でクロマグロ遊漁をすると、そういう人を案内するという見込みがあるのであれば、事前に届出をしていただくのがよろしいかと考えております。

それと、届出の方法でございます。ここには「電子フォーマット・メール・アプリ／システム（開発中）」と、このような手法を書いてございます。前回の議論では、例えば書面による郵送での届出も認めるべきではないかと、そういう御意見もございました。それにつきましても、どうしてもこの書いてあるような電子情報による方法ができない場合があれば、それは個別に御相談いただければ、しかるべきやり方を御紹介、対応したいと思いますけれども、実は政府の方では、行政手続のオンライン化ということも進めておりまして、その関係もあるものですから、現状では書面ということはここからは落とさせていただいているところでございます。

それと、未届け者への対応でございます。

まず、採捕しようとする者につきましては、今、委員会指示で、クロマグロ遊漁をするのであれば届出をというふうにしてございます。その裏返しとしますと、届出を行っていない者はクロマグロを採捕してはならないというふうに、裏返せばそういうふうになるんですけれども、そういうふうに裏返すということを概念的・観念的に言うのではなくて、きちんと委員会指示に書き込んだ方がいいであろうということで、届出を行っていない者はクロマグロを採捕してはならない、そして、クロマグロを採捕した場合は、そういう場合、届出を行っていないでクロマグロを採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならないと、こういうこの二つの項目を規定してはどうかとなっております。

そして、船舶に関しましても、案内するのであれば届出をということにしておりますので、その反対の考え方として、届出を行っていない者は遊漁によりクロマグロを採捕しようとする者を漁場に案内してはならないということも規定をしたいと考えております。

以上、まだ少し議論が残っているところもございますけれども、新たな規制、管理措置としますと、この3ページに書いてあることがこれまでの議論の経緯だというふうに考えて

おります。

4 ページ目、お開きください。

こちらはキャッチ・アンド・リリースについてでございます。

キャッチ・アンド・リリースにつきましては委員の間で意見が分かれておりまして、主な意見としますと、キャッチ・アンド・リリースが認められれば釣り人の不満は解消される。一方で、持ち帰りたいと考えている遊漁者も大事にする必要があるという意見。

また、少ない配分量でもキャッチ・アンド・リリースと併用ができれば年間を通じた採捕が可能となり、遊漁船業者が営業できるようになるという御意見もございました。

また、漁業者は採捕停止命令が出れば、定置網漁業はクロマグロ以外の魚が逃げることを覚悟で網を開放して放流し、漁船漁業は漁場を移動して操業しないようにしておく。これら漁業とのバランスを考慮すると、採捕禁止後の遊漁のキャッチ・アンド・リリースには反対であるという意見もございました。

また、日本においては、キャッチ・アンド・リリースによる死亡が資源に与える影響についての科学的な知見がないという意見もございました。

また、それぞれの地域で漁業者は操業禁止期間などルールを定めているけれども、それを無視して遊漁する者が特にプレジャー・ボートに見られ、漁業者が憤っている。それぞれの地域の漁業者と遊漁者が互いにリスペクトして話し合っていくことが大事であると、このような意見もございました。

続きまして、資料の別添の 1 を御覧ください。

別添の 1 は、先ほどの本体資料の 2 ページ目で御紹介をした、この 4 月からの新しいシーズンに向けた委員会指示の中身を新旧対照として整理したものでございます。中身は、2 ページ目で御説明したことをそのまま写し取っておりますので、平仄は取れておりますけれども、構成を一部変更してございます。

変更点としますと、右側、改正前を御覧ください。

改正前の 3 の「くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限」という箇所でございますけれども、ここには（１）から（４）まで書いてございます。このうち（２）というところが報告についての規定でございます。この 3 というのは採捕制限に関することなんですけれども、その中に報告に関することが入るのはちょっと構成上見にくいねということもあるものですから、左側の改正後を御覧いただきますと、4 のところで「報告」というのを一つ、新たに柱立てをいたしました。そして、右側の 3 の（２）にあることを左側の 4 の報告の方

に丸移しをした上で、先ほど御説明をした、新たに報告していただく事項というのを追記してございます。これが大きな構成上の変更点でございます。

それと、右側の３の（２）の２行目には、報告をする先として水産庁の沿岸・遊漁室が書いてございます。これは厳密に言いますと、水産庁は広調委の事務局でありますので、正しくは、広調委に報告するというのは正しい表記になりますので、左側の４の（１）の２行目には「委員会に報告」というふうに改めております。

それ以外のことは、先ほどの２ページ目と全て平仄を合わせております。

続きまして、次の資料、別添の１－１をお開きください。

これは、例年、委員会指示と併せて事務取扱要領というものを作っております。一番上の件名にありますとおり、「くろまぐろの採捕に関する事務取扱要領（案）」としてございます。これは、現状でも定めておりますけれども、一部修正を加えております。

変更点としますと、ここには１ポツ、報告の方法として（１）から（３）まで書いてございます。実は、現状の報告の中には（４）としてファクシミリにより送信というのが入っておったんですけれども、そこは、先ほど御説明したようにオンライン化ということで、この現状にありますファクシミリに送信というものを今回の案からは削除させてもらっております。

それと、２ポツの報告に関する留意事項につきましては、このたび、新たな報告としまして、（１）では計量方法についての留意事項を書いてございます。

そして、次のページにいきますと、（２）では尾さ長などの写真を撮るときの留意事項、メジャーを当てて、メジャーを添えて尾さ長が確認できる写真を撮ってもらうというような留意事項を書いてございます。

また、（３）では、陸揚げした場所を記載する場合には、都道府県名及び場所、港の名前などを記載していただくような留意事項としております。

また、（５）では、身分を証明するものとしての写真についての留意事項でございます。

続きまして、３ポツには個人情報等の取扱いについての記載でございます。これも、現状でも個人情報を取り扱っておりますので、この書きぶりというのは今の委員会指示の運用、事務取扱要領にも記載してございます。これに加えて、一言加えておりますのは、いろいろな頂いた採捕報告の情報というのは、取締りや管理の観点から都道府県と共有することも想定されるということで、３の下から２行目の前半に「都道府県」ということを追記させていただいております。

続きまして、資料の別添の2をお開きください。

別添の2は、先ほど本体資料の3ページ目で御説明をした届出制についてでございます。届出制で今現状整理されているものを委員会指示の体裁に落としたものが、この別添の2でございます。書いている内容というのは、本体資料の3ページ目と平仄をしております。

構成としますと、1番の定義のほかに、次、2番の届出の項目については、(1)でクロマグロを採捕しようとする遊漁者についての記載、(2)としまして遊漁船業者に関する記載、裏のページに移りますけれども、(3)としますと遊漁船以外の船舶、プレジャー・ボートを運航する者に関する記載と、このような構成になっております。そして、もう少し先へ進みますと、(4)には届出の内容を変更した場合の変更届の事項も書いてございます。

以上、この書いていることは先ほど3ページ目と平仄を合わせたものとなっております。

続きまして、次の資料、別添の2-1をお開きください。

こちらは、届出に関する事務取扱要領でございます。

1枚目の件名には、クロマグロの「届出に関する事務取扱要領(案)」て書いてございます。先ほどの採捕に関する事務取扱要領と体裁は基本的に一緒でございます。

違うところは、1番の届出の方法としますと、現状では、届出サイトへの入力と電子データによる送信と、二つを書いてございます。前回の議論では、ここに郵送による届出ということもアイデアございましたけれども、先ほど御説明した折、その部分については削除をしております。

そして、2番の届出に関する留意事項があって、3番、個人情報等の取扱いについても、これも先ほど採捕のところで申し上げたような、同様にしております。このページで言いますと一番最後のところに、一番最後の行に「都道府県」ということを記載して、追記をしております。これも、届出情報というものを都道府県と共有しながらクロマグロ遊漁の管理をしていきたいというふうに思っておりますので、そういうことを念頭に「都道府県」ということを追記しております。

その次以下は別紙様式ということで、遊漁者が届出をするときの様式、遊漁船業者が届出をするときの様式、プレジャー・ボートが届出をするときに様式等々を付けてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○田中議長 ありがとうございました。

それでは、いろいろありますけれども、まずは、資料１の２ページ目の、この現行の広域漁業調整委員会指示に基づき行われている措置の見直しについて、これで確認をしたいと思います。これは、採捕の上限、バッグ・リミット、それから採捕報告など、現行の広調委指示で行われている措置の見直しについて議論した結果を、一覧表の形で整理したのになっております。また、別添資料の１では、これらの内容を反映させた委員会指示の案を示しておりますが、これでよろしいでしょうかというのがまず最初の。

どうぞ、森委員。

○森委員 この別添資料の１にある４番のイ、採捕したクロマグロの尾数及び重量。私、これ、去年も言ったと思うんですけれども、尾数は必ず１なんで、尾数は削除した方がいいと思うんですよね。例えばこれから入力フォームとか作ったりするときに、この数字をクリックして、引っ掛けみたいな状態になると思うんで、この尾数は要らないかなと思います。

○中島委員 いいですか、私も。

○田中議長 どうぞ。

○中島委員 そこは同じことを考えたんですけれども、何かいかにもキャッチ・アンド・リリースを認めるよというような様式になっているんですよね、何匹釣ったよというのは。１匹しか持って帰れないんだから、じゃ、あと何匹はキャッチ・アンド・リリースしたのという話になってしまうんで、そこはもう尾数は書かない方がいいと思いますけれども。

○田中議長 うん、そうだな。キャッチ・アンド・リリース、まだ法律用語にもなっていないから。

○鉢嶺課長補佐 一応、今でも様式の方には、今回３ページでも記載しておりますけれども、フォームには、リリースした尾数もいれられるので、持ち帰るのは１尾なんですけれども、一応リリースをした場合は報告できるようになっているんで、今回もあえて尾数を残しているという状況でございます。

○田中議長 言葉としては「採捕」だもんね。

○鉢嶺課長補佐 はい。

○森委員 ちょっといいですか。

○田中議長 どうぞ。

○森委員 これ、リリースの報告を今現状で受け付けているってということで、これは義務ではなく。

○鉢嶺課長補佐 任意ですね。

○森委員 任意で受け付けているってことですね。

○鉢嶺課長補佐 はい。

○森委員 どちらかというところ、その情報を、じゃ、欲しいということですか、水産庁としては。

○鉢嶺課長補佐 そうですね。

○森委員 今後それを強制にはできないですか、任意ではなく。

○鉢嶺課長補佐 今のところ、強制ってところまでは考えておらず任意という形で頂いているところです。

○森委員 今後、このデータ集め、現状把握という意味では、これをできるだけ早い段階で、リリースも報告してもらうようにした方がいいのかなと思うんですけども。例えばもう次の管理期間からとか、可能ですか。無理ですか。キャッチ・アンド・リリースも必ず報告するようにと。

○水川課長 それは水産庁が今決めることじゃなくて、議論が必要であれば、正にこの委員会で議論していただければと思う。

今現状としては、尾数と書いているのは、リリースしたものの押さえようと思えば押さえられる仕組みにしているというだけであって、それを変えて、レベルを引き上げるのかどうするかというのは、それは議論することだと思うので、別に水産庁が押し付けるものではないと思う。

○高田委員 いいですか。

○田中議長 どうぞ。

○高田委員 今言われたように、キャッチ・アンド・リリースの数もやっぱり報告すべきだと思う。漁業者も、やはり網を上げたり、網を下ろして逃がしたり、釣った仲間だって放しているの、そのところは数として、どのぐらい揚がったっていうのを知る以上、やっていく以上、やっぱり知るべきだし、それやった方が漁業者の方にも、遊漁でもやっていると思うもの。同等にしてほしいなと思います。

○田中議長 対等ということですね。

○高田委員 対等ね、はい。

○中島委員 よろしいですか。私は逆意見なんですけれども、まずこのリリースして情報が上がったのはカウントされていないわけですよね、水産庁としては。

今、キャッチ・アンド・リリース、今後時間を掛けて協議していこうという話になって
いますけれども、これでいけばキャッチ・アンド・リリース認めたことになっちゃうんで
すよね、今現で、実態は。

だから、ちょっとこれ違和感があるなというのを私は思ったんですよ、尾数を書くのは。

どうなんですかね、ここをあまり議論したら、したくねえなとは思っていたんですけれ
ども、一月1人1尾ってことは、船で出て一尾釣れました、じゃ、あとの時間はやっぱり
釣るんですかね。

○高田委員 釣るでしょう。

○中島委員 それは認めるわけですね。

○田中議長 でも、漁業では禁止で、枠に達したらアウトだ。

○中島委員 一月1人1尾ということは、これはもう決定事項として見ていいんですけれ
ども、じゃ、1回行って、俺1匹釣れた、また餌入れるよということになるのかどうか。
これ、議論し出したら多分答え出ないと思うんですけれども、ここが何か私は正直気にな
っていました。そこを議論せずに進めるかどうかってところはあるんですけれどもね。

○柏瀬副議長 ちょっと。

○田中議長 どうぞ。

○柏瀬副議長 一応、届出制の議論はちょっとこの後だと思うんですけれども、遊漁者に、
遊漁する者に関しては、届出制は年に1回だけということで、じゃ、その届出制をした人
が年間何日遊漁に出ているのかっていうのは、それだけでは把握できない。採捕すれば採
捕報告で把握できますけれども、実際、遊漁には出たけれども、採捕できなければ分から
ないと。リリースした数も分からないと。

要するに、目下の課題として、遊漁の実態を把握するということであれば、年に1回届
出制をして、遊漁に出たら、漁業日誌じゃないですけれども、獲れても獲れなくても、出
ましたよと。全く釣れませんでしたよとか、出たけれどもこれだけ、例えば30キロ未満の
が5尾釣れたんで、それは全部放流しましたよとか。さっき御懸念があったように、30キ
ロ以上は40キロ1匹採捕したけれども、それ以前にどれだけ放流したよとかという、操業
日誌じゃないですけれども、遊漁に出たらそういうのも併せて、義務付けるというのがい
いのか分からないですけれども、そういうことをすれば、より明確に実態が把握できるん
じゃないかなというふうには思いますね。

○田中議長 じゃ、桜井委員、どうぞ。

○桜井委員 桜井です。オンラインから失礼します。

すみません、先ほど委員の方がおっしゃっていた、キャッチ・アンド・リリースを認めることになるんじゃないかという懸念というのがちょっとよく理解ができていなかったんで、もう一度教えてほしいんですが。バッグ・リミットがあって、1日1本釣り上げたらそこで釣りが終了という意味で捉えられているから違和感あるという理解だったんですか。

○田中議長 どうぞ。

○中島委員 バッグ・リミットが1人毎月1尾ということは、厳しい話をする、私が行きました、今日1尾釣れました、じゃ、もう次回からは行きませんよねというのが筋だろうと思うんですよ。

ただ、次回から行ってもいいですよ、じゃあ釣れたらどうすんのって、逃がしますよ。であればキャッチ・アンド・リリースになるんじゃないかなという考え方です、私の考えは。

○桜井委員 ありがとうございます。

○田中議長 いいですか。

漁業では、枠に達したら漁場に行くことも禁止だからね。

○中島委員 だから、議論し出すと、ちょっと深みにはまっちゃうなと思って。

○森委員 いいですか。

○田中議長 どうぞ。

○森委員 現状としては、例えば関東の方が北海道に遠征に行って、3日間船押さえて、1匹持って帰りたいと。初日に釣れました、じゃ、これキープしますって。2日間、これ、やっぱり釣り行きます。リリースします。それが例えば釣り船にもお金を落とす、地元にもお金を落として、それ、我々の遊漁って多分経済効果が社会的な意味合いとしては大きいと思うんで、それを回し続けるということで、やっぱりキャッチ・アンド・リリースは有効だなと思うんで。資源を消費せずに回すと、経済を。

多分なかなか納得はできないかもしれませんが。

○中島委員 納得できるし、分かるんですよ。分かるんですけども、厳密に考えた場合にどうなるかなと。自分たちで矛盾に落ちてしまうんですよ。

もうこれ以上議論しても、ちょっとどうしようもねえなというところに入り込んでしまいうかなという気はします。

○桜井委員 桜井です。

○田中議長 どうぞ。

○桜井委員 いや、今おっしゃっていたのはちょっとすごく重要な論点で、私自身にとっても気付きだなと思いました。今、多分、御指摘というかコメントされていることって、結局このバッグ・リミット、1人月に1本というのが、ある種個人に対して割り当てられた枠というふうに解釈をすると、1本釣れたのに釣りの行為そのものを続けることの是非みたいな議論になるかなと思っていて。さっき田中議長がおっしゃっていた、漁業者の方々が枠が埋まれば操業停止するというところの枠というのが、個人に対して、このバッグ・リミットは個人への割当枠というふうにも確かに解釈できるので、その際に釣りに行き続けることを自体がどういう位置付けになるのかってのは、今日議論するのかどうかはさておきですけども、すごく大事な論点だなと思いました。

一応、個人的な意見でお伝えすると、当然、1本釣ったからといって、もうそれ以降釣りができませんよってことになるのは避けられるように制度づくりしたいなと思いますが。

○田中議長 行政としては反対だけれども、漁業法としてはちょっと矛盾するからね。

○中島委員 ええ、そうなんです。ここで、いや、俺、漁業者代表の方で来とって、それもちっと酷だよ、もうそれでやめちまったら酷だよって。

○田中議長 かわいそうだけれども。

○中島委員 分かるんだけど、発言できないんですよね、そういうことは。

○田中議長 かわいそうだけれども、でも、漁業法とは矛盾するよね。

○菅原委員 いいです。

○田中議長 それ、漁業者は怒っちゃうかもね。

どうぞ。

○菅原委員 いや、その漁業法の中に遊漁のことなんか何一つ書かれていないですよ。

○田中議長 そうそう。

○菅原委員 そうですよね。

もともとだから漁師さんというのは魚を獲ることになりわいを立てているわけであって、遊漁者というのは魚を獲ることになりわいじゃないんですよ。レジャーとしてやっている部分が圧倒的で、その延長線上の中に食育とかいろんなものも入っていくという。中には本当に、ただ釣って、全てがゲーム・フィッシングで終わらせている人たちもいっぱいいらっしゃるんですよ。

だから、そういうことを考えていくと、同じレベルで物事を考えていったら、やっぱり

合致するところって絶対にはないんですよ。それをどうやって譲歩していくのかというものがやっぱり必要になるのかなと。

さっきも言っていたように、遊漁者で僕らが行っていて、例えば持って帰ろうとしたら、今の20トン船の24メートルの船で6人が、乗り合いでやったって6人が限界なんですよ、やれるのが、引っ張って流していられるのが。この6人で、1人、乗合船で、最低5万なんですよ。5万払って、去年の4月1日解禁のときなんか、投げて、ものの5秒辺りですよ。5秒です。ほいって投げて着水したら、もうジャンプして食っちゃっているという状態ですよ。もう全員がその瞬間、1人やり取り始めるから、全員上げるわけですよ。絡むから。その1人をやり取りしていて、1時間ぐらいの段階で上がっちゃうんですよ。上がって、じゃ、これでおしまいにしましょうって言ったら、ほかの人間は5秒も、中には餌も下ろせなかった状態で、以上、5万円ですって言われる人間が出てきているということだよ。だから、そうするとやっぱり、どうしても遊漁者からしたら、ある程度規定の時間まではやらせてよってというのが、お金払った以上、持って帰る帰らないを別にしても、やらせてよってというのが心情だし。

その中で、だからやっぱり、キャッチ・アンド・リリースが漁師さんからとったら非常に感情的に、いや、ノーの部分とは、あるというのは僕もよく分かるんですよ。分かるんだけど、やっぱりいろんな海外の論文にしても何にしても、そういうものをちゃんと理解していつて生きるというものの自体が、本当は、だから、日本の中で立証されなきゃいけない。日本のデータとして作らなきゃいけないんだけど、なぜそれを水産庁も文科省もやらないのかというのが。やって何か問題が起きるのかな。

○森委員 いいですか。

○田中議長 どうぞ。

○森委員 多分、既に遊漁が釣ったクロマグロがリリース後に生きているという論文は海外でいくらでもあるんで、それをもう知見として採用してもいいはずなんですよ。わざわざ日本がお金使って、ここの海域でとかでやらなくても、同じ。

○田中議長 外国の場合は、ちゃんとそのスキッパーが教育を受けて、曳航のやり方とかを。だから、レベルが全然高いんですよ。だから、同じ率では全然なくて、やっぱりそうになると、ちゃんと日本独自で調べないと、外国の人は納得してもらえないんで。

○桜井委員 ちょっといいですか。

○田中議長 じゃ、どうぞ、桜井さん。

○桜井委員 ありがとうございます。

議長と、あと各委員の皆さんに、これ提案なんです、事務局の方に出していただいている資料、各細かな制度論のところを先に議論して議事進行できないかなという、ちょっと提案です。というのも……

○田中議長 ちょっと私の……

○桜井委員 ちょっと続けさせてください。

○田中議長 どうぞ。

○桜井委員 すみません。

結局、根本的な問題として、先ほど漁業法との矛盾が発生するというコメントにもあるとおり、やっぱりクロマグロの資源管理における遊漁の位置付けとか在り方そのものの幹の部分で議論できていないので、各論の話をしようとする、その幹の部分の認識のそこがそれぞれにあるんで、そっちにだんだん話が行ってしまっていて、議論がいい意味で深くなるというか、長くなってしまうかなと思っていて。なので、そういった議論は、今日、私から別途で資料提出させていただいていますけれども、また別途、皆さんと議論できたらなと思います。

ちょっとこれ、今のが御提案で、もう一つが、一応皆さんと認識のすり合わせをさせていただきたいんですけれども、二つあって、一つ目は、このくろまぐろ遊漁専門部会の会議の目的や位置付けなんですよね。もう一つが、今、田中先生、議長やっけていただいています、その議長の役割・位置付けってのがちょっと、この議論していく中ですごく気になって。

一つ目の今回の部会の目的って、私の理解だと、クロマグロの資源管理において遊漁の課題とか漁業者との調整というのを、その課題の解決のために議論する場所だというふうに思っているんですね。そのために、漁業者、遊漁者、学識者の方々、それぞれ立場は異なるけれども、経験とか専門性を持って委員に選任されているので、そういった方たちがみんなで議論する場だと思っています。なので、森さんがさっきおっしゃっていたように、例えば、キャッチ・アンド・リリースの報告を義務化するんぬんというのは、水産庁に義務化できないんですかって話しするものではなくて、この場で各委員の方々が平等に議論して、義務化した方がいいって結論を出せば、むしろそれがルールになるというふうに理解をしているんで、こういった理解がそもそも合っているのかどうかってことなんです。

もう一つが、じゃ、その会議を進行するときに、議長ってどういう位置付け・役割なんだってというのがちょっと私よく分かっていなくて、私の理解としては、今回の部会に限らず、こういう政府の検討会・委員会の議長とか座長の方々、特に学識者の方ってというのは、あくまで中立的な立場から、学術的な知見とか経験を基に、その議論の参考になる情報の提供とか議論の取りまとめ、議事進行を行うというふうに私は理解しています。

前回の例えば部会のキャッチ・アンド・リリースの議論の際に、私は漁業者のお二方にキャッチ・アンド・リリースに対する懸念とか所感というのは質問して、これ、非常に丁寧かつ現場の情報を提供いただいたので、すごくやっぱり参考になりました。

そのときに田中先生から、田中先生が議長として遊漁者への要望ということで、キャッチ・アンド・リリースの死亡率の調査が必要だよねってコメントを頂いたんですけども、これって私すごく違和感があります。

なぜかという、この場ってあくまで課題解決のための議論する場であって、遊漁者側がキャッチ・アンド・リリースさせてほしい、それに対して、あなた方はこういうことやらないといけないよ、こういうことが不足しているよではなくて、キャッチ・アンド・リリースが必要である、なぜならそもそも漁期が短い、その問題を解決しないといけないくて、その課題解決の一つにキャッチ・アンド・リリースがある、じゃ、それをできるにはどうしたらいいかっていうのはみんなが議論するべきであって、誰かが誰かに対して何かこれをしてくださいとかあれをやってくださいって言うのは、会議の趣旨に合っていないなと思っていました。この認識って、私がどこがずれているのか。ちょっと皆さんと何か違いがあったら、先に消化しておいて議論に入りたいんですが、いかがですか。

○田中議長　じゃ、私の方から最初にお話ししますけれども、私は問題点を提起したっていう趣旨で話したつもりなんで、誤解があるとちょっと申し訳ないけれども、別にやってくださいってお願いしたわけじゃないし、多分できないですよ、民間の人だけでは、こういうの。

しかも、クロマグロって全国回遊するので、全国の漁業者の協力もないと、その採捕、例えば標識放流したときに報告も上がってこないという問題もあるんですよ。だから、まずは——これ、一番最後に書いてあった、どこかに書いてあったけれども——仲良くしてもらわないと先へ進まないんじゃないかというのは私の一番の懸念ではあるんで。

○桜井委員　ありがとうございます。

なので、仲良くするために、先日、高田委員からもコメントいただいたように、とにか

くやっぱり感情的にハードルがあると、現場はいろんな、みんな思いでやっている。じゃ、現場で実際に交流しましょうというようなお話も頂いて、これ非常にいいことだと思いますし。

そこに対してやっぱり議長の方が、そういった議論とは別に、科学的な見地、資源評価の観点からも死亡率を出さないといけない。それは議長から遊漁者への要望ってことで明確におっしゃられていたんで、あくまで議論する際にそういった情報も一つ必要で、じゃ、その調査をいつ誰がどうやってやろうかという議論をしましょうということ、議論が必要ですよというようなことを言われるのであれば全く違和感ないんですが、遊漁者に対しての要望ということで、あくまでキャッチ・アンド・リリースをやりたい遊漁者に対して、死亡率が分かっていないと駄目ですよ、調べてくださいねという議論というのは、これは私の理解だと、その課題を解決するための議論、議事進行になっていないので、それに違和感があるので、そうならないように進行いただきたいなというリクエストでもあります。

○田中議長 はい、了解しました。

○中島委員 よろしいですか。

○田中議長 どうぞ。

○中島委員 桜井さんの思いもいろいろあって、ただ、キャッチ・アンド・リリースについては、もう少し時間を掛けてというお話でしたので、すみません、私が「キャッチ・アンド・リリース」って言葉を出したばかりに、こういう議論になってしまって申し訳なかったんですけども、キャッチ・アンド・リリースを議論する中で、今のところも今後整理ができたかなと思います。

だから、今日はどちらかというと、次回の広調委で報告できるような形で整理をしていただいたらなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○田中議長 ということで、どうでしょうかということなんですが、このデータ……

○柏瀬副議長 ちょっといいですか。

○田中議長 どうぞ。

○柏瀬副議長 今回、クロマグロの遊漁の規制ということで、実際に遊漁の規制というのは、日本では初めてのことだと僕は理解しています。実際に初めて遊漁の規制という部分に踏み込んだときに、今回のクロマグロのところでいろいろ問題点が洗い出されていると僕は思っています。やっぱり今後、新漁業法によってほかの魚種に関してもTAC管理していくという方向性になったときに、さっきお話もあったように、漁業法の中に「遊漁」

という言葉すらない中でどうやって規制していくんだという議論もあって、それはすごく大きなテーマだと思います。ここで議論すべきことじゃないと思いますけれども、是非別にそういう大きなテーマについても議論する場を設けていただきたいなという要望があります。

あともう一つ、桜井さんから意見があったように、現状として、この規制が入って、遊漁の持続性かなりの部分で縮小しているという実感があります。それというのは、やっぱり釣り人に対しては、釣りをある程度我慢しろと言ったら、ある程度受忍の範疇ではあると思うんですけども、クロマグロ遊漁を業としてされている方は実際に相当な死活問題に陥っていると。3年間やってきて、僕の肌感覚ですよ、もう限界のところに来ているんじゃないかなと思います。もう本当に死活問題で、例えば漁業の方ですと、これ、失礼な話ですけども、いろいろお金の面で優遇措置があったり、放流協力金が出たりいろいろしている中で、やっぱり遊漁船を営んでいる方とか船宿を営んでいる方は、我慢しろだけじゃもう我慢し切れないというところまで僕は来ているというふうに思っています。どうにか、新しい管理年度から、そういう方たちに少しでも光明が見えるような施策を打っていないと、恐らくいろんな不幸が現地で起こってくるというふうに僕は肌感覚としては思っているんですね。そこら辺はどうにかしないと。釣りだけだったら我慢しろと言ったら我慢できますけれども、やっぱりなりわいで生活立てている方は相当に厳しい状況まで来ていて、特に桜井さんは、遊漁船の業者をある程度取りまとめて背負われているんで相当にプレッシャーを、このままだとどうにも立ち行かんということを背負っているんで、少しでもいい方向にいければなというふうに思っております。

○田中議長 どうぞ。

○中島委員 当面把握ということであれば、私はそれ以上言いませんので。

○田中議長 そうそう。私は、実態把握の手段として尾数も書くと。

○森委員 これ、じゃ、次の管理年度からリリースも報告義務付けることに関して。

○菅原委員 できるでしょ、今されている。

○森委員 今までどおりということなんでしょ。

○田中議長 今、委員会指示として決めちゃえば。

○森委員 いや、今まではリリースは報告の義務がなかったです。

○中島委員 いや、尾数はあったでしょ、今までも。

○鉢嶺課長補佐 田中議長、今は任意で書くことになっています。

○田中議長 任意で。

○鉢嶺課長補佐 はい、義務ではない。

○森委員 それを義務化に進めたいなと思うんですけれども。

○柏瀬副議長 そうですね。だから、遊漁者の方も操業日誌を書かれているように、遊漁者も遊漁に出たら、釣れても釣れなくても報告を。

○森委員 釣れなくてもの部分はどうかかなって。今日も釣れませんでした、ゼロの報告がいっぱい来ることになると思うんで。釣れたり、釣れてリリースしたという、そのリリースした尾数の報告はあった方がいいかなって。

○柏瀬副議長 ゼロのときは報告ないけれども、リリースしたらリリースの報告はある。

○城崎室長 すみません、1点補足です。

今、水産庁の採捕報告のサイトには、確かにリリースした場合もあれば任意で御記入という仕組みになっています。それは、リリースしても採捕ですから、採捕報告の多分範疇になる。その部分は今任意になっている。釣れなかったは、採捕されていないので。

ただ、それだと、そこは多分報告の対象にはならないと思いますよね。今、柏瀬さんがおっしゃったように、釣れなかったとき、行ったけれども釣れなかったというのは、釣りに行った履歴だけなので、そこは採捕報告とはならないと思いますし、キャッチ・アンド・リリース、採捕したけれどもすぐ逃がしましたというのであれば採捕なんですね。今現状はそこはカウントしていないので、その裏をどういうふうに取りれるのか、確認のなかなかしやうがありませんけれども、全体像をこの機会にということであれば、それは採捕としてくださいと、そんなことになると思います。

○中島委員 よろしいですか。義務となると、もう完全に国としても認めた形になりますので、従来どおりでいって、キャッチ・アンド・リリースなり今後協議する中で取扱いを検討されたいと思いますけれどもね、私は。

○森委員 ちょっといいですか。

○田中議長 どうぞ。

○森委員 現状でも40トンの制限の中での、その達するまでの間のリリースは現状でも認められていると私は認識しているんですけれども。

○中島委員 今の様式によるとそうですね。だから、そこを今変える必要はないんじゃないかと。今後、キャッチ・アンド・リリースも協議しながら、併せて整理していったらどうだろうかというのが私の意見です。

○田中議長　じゃ、任意で報告ということでもいいですか。義務化するのは反対だと。報告は、でも、データを集めるという点では必要なんで。いいですか。

○高田委員　いいですか。キャッチ・アンド・リリースを認める認めないは別として、マグロの数、釣った人、そこのところはどうなのかなという、やっぱり思うんですよね。

自分も漁業者で出ているんですけども、自分の立場は、組合長もやっているし、いろんな遊漁船、マグロのやつらも見ています。両方を見ていて、やはり今、この間も出たように、マグロしか釣るもんがないんだよとかっていう問題もあるんですよ。

その漁場、漁師としては漁場に自分たちは行かない、行けていないのに、行くというのはやっぱりどうなのかなとか、いろんな頭ん中、俺もいっぱいなんですよ、正直言って。それを話していく中で、両方いる中で、やはりうまく、初めから俺たち言っているように、漁場というものをどれだけこれから大切にしていくか。それというのは、漁業者だけでなく、やはり遊漁船、特に遊漁船も漁業者もうちは組合員だもんで、これから先ってクルーザーなり、何だろうが、正直な話分からない。今もそういう中でカウントされていないような船もあるし、そこんところをちゃんとしてかないと、それ、どういうふうになっていくかはちょっと別として、やはりそこはこれから先の、言っているように、話合いの中でうまく、マグロに、何にしろ、漁場を守っていくべきだと思うので、それは漁業法にあるとかないを抜きに、そういう問題がまずあるってことは、やはり遊漁する方も漁業者も分かっていると思うんだ。そこんところは現場に下りてやっぱりかくかくやらないと、最終的には、こういうところじゃなく、各ところでいろんな問題が出ているはずなんですよ、このマグロに関しては。

だからこそ、今こうやって突き合わせれば漁業者とバーンと、ガチンコになるところもあると思うんですよね、正直な話。だけど、それを何とかしていこうという話なんで。やはりここんところ、せめてこのところでは漁業、遊漁、やっぱりマグロというのがこれだけ増えちゃって、今言われたように、もう大型魚だっていっぱい、うちの方もいっぱいだし、小型魚に関しては今日も定置に入ったやつはみんなリリースしているし、だから、そういう切実な問題があるのでね、なかなか。

いいですよ、キャッチ・アンド・リリースもいいですよ。だけど、今言われたように、本来的には1か月の間で1匹。だけど、釣りというのは行くと思うし。だから、そこら辺をやっぱりもっとこれから先詰めていかなきゃならないだろうけれども、今日はある程度簡単に終わるのかなと思っているわけ。

○田中議長 いや、私もだよ。この間やったから。

○高田委員 そんなような、先に思いをちょっとしゃべらせてもらいました。

○田中議長 じゃ、どうしますか。任意で。

○城崎室長 現状は任意なんですね。

確かに義務になってしまうと、今、採捕報告の正確性の確保ということで、採捕については写真を出させようと、いろんなことになっています。そのくぐりでいくと、キャッチ・アンド・リリースも採捕であるから、キャッチ・アンド・リリースをした場合の、じゃ、証拠はとか、写真はとか、そういうところにもいく可能性もあるし、そこはなかなか今の現状、このタイミングでは、ある意味、もうそこは間に合わないような気がします。

今現状は任意となっているので、中島さん言ったように、任意で取りあえずやってみて。1年間やってみて、また来年、変更点があれば変えましょうって話は随分やってきているので、これでやってみて。多分これからまたキャッチ・アンド・リリースの議論も続くでしょうから、そういう中でまた考え方が詰まってくれば、ここに、この採捕報告におけるキャッチ・アンド・リリースをどういうふうに扱うんだって議論になってくるでしょうから、そういう議論があったということはテーク・ノートしつつ、今現状では、私は任意の方がいいのかなと思います。

あと、ちょっと補足ですけれども、確かに漁業法上に遊漁って、なかなかうまくばちつと収まるような仕組みになっていませんけれども、私もこれ、かねて申し上げてはいますが、採捕には変わらないんですと。遊漁も漁業も採捕には変わりはないで、採捕されたものをどういうふうに扱うかということなんですってことは、これまでも話をさせてもらってきています。

なので、今ここで問題になっているのは、採捕の捉まえ方が遊漁と漁業じゃ違うなということが問題になっているんであって、考え方は一緒なんです。採捕ってのはこういうことですよっていう、そこは解釈はもう決まったものがあるので、そこに遊漁が沿うのか沿わないのかって話に今なっているんで、別に遊漁について漁業法に何もないだけではなくて、遊漁は採捕という行為についてはちゃんと漁業法に整理がされているので、それに漁業と遊漁がどういうふうに整合するのか、その議論だと思っているんですね。私は、なので、漁業法の中にはちゃんと遊漁の場合も含めた採捕という行為は規定されているって思っているんで、そこはちょっと誤解がないように補足しておきたいと思います。

○森委員 1点いいですか。採捕っていう定義の概念として、基本的に捕まえたものをキ

ープする前提が採捕。

○城崎室長 いや、そこはキープしてもしなくても。

○田中議長 獲るという行為が。

○城崎室長 手元に残るは残らない関係ないという解釈をしてくれています。

○田中議長 獲るという行為、採捕する行為、それを採捕と定義している。なので、採捕停止命令が出ると獲りに行っちゃいけないというのはそういうことなんですよ。

○城崎室長 目的としてですね。なので、でも、意図せずに捕まえちゃったら、採捕してしまったら、そこはすぐ逃がせば、そこは平気ですよっていう整理をしている。

○森委員 まず、ちょっと先にいいですか。「採捕」という言葉を使っている限り、このキャッチ・アンド・リリース前提の釣りは成り立たないということになりませんか。

○城崎室長 そこが、だからずっとこれまで議論をしてくれているということなんですね。

○森委員 なので、漁業用語で遊漁を管理しようというのが多分難しいと思うんですよね。やっぱり遊漁用の法律、遊漁は遊漁、キャッチ・アンド・リリース……

○田中議長 そうそう、もっと言って。

○森委員 そういうキープを前提としない釣りもあるのが我々の遊漁なんで、違う法律で管理すべきかなとは思いますが。

○菅原委員 ちょっといいです。

○田中議長 どうぞ。

○菅原委員 多分その採捕の概念というのは、それ、水産庁の考え方の概念ですよ。ウィキペディアとか国語辞典に関する採捕とは違うと思うんだよね、僕は。国語辞典とかウィキペディアに載っかっているものでは、今も調べてみたけれども、出てくるのは、動植物を取っ捕まえてこっちのものにしちゃおうっていう。

○田中議長 所持をすることは言っていないんだね。

○菅原委員 言っていないですよ。

○田中議長 遊漁法では、漁業法では。

○菅原委員 これはだからあくまでも、僕は水産庁の勝手な「採捕」という名前の中の考え方じゃないのかなと思っちゃったんだけど。

○中島委員 ちょっといいですか。水産庁の味方するわけじゃないんですけども、法律解釈の中での「採捕」の考え方になりますので、水産庁というよりも、水産庁が考えるんでしょうけれども、国として法律解釈はこういうふうにやりますよというところから来て

いますので、そこはちょっと違うのかなというような気はします。

○菅原委員 いや、どうなんだろう。

○中島委員 だから、キャッチ・アンド・リリースをやるというんでは、採捕して、それから、じゃあ、その次の段階でリリースもいいよというような解釈していくのか。それは今後の考え方だろうと思うんですよ。

○田中議長 でも、漁業、普通にリリースはしているよね、どの漁業でも。例えば製品規格というより、小っちゃいやつでも勝手に放流しているわけじゃないですか。それについては法律で決めていないだけで。

○高田委員 いや、自主規制でやっていますよ、小さいの。

○田中議長 普通にやっていますよね、リリースすること自体は。

○中島委員 自主規制だけじゃなくて、実態もありますよね。ただ、それを採捕したら逃がしますよと。

○田中議長 そうそう、そうね。

○菅原委員 もう一つ、だから、先に延ばす、先に延ばす、先に延ばすと言って、何か解決するのかと思うんですよ。ずっと僕、もう大分、水政審も6年になって、多分過去最長にいさしてもらったけれども、何か一つのことを変えるにしても、ずっと先延ばしになるんですよ。問題点が起きたら、それを解決しましょうっていう感覚にならないのかな。

何かあると、何かちょっと。ちょっといい具合に流れが変わってきたかなと思うと人事異動で人が替わっちゃって、また最初に戻る。その繰り返しばかり何かやっているような感じがしてね。もう、いや、非常に申し訳ない言い方だけれども。

その中で、やっぱり我々サイド、遊漁者だけじゃなくて、それに関わっている旅館業。桜井さんなんかよく言っていたのが、旅館業とか飲食店業者とか、そういう人たちの生活がもうかかっちゃってんですよ、実際問題。いや、これだから、ほかのものやればよかったって、それが取り柄で成り立っているところってやっぱりあるわけですよ。

逆に言っちゃったら、今年なんかスキー場ね、物すごい雪国、雪多いからいいですよ。新潟の湯沢で雪降らないでくださいよ。降らなかったらどうなるか。ほとんどの旅館業が、それで廃業ですよ、1年で。1年間の食いぶちは、あのたった数か月の中だけでみんな稼いでいるんですよ。

それはだから、遊漁船業者も漁業者も多分同じだと思うんですよ。

○田中議長 同じなんです。

○菅原委員 同じだと思うんですよ。そこに関して言ったら、例えば、じゃ、この問題を後に送りましょうと言っていて、このくろまぐろ会議が令和7年管理年度になって、4月からまた毎月毎月やりますかって、やらないですよ、きっと。やらないですよ。夏以降とか言っていて、前回、去年だって夏以降と言っていて、1回目、12月なんです。

○中島委員 ちょっといいですか。この会議始めたときのスケジュール感として、まず、今までの管理の強化をやりましょうと、それが2月、3月の広調委に対する答えですよと。そして、届出制とキャッチ・アンド・リリースの議論については、これはもう少し時間掛かるよねということで、最初のスタートはそうだったなと思うんです。私はそれで理解していますし。だから、今、私が言いたいのは、とにかく広調委への報告事項、それをまずまとめて、来年と言ったらやらねえって言うかもしれないけれども、それは最初のスケジュール感の中で議論をしていくべきだろうと私は思っています。

ただ、この前の議論でも言いましたように、私はキャッチ・アンド・リリースというのは簡単には回答が出るとは思っていません。言いましたように、クロマグロだけじゃないんですね。クロマグロだけができる理由がないんですよ。だから、全体的な見直しを掛けていく必要があると思うんで、簡単に答えが出る問題じゃないと思っています。慎重にまた検討すべきだろうと。

○田中議長 子供が磯でカニ獲ってリリースするの、キャッチ・アンド・リリースですかって。

○中島委員 いや、この前も言いましたけれども、俺、あしたヤマメ釣り行くって。

○田中議長 どうぞ、桜井委員。

○桜井委員 いいですか。桜井です。

これも皆さんに御提案なんですけど、この検討会のスケジュールとは別に、延長ラウンドというか別のスケジュールで、ちょっと会議体の開催を調整いただけないかなというお願いです。

ほかの、昨年も私、別の検討会、他の省庁、出ていましたけれども、やっぱりアジェンダが消化し切れなくて、非常に各委員、前向きにアジェンダを消化して課題解決しようってことで延長し、半年ぐらい。当初半年の検討会を、半年延びて、開催回数が倍ぐらいに増えたというようなこともあったんですけども。

やっぱり今日の議論をしても、根本、漁業と共存するために、クロマグロの遊漁及び遊漁をどう位置付けるかという幹になる議論というのは、これ、かなり時間取ってやら

ないといけないと思いますし、さっき菅原委員がおっしゃっていたように、もう早急にやらないと、地域とか個別の事情を見ると、非常に問題が切迫しているのです。

こうした各制度とかルール各論の細かいことは、これはこれで広調委のスケジュールをやって詰めていかないといけないんですけれども、同時進行で、やっぱり遊漁の在り方そのものの議論をしないといけないし、そのときには、法律、法解釈とかの話はもちろんですけれども、高田委員とか中島委員おっしゃっている漁業者の方々の実態とか声というのは、遊漁者側も正直、分かっている人もいれば、分からない人たちもいて、そういう声をお互いに聞けるというのは重要なので、ちょっと別で開催を提案したいです。

○田中議長 これは水産庁への要望ということで、誰が。

○城崎室長 沿岸・遊漁室長でございます。

今、お話があったことで、今日まで3回、今日で3回目ですけれども、3回でやりますというふうに初めからやってきたわけでは全然なくて、私も冒頭から、短期的に整理すること、中長期的に整理することがありますという話をさせてもらっていましたので、まずは、この来年の4月以降に向けたやつは、これはちゃんと整理をしないと大混乱になる。そこはちゃんとこのタイミングでまとめてもらおうと。それ以外については中長期的な課題ですということをしているので、今、現時点で4月以降のスケジュールが、確固たるものがあるわけではありませんけれども、そこは引き続き議論をしていくという、そこはイメージを持っています。

そこが今、桜井さんがおっしゃった別立てで同時並行にと。そこ、ちょっと私のイメージと合うかどうか分からないんですけれども、引き続き中長期的な課題で、まだ結論が出ていないものがあるんであるから、引き続きこの合同会議なりの議論は続いていくと、このような理解をしておりますけれども、そういう理解で桜井さんはよろしいのでしょうか。

○桜井委員 良いんですが、それであれば会議の議題分けとして、やっぱりその根幹になるところの議論と、この各細かい制度の議論というのも、明確に分けて進行いただきたいなと思っているんです。

そうしないと、要は毎年毎年、マグロの資源状況も漁場の状況も毎年毎月ペースで変化する中で、来期のルールを検討しようということで、正直、時間がほとんど消費・消化されてしまうんですね。

結局、クロマグロの遊漁をどう扱うかってときに、例えば今日私が提出している資料にもあるとおり、漁期、クロマグロの遊漁の釣りができる期間が短い。これを要は問題意識

持っているわけですが、じゃあ、これは例えば漁業者の方から見ても、クロマグロ釣るなどとは言えない。釣ってもいいけれども、実際にどれぐらいの期間・場所で釣っても良くて、例えば感情的に思うのか思わないのかみたいなのがすり合わさっていないと、ただ単になるべく長く釣れるようにしようと思っただけでも、数日間しかなかった採捕期間が何日か延びればいいって考える人もいるし、毎月、例えば遊漁船業であれば30日間営業できた方がいいという人もいる中で、じゃ30日間、もし仮に営業ができるようにしようってなったときに、考えられるルールとか制度って全く異なると思うんです。

それが毎年毎年状況が変わってくると、そういう細かなルールの変更というところだけでも議論すべき内容が非常に多いんで、今日ずっと議論に出ている採捕の定義もそうだし、遊漁の位置付けみたいなのところなんか、幹のところのすり合わせ。これは特に遊漁者側ってよりも漁業者の方々のやっぱり感情を含めた意見もお聞きして、こういうふうに位置付けて、こういう状態を目指していこうというのが今明確にないじゃないですか。私の理解だと、ないと思っているんですね。いつもいつも現場で出てきた課題を、今この1年単位の委員会指示のルールでカバーしていくというようなやり方をしているんで、そうすると、本当にさっき菅原さんとか柏瀬さんおっしゃったとおり、もう間に合わない、その現場として、それで経営とか生活が圧迫している人たちがいるんで。

目先のルールをやっぱり直すというのと、中長期は別でやります。中長期で議論しようってことは、毎年毎年先送りされちゃうので、同じ会議で別立てでアジェンダやるか、月に同じ会議を2回やるか、どのようなやり方でもいいですけども、そういうふうにして、きちんとアジェンダが漏れなく消化するようにしていただきたいということです。

○城崎室長　その他のところですね。その他のところでやるようなことは。一番、その他ですね。その他って、今この場では押さえとくところは十分。

○田中議長　今の論点は将来的な話でもあるんで、ちょっとまず先に、後でやるとして、今紛糾しているところの尾数、これをどうするかと、先に決めたいと思いますけれども。これ、任意で報告するでもいいですか。

○高田委員　今回は任意でいいんじゃないですか。

○中島委員　私は従来どおりで結構です。

○田中議長　これ、今後検討するということで、議事録に残しといてもらえるようにね。

○森委員　リリースを義務化するって、多分、報告内容も少し変えてこなきゃいけないと思うんで、それを議論している時間、今日ないってことも含めて。

来期からの義務化を我々目指したいと思っているんで。

○田中議長 そうですか。

○森委員 はい。また、じゃ、来期以降……

○田中議長 今後議論するというのを議事録に残してもらって。

○森委員 はい、お願いします。

○田中議長 従来どおり任意で今年度は行うということでよろしいですか。

○菅原委員 義務にしなくてもいいです。義務にしなくても一文、例えば「クロマグロ遊漁の部屋」でいいですから、一文でいいから、極力リリースしたものも報告してくださいぐらいのものを書くのは別な問題だ。

○水川課長 既にウェブサイトの中にQ & Aがあって、その中に今おっしゃったようなことが正にもう書いてあるので、もうちょっとプレーアップして載せた方がいいということであれば、そうします。

○田中議長 大きい字で書いて。

○菅原委員 大きい字で、赤い字で書いて。

○田中議長 そうそう、目立つように。

○鉢嶺課長補佐 リリースした個体については可能な範囲で報告をお願いしますというような書き方はしています。

○田中議長 ということで、じゃ、本件はこれで……

○中島委員 ちょっとすみません。

○田中議長 どうぞ。

○中島委員 この議論の後でちゃちなこと言いますけれども、船舶情報で、プレジャー・ボートを利用した場合に船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号と。まず第1点として、漁船登録番号がここに挙がっている心はどういうことなんですかね。

○田中議長 組合員なんでしょう、これ。漁協職員がやっている。

○城崎室長 これ、船検証の各欄の記載に合わせているだけです。

○中島委員 いや、漁船登録番号が出てくるという意義が、何で、どういうケースに出てくるのかなと思ひまして。

○菅原委員 それは、同じ船宿けれども、何隻も船持っていたら、何杯も同じ業務ができるんですよ。そうすると、どの船でやっているかが。

○田中議長 第何何とか丸みたいな。

○菅原委員 そうそう。

○中島委員 船宿で漁船登録をしている船でやっている場合に、何隻かのあれがあり得るってことですか。

○菅原委員 そう決まっているんです。

○中島委員 ただ、これはプレジャー・ボートを利用した場合なんですよ。

○城崎室長 はい。

○中島委員 もう1点、ちょっと気になったのは、私は勉強不足で申し訳ないんだけど、船舶番号と船舶検査済票の番号って違うんか、どうなのかっていうのが。

○城崎室長 はい。微妙に違います。

○中島委員 違うんですか。

○城崎室長 そこは、はい、違いますね。

○中島委員 分かりました。じゃ、漁船登録番号がプレジャー・ボートのときに必要になってくる意義が分からないんですよ、正直言って。どういうケースが考えられるのか。

○田中議長 プレジャー・ボートでねっていう。

○中島委員 ええ。

○田中議長 組合じゃないからね。

○中島委員 だから、例えば漁船で知り合いを乗せて遊漁へ行きましょうという場合も船舶検査を受けとかなないと、漁船登録だけじゃ、それできないですよ、法律行為として。

じゃ、船舶検査済票でいいんじゃないのと。漁船登録番号を書かせることによって、あえて何か法律違反を助長するって言ったら大げさですけども、何かそういう気がしてならないんですよ。だから、これ必要かなというふうに私は思います。

○城崎室長 趣旨は、小型兼用船の場合、いろいろな場合があって、その船に載っかっている番号は複数ある場合があると思うんですね。そういう場合を想定してでしょうけれども、今の船舶検査証には、船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番、どれでもいいから書いてくださいっていう、そういう様式になっているものですから、それと平仄を合わせた形としています。

○中島委員 様式になっているっていうのは、何が様式になっている。

○城崎室長 船舶検査証ですね。船検証の様式にそういうふうを書く、それと合わせているだけなわけですね。

○中島委員 それをそのまま。

○城崎室長 ええ。

○中島委員 何か現実的にはあり得ないよね。

○田中議長 漁船じゃないよ、そういうのは。

○中島委員 なるほど。微妙だね、何か。じゃ、漁船登録やとったら遊漁やっていいの
というような感じにも受け取れられかねないかなと。そんなところがちょっと気になった
んですよね。

○城崎室長 どちらかに限定しても、それは構わない。

○鉢嶺課長補佐 繰り返しますけれども、船舶検査証書の中で船舶番号、船舶済証の
番号又は船舶登録番号って書く欄があるんで。

○中島委員 登録番号。

○鉢嶺課長補佐 そのまま、その言葉そのまま書いただけです。

○城崎室長 分かりました。そこを誤解が、確かに漁船、プレジャー・ボートでも漁船登
録してという話もいろいろ問題生じかねないのであれば、少なくともプレジャー・ボート
であれば、小型兼用船としては船舶番号あるいは船舶検査済票の番号持っていることは当
たり前なので、そこは……

○中島委員 漁船だとそうなんですよ。

○城崎室長 ええ、分かりました。

○中島委員 例えば遊漁やるとか工事船の警戒船やるとかいうと、安全検査受けとかない
といけないんで。

○城崎室長 それは小型兼用船として受けなくちゃいけないんです。それであれば、
船舶番号か船舶検査済票の番号は持っているはずなので、そこは誤解がないよう、ちょっ
と。

○中島委員 ちょっと検討してみてください。

○城崎室長 はい、分かりました。

○田中議長 ほか、よろしいですか。

○水川課長 今の文言を最終的に、例えば漁船登録番号は要らないよとして、消す・消さ
ないについては、ちょっとこちらに一任みたいな形でも大丈夫ですか。

○中島委員 私はいいです。どちらかという、消した方がすっきりするんじゃないかな
と思います。

○水川課長 分かりました。

○田中議長　じゃ、そこはマイナーな変更ということで。

○中島委員　今までは出ていないでしょう。

○田中議長　出ていないと思う。

○中島委員　出ていないですよ。

○城崎室長　出ていません。これはプレジャー・ボート、そもそも規定がなかった。

○田中議長　出ていないからね。

○中島委員　次の届出のところも、これが出てくるんでしょうね。

○城崎室長　はい。

○田中議長　では、これは軽微な修正になるかもしれないんですが、委員長一任という格好でよろしいですか、こっち。

ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

じゃ、その点は後で検討するということで、ありがとうございました。

この点、以上で、この内容で親委員会の方に諮ろうと思います。

念のために確認しておきたいことがあるんですけども、施行日。

○城崎室長　4月1日。

○田中議長　本年4月の1日からとすることによろしいでしょうかということなんですが、というのも、大分、今回の修正、報告する内容が変わりますので。複数追加されますし、採捕したクロマグロの写真とか本人確認の提出書類など、いろいろと求める内容になっております。バッグ・リミットも月1尾とするので、規制強化と、制限の強化とを感じる人もいるかと思います。このように釣り人の立場からすれば規制の大きな変更になりますが、4月の1日からだと周知期間が1か月ぐらいしかないということですが、それでも問題ないという解釈でよろしいでしょうか、皆さんの御判断として。

○森委員　はい。

○田中議長　よろしいですか、特段反対がないということで。

桜井さんもよろしいですか。

○桜井委員　はい、良いです。

○田中議長　ありがとうございます。

それでは、ただいまこのように合意に至ったということで、本日出席の委員全員の一致した事項として、広域漁業調整委員会に報告したいと思います。

では、続きまして……

○菅原委員 ちょっといいですか。

○田中議長 どうぞ。

○菅原委員 バッグ・リミットの件で、個人のバッグ・リミットは決まったけれども、船舶の、1船のバッグ・リミットって決めなくていいんですか。前と同じ状態でいいの。

○田中議長 じゃ。

○城崎室長 委員会指示自体は「者」に係る指示なんで、船という概念は今はないです。

○菅原委員 1日2尾でしたっけ。

○城崎室長 2尾。

○菅原委員 あれ、どこかに。

○城崎室長 アメリカってそういう話になりましたけれども、今ここで言っているのは、委員会指示は採捕した者に係る委員会指示なので、船舶の方に係るものではないです。

もちろん、船舶の方で1匹釣った人がもう1匹釣ろうとしていたら、おいおいって話になるかもしれませんが、そこは今、船舶の遊漁船の船長さんなりプレジャー・ボートの運航者に係る話ではないと理解をしています。

○菅原委員 いや、先ほどからのキャッチ・アンド・リリースの話でも出てきて、漁期をどうやって延ばすかという中でいったら、1船のバッグ・リミットもちゃんと決めておかないと。というよりも、大型魚、例えば200キロのやつを、先ほども言いましたけれども、大体乗合船でも6人がマックスなんですね。ほとんどが4人から6人で仕立てを組んでいるところの人たちが多いんですよ。200キロ、6で割って、持って帰って食えるの。

○高田委員 いいですか。この間、あれ、やっぱり200キロ先のやつを釣ってきたけれども、全部持ち帰ったよ。船頭も、「おみやもらえた」って言ったら、「俺にももらえなかった」なんて言っていたぐらいだから、持って帰る人は持って帰ると思います。

○菅原委員 基本的には、だからクロマグロの場合って、売買、商売で使うのも駄目じゃないですか。そう考えたときに、あんな量を一つの家庭で、たとえ御近所に配ろうが、消費できんのかな。僕の中では、変な話、240キロのやつ6人で割ったけれども、とてもとても、配っても配っても、冷凍庫に、サクにして凍らしていても、入る隙間がないというぐらいになっちゃうんですよ。

○高田委員 そうですね。

○菅原委員 そうなるとやっぱり、ある程度、この間の横浜中央卸売場じゃないけれども、

横流しとか起きないようにするためには、1船のバッグ・リミットというのをもうある程度決めちゃった方が僕はいいんじゃないのかなと思うんですよ。

○田中議長　じゃ、その点も今後の検討課題に。

○菅原委員　にするという形にしますか。

○田中議長　そう。今この場で結論出ないよ。

○中島委員　さっきの話じゃないですけども……

○田中議長　今この場で結論は出ない。

○中島委員　5分間で釣れて、じゃあ、あと、みんな指くわえるのって話になるでしょうから。ほかの人は釣れるというんだったら、またね。

○菅原委員　6本釣れちゃったら、もうさばけないですよ。どうするんだろうね。もうそれだけで期間の半分ぐらいの。

○田中議長　いろんな人がいるから、またそこが問題になるんだ。

○田中議長　ということで、また議論する議題が1個増えちゃいましたけれども。

それでは、次は3ページの2、新規の管理措置ですね。届出に関することなんですが、前回の会合では、届出制を新たに導入するという事で全員合意して、対象者とか内容についてはいろいろ議論があつて合意が、事項も結構おおむねコンセンサスが得られたというところで、資料の3ページ目にはその内容が整理されて記載されておるところでございます。

具体的な委員会指示の内容については、別添の資料の2に示されております。

一方、導入の時期については様々な意見がありまして、最終的には4月から、今年の令和7年の4月から7月に導入すべきというところまでは合意されたと思いますが、具体の導入の開始時期を決めなければなりません、決められた委員会指示を作れませんので、決める必要があります。したがって、まずは開始の時期について議論をしたいと思います。

本件につきましては事務局から発言があるそうなので、よろしくお願いいたします。

○水川課長　議長、ありがとうございます。

皆さん、お疲れさまです。

届出制の開始時期というのは、前回の御議論だと4月から7月、遅くとも7月からの遊漁には適用したいというような御議論だったと思います。

もちろん、開始時期を決めるのはこの委員の皆さんの権限であり責任でもあるので、事

務局がどうこう言うものではないかもしれませんが、我々行政機関の行政官として、これまで法令に基づくいろんな規制というのを入れてきました。その経験から見てると、3か月、そんな短期間に導入するという形で果たして大丈夫なのかなという一抹の懸念を抱かざるを得ないかなという印象を持っています。

特にこの点、やはり丁寧に、更に言えば、客観的に見て、これは合理的な周知の期間を取ったねというふうに見られるような、そういう形で導入していかないと、様々なリスクというものはあるだろうというふうには感じています。例えば、慌てて入れていくという場合に、これ、実際に規制を受ける方、届出しないといけませんよと言われる方々がたくさんいらっしゃると思います。そういった方々に結構な混乱を招くのかなというリスクあるとか、あるいは、実際、あまり周知が行き届いていないがゆえに、この届出制のルールというものが実際は不履行になっているというものが多発するおそれとか、あるいは、関係者の皆さんの中で、規制に対する理解よりも、むしろ反発みたいなものを大きくしかねないといったこと。あるいは、場合によっては訴訟を起こされるリスクというものも高まってくるということは一つ頭に置いておく必要があるのかなと思っています。

せっかく新しい制度を入れるので、これがスムーズに動いていくようにするというのをやはり考えておく必要はあるのかなと思っています。ちょっと余計なお世話かもしれませんが、行政官の長年の経験からすると、この手のものをやるときに考えておいた方がいいことというのは、あらかじめお伝えしておきたいと思います。その上で、皆さんで御議論いただければと思っています。

まず、周知に関してですけれども、あまり楽観し過ぎない方がよろしいんじゃないかなというふうに思います。

我々が法令で何か規制を入れるときというのは、そもそも導入まで、それを決めるまでの過程で相当いろんな会議もしますし、実際に法律や省令を変えて、規制を入れますと決定してから、実際にそれを施行するまでは大抵1年ぐらいは時間を取るというのが一般的であります。もちろんその過程でホームページに載せたりもしますが、それだけじゃなかなか伝わりませんので、実際にはいろいろ説明会を各所で開くとか、能動的に「こういうことになりますからね」というのを伝える取組をするというのが一般的な形です。

翻って、今回の釣りの関係者の方々に対する届出制ということを考えると、まず、どのぐらいの方がこの規制を受けるのかというのが実は分からない。相当な数に上る可能性がある。かつ、これまでは釣り人には採捕報告の義務とかをかけてきましたけれども、今回

は新しい人にもかけようとする。それはすなわち、遊漁船業者であったりプレジャーボートの運航者という新しい規制を受ける方が出てくるという話をしているというのが2点目ですね。

そういう不特定多数、かつ、かなりの数に上るであろう人々に対してこういう規制をかけるというときに、この情報を伝達する手段として確実に効果的なやり方というのが、今確立されたものがあるかという、ないんです。

翻って、漁業の方を見ると、漁協の系統組織とか、あるいは業界団体というものが現にありますので、漁業で規制を入れるときというのは、こういうルートというんですかね、漁協系統ですか業界団体というものを十分に活用することで、情報伝達というのは結構図られるという面があります。

でも一方で、釣り関係者の場合というのは、必ずしもそういうものがあるわけではないということは認識しておいた方がいいのかなというふうに思っています。

皆さんのお手元に、「沿岸くろまぐろ漁業に届出制を導入したときの流れ」とという見出しのある縦長の紙があるかと思います。これをちょっと御覧いただきたいんですが、我々もちょっと説明不足だった面もあって申し訳ないと、この場を借りておわびしますが、沿岸のクロマグロ漁業に同じような届出制というものを入れたときの流れを、事実関係を整理しているのがその紙になります。

御覧いただきたいんですが、一番下の方に赤字で平成23年7月1日からとありますよね。このときは、平成23年の7月1日から沿岸クロマグロ漁業を営む方は届出をしてくださいねということを決めています。

実際の届出の受付の締切りは平成23年の6月20日、下から二つ目のところです。

では、ここに至る前に、一体どの段階で「届出制を入れますよ」ということを通知していたか、アナウンスをしていたかという、一番上にいっていただいて、実は平成22年の5月の段階で既に農林水産省の方からプレスリリースという形で、ひき縄等の自由漁業を対象として、これがいわゆる「沿岸くろまぐろ漁業」と呼ぶものになりますけれども、ひき縄等の自由漁業を対象として、将来の隻数制限を視野に入れ、届出制に移行するということをプレスしています。そして、「平成23年度からの実施を目指す」ということを、もうこの段階で言っています。なので、先ほど申し上げた一番最後、平成23年の7月1日に先立つ1年以上前から、「届出制を入れますよ」と、「平成23年度に入りますよ」ということを実はアナウンスをしていて、その後、「浜回り」と我々はよく呼んでいますけれど

も、現場の方に行って、こういうことになっていますからということを説明しています。

それを受けて2番目に、平成22年の11月の26日に日本海の広調委を開いて、そこで、この沿岸くろまぐろ漁業の届出制導入についてというのを諮っています。

実は、もうこの段階で、2ポツ目にあるとおり、平成23年7月1日からの期間でこれ始めますよという、具体の制度設計の中身をもう出しています。締切りが6月20日までの届出ですよということも実は出しています。11月の段階です。

これを受ける形で平成23年の3月に、最終的にはこの広調委の指示という形式に落として審議をし、了解を得て決定されているということです。

したがって、広調委の指示の案が確定したのは確かに平成23年3月でありますけれども、実は、届出制、こういう形で入れますよという具体のものは、平成22年の11月にはもう示しています。したがって、実際に始まるもう7か月ぐらい前から具体的には示しているという状態になります。

なので、漁業ですら、先ほど申し上げた漁業の系統組織等々、情報伝達の手段がある程度確立されている漁業ですら、これぐらいの一定の周知期間というものは取った上でやっている。

翻って、じゃ、釣りの方に関して同じような届出制を、これよりもはるかに短い3か月という周知期間でやって本当に大丈夫なんだろうかということは、やはりここは慎重に御議論の上で考えられた方が、いろんなリスクというのを考えれば、妥当なのかなと思っています。

もう一つ言うと、仮に知らなかったと、釣りの方あるいはプレジャーの方へこんな規制が入ったの知らなかったといっても、違反すればそれは広調委指示違反になりますので、その行き着く果てというのは行政処分、つまり裏付け命令を受ける。さらに、その先には刑事罰。懲役と罰金の両方あり得ますけれども、刑事罰に行き得る。そういう規制を今皆さんはかけようとされている。いうことなので、結構重たい話といえば重たい話なんだろうと思います。

なので、この辺はよくよく認識をした上で、開始時期というのは御議論された方が間違いないのかなと思います。

あと、もう1点、前回も出ましたが、システムの話です。

水産庁は何をやってるんだって怒られるかもしれませんが、届出をシステムとして受け付けて、例えば届出番号を届出されてきた方に返すというようなこと、これ、システムが

ないとできませんけれども、これは7月までにはできません。なので、例えばですよ、「私、届出しました、出しました、でも、それ、本当にちゃんと水産庁に届いていますか」ということを不安に思う方、特に真面目で誠実な釣り人の方が、「俺の届出はちゃんと届いているんだろうか」ということを心配される方というのは、番号も返ってこないし、システムがないので、場合によっては水産庁に一々問い合わせなきゃいけないということになりかねません。

やればいいじゃないかという話なのかもしれませんが、そこまでの負担とか、手間というか、そういったものを課す必要がどこまであるのかと。それを上回るだけのメリットというのは何なんだろうかっていう、そういう視点でも御検証されたらいいんじゃないかなというふうに思っています。

ここから先、私が申し上げることは完全に越権かもしれませんが、私の行政官としての経験から言うと、7月まで3か月でこれを導入するというのは、多分に拙速なのかなという感じを思っております。非常にリスクがある話だなというふうに感じております。

ここから先は皆さんの御議論なり御判断ということにはなりますけれども、やはりちょっと、今申し上げたようなことは一定程度認識をした上で御議論いただければというふうに思っております。

すみません、長くなりましたけれども、以上です。

○田中議長 ありがとうございます。

それでは、他の項目も含めまして、今お示ししている案について、御意見ございますでしょうか。開始時期、特に。

菅原委員。

○菅原委員 ちょっと以前にも話はしたんですけれども、過去、ライフ・ジャケット着用の義務化に移行したときって、施行、義務付けになってから、猶予期間が当初1年と言っていたのが、3年ぐらい、たしか延びましたよね。いやいや、延びたって、もう施行はされているんです。義務なんですけれども、でも、取締りは注意だけで終わっているんですね。1年間はとにかく周知期間として、そういうふうな措置を取りますよというやり方をしていたんですよ。

○水川課長 ちょっといいですか。正確に言うと、ライフ・ジャケットの義務化は省令を改正して行いました。国交省で。平成29年2月に公布しています。義務化されることを決めた省令が平成29年に公布されていますが、その義務化自体の施行は1年後です。平成30

年2月。

さらに、おっしゃったように、違反したら違反点数が付きますよっていう措置が更にその3年後だったと思います。なので……

○田中議長 そんなに掛かったの。

○水川課長 ええ。ライフ・ジャケットを着けなきゃいけませんよという決定をしてから、実際にその義務が発動するまでに1年置いています。

それから、先ほど申し上げた、公布しているっていうときと施行されるタイミングってというのがずれているのはそういう意味。

さらに、その違反を点数として付けますよというのが、ちょっと細かいことは知りませんが、先になっています。平成30年の2月から。だけど、平成29年に省令改正をしたときに、既にたしか「違反の適用そのものは平成34年からにしますよ」とということも併せて決定していたはずです。

なので、その辺の決定事項を全部含めて、実際決めてから、それが動き出すまで1年置いているんですよ、周知期間として。違反をするしない、違反として扱う扱わないということのために1年置いたとか数年置いたとかということではなかったと。

○菅原委員 要は、私が言いたいのは、その前にもう既に子供は義務化されていたんですね。でも、周知が足りなかった。あの状態で、その周知期間を長く取れば、じゃ徹底できるのかっていったら、できなくて、恐らく保安庁さんサイドとしてはああいうやり方をしたんだと僕は思っているんですよ。

だから、もしこれを1年間の中で周知する時間があると、徹底的に国民に周知できますよという何か案は、方策は水産庁として持っているんですか。

○水川課長 時間を掛ければという以前の問題で、水産庁が遊漁者あるいはプレジャーの運航者あるいは釣り人に周知を確実にできるなという手段がないということが問題。それが漁業の場合と全然違うっていうことなんです。

3か月っていう周知を、じゃなくて1年たったって2年掛けたって伝わらないものは伝わらないってというのは、そう言う方はいらっしゃると思います、確かに。

ただ、考えるべきはそういうことではなくて、訴訟なんかのリスクなんかも踏まえて、実際に、合理的な期間、周知期間を取ったよねというふうに見られるような措置を、我々が検討して取ったのかということが大事。いつまでたったって、末端の全100%の人間に伝わることはないと言われれば、それはそうかもしれませんが、問題は、これだけ

のことをやろうとして、漁業でも届出制を導入するのにこれだけの時間を掛けたとという例がありながら、我々が今、前回までの議論でやっていたように、3か月で十分です、それが客観的に見て合理性があるよねっていうふうに思われるかどうかってことだと思うんです。

そこを、あまり前回の議論ではそういう視点からの議論がなかったように感じたんで、あえて申し上げているというふうに御理解いただきたい。

○桜井委員 よろしいですか。

○田中議長 はい、じゃあ桜井さん、どうぞ。

○桜井委員 桜井です。よろしいですか。

ありがとうございます。長年の行政官としての御経験からのコメントということで、遊漁者側にとっては大変参考になるかなと思います。

その際に、客観的な合理性というところでいくと、一つ確認しておきたいのが、今回のクロマグロの遊漁の規制、これが周知期間が非常に短いことによって、現場で混乱が起きた事例というのはあると思っています。それは令和3年、2021年、広域漁業調査委員会で急遽、遊漁の採捕量が非常に多かったってことで一律に大型魚採捕禁止になったってことで、現場ではほとんどの方々が知らなくて委員会指示が出されたという、遊漁者、クロマグロ遊漁においての事例、実例があるのかなと思っています。

今の一応アドバイスというかコメントでいくと、漁業者の方々であったり、他の行政上の周知の期間の話とともに、令和3年、2021年の遊漁の規制、これも、周知期間の有無どころか、もう非常に唐突に委員会指示が現場としては出されたという理解を多分されているんだと思います。私なんかはこの活動していましたんで当然その状況というのは分かりますが、現場、ほとんど知らなかった。

これに対しては、先ほどの行政官として長年の御経験で漁業者の例を見るとというところでコメントを仮に頂くとすれば、この令和3年、2021年の委員会指示の周知期間であったり採捕禁止措置を、僕は、出してみても、先ほどおっしゃった訴訟のリスクとか、行政サイドとしてのリスクみたいなところでいくと、実は客観的に見れば今回の方が、もう規制も、4年目ですか、5年目ですか、長くたっていますし、当初、令和3年、2021年のときと比較すれば、非常に客観的に見ても、リスクは低いのかなというふうにもちよっと思うんですが、その点は、水産庁さんとしてはいかがですか。

○水川課長 ありがとうございます。多分その話をされるんだろうとは思っていました。

まず、確におっしゃるように、令和3年に初めて、小型魚の採捕規制と大型魚の10日以内の報告でしたかね、その規制を入れたときってというのは3か月ぐらいしかなかったというのは事実です。

私から見方からすると、今回やろうとしている届出制ってというのは、正にその届出をするというアクションを物すごい数の人に求める、プラス、それをしないとクロマグロ遊漁しちゃいけませんよっていうところまでやろうとしているので、ちょっと令和3年のときに入れた規制とは次元が違うかなと思っています。それが一つ。

それから、既に令和3年から何だかんだいろいろ入れているからというのは、確かにそうだと思うんですけども、今回、遊漁船業者それからプレジャーの運航者という新しい方々にも規制をかけようとしているという中で、単純に比較できるのかなと思います。その辺、よくよく慎重にお考えになられた方がいいんじゃないかなと思います。

訴訟のリスクというものをちょっとあえて申し上げたのは、やはりそういうことを、実は漁業からもクロマグロに関しては訴訟を起こされて。

○田中議長 いっぱい起こされて。

○水川課長 別に起こされることを恐れてとかいうことを言っているのではなくて、司法の裁判、司法の判断になったときに、やはり我々が負けるリスクというものはあるわけですよ。そのときに、負けたときに、この規制の違法性だとか妥当性だとかというものが一から問われてしまうんです。そうすると、この専門部会とか広調委で決めている、そのことの正当性とか、この専門部会に対する信頼性とか、そういうものに傷が付きかねないリスクがあると思うんです。

それだと、やはり今後、皆さんおっしゃるような遊漁枠の設定とか、段階をしっかりと踏んで、管理をしっかりしていきたいという流れそのものに悪影響が出る可能性というのはあると思うんですね。なので、そういうこともよくよく考えられた方が、結局は長い目で見たらしっかりとした制度の定着ということになっていくんじゃないかなということ、アドバイスを申し上げているということでもあります。

○中島委員 よろしいですか。

○田中議長 どうぞ、中島委員。

○中島委員 まず、実態の方からお話ししますと、漁協の方は、漁業者は、こういうのが出たら、届出を作るのは漁協の職員です。だから、漁協の職員がぱっと聞いて、じゃ、おまえ、出すな、出すなで、まとめますから確実に話ができるんですよ。ところが、遊漁

者の場合はそういうことがないというのが自明です。

それともう一つ、私も行政経験、県庁におりましたから、正直、3か月というのは怖くてやり切りません。せめて1年——前回のこの場でも約1年、令和8年4月からというお話ししましたがけれども——が一般的な常識かなとは思っています。

訴訟のリスクというお話がありましたけれども、御案内のとおり、訴訟なんて誰でも何でもできますからね。そこで原告適格があるかどうかというのは判断されますけれども。それで、もめたときに拙速にやって、そういうのが、今お話しされたように、我々が今議論していることが本当に良かったのかどうなのか、そういうところまで来たときに、結果的に遊漁者の皆さんの数なりなんなり把握するのが遅れるだろうと思うんですよ、私、そういうのが起こると。

だから、やはり1年ぐらいかけて、周知の方法いろいろあるんだろうと思いますけれども、その辺を徹底した上でやるべきだろうと、私はそういうふうに思います。

○柏瀬副議長 よろしいですか。

○田中議長 どうぞ、柏瀬委員。

○柏瀬副議長 丁寧に周知するというのは非常にいいことだと思います。

ただ、やっぱり、冒頭に言ったように、スピード感が今求められていて、スピード感を求めてやらないと、実際に遊漁船、一部地域の遊漁船をやられ、クロマグロやられている方とか宿を営営されている方の持続性がもうゼロになってしまう可能性があるということで、スピード感を持たなくちゃいけないという危機感を非常に持っています。

今回、クロマグロに関してもリリースの問題ですとかいろいろな問題がありますし、ほかの魚種に関しても今後TAC管理していくということで、今お話あったように、やっぱり、漁業者に対してはそういう通達ツールも体制も整っているけれども、遊漁者に対しては全くないという問題点が一つここで明確に洗い出されたと。だから、議事録に残してほしいのは、これも問題点として今後どういうふうにしていくのかというのは議事録に残していただいて、きちんと検討していかないと、次も同じ問題でスピード感がどんどん遅くなっていきますんで。

今回、我々が届出制の導入を焦っているというのは、やっぱりさっき言ったように、一部の地域のクロマグロ遊漁業者の持続性がもう途絶えてしまいそうだとところで、焦りが非常にあるということは御理解いただきたいなというふうに。

確かに、おっしゃるとおり、できることだったらやっぱり周知期間は長い方がいいし、

丁寧に議論した方がいいというふうに僕は思います。けれど一方で、そんなに悠長にもし
ていられないということもあると……

○田中議長 背に腹は代えられないとかね。

○柏瀬副議長 ということです、はい。

○田中議長 経済問題はね。

○柏瀬副議長 そうですね。

○田中議長 経済問題は。

○柏瀬副議長 やっぱ切実な声ですね。今まではちょっと愚痴程度で済んだのが、や
っぱ切実な声が届き始めているということで、御理解いただきたいなと思います。

○田中議長 ということで、どうでしょうか。

○中島委員 そういうことを議事録に残すということでよろしいんですかね。

○柏瀬副議長 そうですね。そのことは議事録に残していきたいと思いますが、今
お話あったように、導入時期に関しては、僕、当初から丁寧にやった方が良いことは申し
上げておりましたが、事例として、周知が徹底できずに、この届出制を知らずにクロマグ
ロを遊漁して採捕して、真面目に届出をしたらイエローカードが付いてしまったというよ
うな、要するに真面目な人がばかを見ちゃうようなことはよろしくない。それを防ぐた
めには周知期間はある程度必要かと思います。

○森委員 真面目に採捕報告をされている。

○柏瀬副議長 ああ、採捕ですね、そうですね。

長く取った方がいいとは当初から主張していましたが、あとは、ほかの委員の方
の御意見もあると思いますけれども、僕は、さっき言ったような事情もありますけれども、
周知期間は丁寧にやった方がいいかなとは思いますが、

どうでしょう、ほかの委員。

○城崎室長 1点。今、丁寧にというのはどれぐらいの期間でやればいいという意味なん
でしょうか。

あと、確かに遊漁船業者、クロマグロ遊漁を専業にやっている人の状況というのは、こ
れまで各委員からお話は頂いていますけれども、地域によると、クロマグロとほかの遊漁
者物を組合せてやっている遊漁船業者もいるし、あと、プレジャー・ボートの遊漁者もい
る。この数は、プレジャー・ボートの登録だけで15万とかそれぐらいの話があって、プレ
ジャー・ボートでクロマグロを楽しんでいる遊漁者の方、その人たちへの周知・配慮とい

うのは、日釣振はどう考えられているのでしょうか。今、遊漁船業者に対する措置期間という話は分かりましたけれども、プレジャー・ボートの遊漁者に対する混乱しないような配慮、そこら辺のことをどのようにお考えされているのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○柏瀬副議長 我々日釣振、僕は日釣振の代表として出てきていますから、日釣振というのは遊漁者の団体ですから、業者の、当然業者もその中にいますけれども、業者、遊漁船業者ですとか地域の旅館さんとか、地域経済のことを代弁する立場にはないんですけれども、あくまでも遊漁船、遊漁者の立場を思うとしたら、周知期間は、それは長い方がいいと思います。大体どれぐらいを考えているんですかっていう問いに関しては、1年ぐらいが妥当じゃないのかなと僕は思います。これはあくまでも遊漁者って立場だけです。

ただ一方で、その業ということに関して言えばまた話は別になりますけれども、遊漁者の立場としたら、ある程度のところまで周知徹底できるには、やっぱり1年ぐらいは必要なのかなというふうに、立場としては思います。

○田中議長 どうぞ。

○中島委員 システムがいつぐらいに完成の予定でしたっけ。

○城崎室長 システムは、令和7年中。

○中島委員 今年中。

○城崎室長 はい、今年の年末ぐらいをめどにやっています。そこもちょっと、システムの相手がいるもんですから、確約はなかなかできませんけれども、それぐらいのスケジュール感で今進めているところです。

○中島委員 だから、通常、システムができて、それからちょっと試しなり試行期間があってという形になりますので、それがまだ早くて令和7年中ってことですよね、今の話では。

○城崎室長 はい。

○中島委員 だから、それがちょっと延びる可能性もあるんであれば、1年ぐらいがちょうど期間的にはいいのかなという気はします。

○田中議長 そうすると、措置の導入は。

○中島委員 令和8年の4月、私の意見はですね。

○田中議長 8年の4月からという。

柏瀬委員、そんな感じでよろしいですか。

○柏瀬副議長　そうですね。私は、釣り人の立場からすると、周知期間はそれぐらいで、ちょうど年度替わり、管理年度をタイミングにした方がスムーズかなという気はします。

ただ、あと、ほかの委員の方は違うものを背負っていらっしゃる方もいるんで。

○田中議長　立場が違う。

○柏瀬副議長　ええ、立場が違うんで、そちらの方の意見も。

○田中議長　どうぞ。

○菅原委員　いや、私も別に、令和8年管理年度からというのもありなんだとは思っているんですけども、問題、今現状で皆さん、水産庁さんサイドの方も、要は、どれだけのクロマグロをやっている遊漁船業者がいらっしゃるのか、どれだけクロマグロをやっている遊漁者がいるのか、それが把握できていない。それを把握しないことには次なる課題への検討ができなくなるんですよ。

○田中議長　打つ手がないんです。

○菅原委員　それだから、令和、今度8年にして、そこで初めて始めましょうというのと、もう1年この話が先送りなんですね。その間にできるはずのものができなくなる。

だから、僕は何回も言っているように、その大まかな像を見るためだけに、逆に言っちゃったら、ちょっと僕、事前のあれでは室長ともお話ししたんだけど、この広域漁業調整委員会指示というものをなくしてでも、できるだけ届出してくださいというような状態で、もう速攻で始めていっちゃっていくべきじゃないのかなって。そこで全体像が分かると、どういうふうなことがいろいろあるのかということもできないのかなという。

今の話でいくと、令和8年管理年度から、4月1日からやりましょうというのと、多分この内容とまた変わるんじゃないのと、もう。というのも、この内容で届出っていうと、年に1回出せばいいような状態で、ずっと採捕する1日前まででしょ。でも、システムができたなら、僕は多分そうじゃないと思うんですよ。要は、1回出すんだったら、令和8年4月1日、その管理年度が始まる4月1日の手前の段階ではもう来期の届出が出されていて、いくつという形じゃないのかなって僕は思うんですよ。

いや、最終的に本当にTACで管理しようと思うんだったら、そうしていかなかったら、管理ってできるのと。届出だけで管理ってできるのという話までいっちゃうと思うんですよ。

それは、そのシステム作る、今年作っているものだって、この内容が全然違ったら、もうデータベースから何からいじらなきゃいけないわけですよ。追加事項が何になる

のか、どういうふうに振り分けていくのかとかいうようなものを作るために。

最終的にどこを目指しているのかが、ずっと話を聞いていてもね。いや、そのやり方でずっとやっていて、話を聞いていて、ずっと、何か申し訳ないんだけど、ずっと言い訳とかいろんな、何かかんかくつけて話しされているのを聞いていても、最終的に、じゃ、どこのどういう管理を目指しているのかが分からない、僕の中では。それを、できれば本当に近々に、水産庁としてどういう管理をするんだというのをお示ししていただきたいと思うんですよ。

○柏瀬副議長　ちょっといいですか。

この届出制にこだわったのっていうのは、やっぱり一刻も早く、いつも実態が分からないというふうに言われるんで、実態の把握を一刻も早く我々したいと。一步でも早く次のステップに進みたいということで、届出制の時期に関してこだわっているわけですがけれども、実態を把握するのであれば、この届出制という手法じゃない方法でもできるのかなというふうに思うんですね。

例えば実態調査を、お金の予算の問題もあると思うんですけども、これ、行政としてどうなのか分からないですけども、お金を掛けないでやるとすれば、今後、クロマグロに関してはポジティブな方向でやっていきたいんで、クロマグロを遊漁する方はサイトで、連絡網じゃないけれども、登録してくださいとか、遊漁船の方も登録してくださいとか、その関係者名簿を整備するとかね。お金を掛け、それ、信頼性がどこまであるか分からないですけども。

例えば、この届出制に関して言えば、実際導入するのは来年の管理年度だからだとしても、それに先立って、何かそういう実態を把握する方向性が具体的にあれば、少し明るい光が見えるのかなという気もするんですけども。

○田中議長　桜井さん、どうぞ。

○桜井委員　届出制の導入時期についてはなるべく早く、具体で言えば、令和7年の早くて4月、遅くとも6月までにお願いをしたいと思います。というのも、ちょっと私もやっぱり理解できていないんですが、そういった時期の認識で前回まで議論が一定されていて、なので、この今の提案のたたき台の資料も、ブランクにはなっていますが、そもそも令和7年の管理年度を指して資料化されていますので、そういう時期でお願いしたいと思います。そうなったときに、もちろんやっぱりリスクとか周知期間というのは当然考慮されるべきだと思っています。

なので、ちょっと確認なんですけど、クロマグロの遊漁者の実態を早急に、具体で言えば、この令和7管理年度の実態を把握しないといけないっていうことに関しては、これは反対される方、意見が違う方というのはいらっしゃるのでしょうか。これは水産庁も、漁業者の皆さんも、遊漁者、他団体の皆さんも含めて、いらっしゃるのかなってのが一つです。

ここは、私の理解だと、なるべく早く実態を把握した方がいいよねっていうことだと、合意が取れていると思っています。

特に令和7管理年度は、これまでとまた異なって、初めて毎月均等割で12か月に月割りをします。かつ、私も現場に出ていてと思いますが、年々やっぱり、マグロの、魚の数自体が増えています。そういう中で非常に、また漁期が短くなったり、その現場の状況を把握する必要性ってのは、これも年を追うごとに増していると思うんですね。となるとやっぱり、現場の釣りをしている人の数、エリア、これが把握できないことには令和8管理年度の委員会指示含めた規制内容の議論もできないと思っている。まず、ここが合意が取れているか。

それが合意が取れているんだとすれば、先ほど話にありましたけれども、委員会指示以外で何らかの行為規制というか、届出させるっていうこととかを義務として通達するってのは現行上難しいと思いますので、逆に、先ほど水産庁さんがおっしゃっていたようなリスクを回避した形、有効なのかはさておきですけども、罰則の規定がないとか、実態が把握できるその報告させるという行為自体を委員会指示で出せないのかっていう。実態把握のために情報、データを集めたい。集めるために、集めたい、かつ、先ほどおっしゃっていたような様々なリスクを回避した場合の委員会指示案はどうなるかっていう方を、個人的には議論した方が良くないかなと思っていますが、皆さんいかがでしょうか。

○田中議長 2点あったと思いますが、1点は、なるべく早く調査して、それについては皆さん合意できますかと。これ、反対ではないと思うんですけども。

○柏瀬副議長 そうですね。なるべく早く……

○田中議長 実態把握。

○柏瀬副議長 実態は把握。

○田中議長 2点目は、可能かどうかってのは、行政の方のお答えなりを頂かないと。罰則なしの委員会指示ってできないんじゃないの。できるの。

○水川課長 いや、できない。というのは、桜井さんがおっしゃっている質問が、委員会指示には書くけれども罰則がかからないようにできないのかということであれば、それは

ちょっと制度的には無理だと思います。

実態を把握する広調委指示ではない何かとというと、義務的に、届出してくださいねというのを何らか課す以上は、こういう広調委指示であれ、あるいは何かの規則なり規制なりが必要になりますけれども、それは難しいと思うので。それこそ実態調査というのか、アンケートなのか、そういう任意ベースで回答いただくようなことぐらいだったら考えられるとは思いますが、果たしてそのやり方でどこまで出してくれる方がいらっしゃるのかっていうものもある。出てきた数字が実態の把握になるのかどうかというのは、ちょっと心もとないところはあります。

○中島委員 よろしいですか。

○田中議長 はい。

○中島委員 例えば団体の中でどれくらいいますよとか、そういうのは出てこないですか。

○菅原委員 出ないでしょうね。

○中島委員 出ないですか。

○森委員 いいですか。

○田中議長 どうぞ。

○森委員 多分、J G F Aに関しては、メンバーシップ会員制なんで、把握しようと思えば把握はできるはずです。

ただ、水産庁さんが今やろうとしていることと同じで、じゃ、こういうアンケートを取って、回答をもらうのに時間は掛かると思います。

今回この届出制も、じゃ、導入するに当たって、次の7月が無理であるなら、もう7月っていう、7月に開始してくれって我々がいくら押しても、もう仕方ないですよ。システムができるのは12月ってさっき言っていたんで、今年ないって言っていたんで、少なくとも1月だと思うんですよ、開始可能なのって。それで1年1月にするか3月にするかって、その3か月間を急がせる意味はあるのかなって。管理年度の切れ目から導入ってことで、4月1日でもいいのかなと私は思うんですけども。

○田中議長 課長が紹介した、このクロマグロ沿岸資源の経緯っていうのを見ると、一番最初にプレスリリースしていますよね、来年からやりますみたいな。これを今の段階でやってもらって。それは、そこまではできるんでしょう、来年。

○中島委員 広調委の了解というか、広調委として出しているのであれば。

○田中議長 そうそう。了解してもらって、プレスリリースしますよと。明日、そういう

の了解もらって、報告してもらって、導入する項目はこんな感じのものじゃないけれども、同時にここで書いてあるようなことを現行案みたいに。

○森委員 もう1点いいですか。

○田中議長 はい。

○森委員 そのシステムができるのがもう今年の年末までという話なんで、年末にするにはって、もしこれは開始が4月、令和8年の4月……

○田中議長 8年4月ですね。

○森委員 からになるとすれば、この届出内容はこれでいいとして、同時にシステムにアンケートを一緒に載っけてもらえないかなって、もっといろんなことを把握できるような。

○田中議長 具体的に。

○森委員 それをこれからまた別の会議で煮詰めながら。

○田中議長 なるほど。

○森委員 もっと届出。

○田中議長 もうちょっと充実した形のものを。

○森委員 そう。全員の釣り人からこういうのを出してもらうんで、せっかくの機会なんで、ちょっとアンケート載っけて、10問ぐらいなりなんなり。したら、もっと、大分把握できると思うんですよ、全体像が。

○中島委員 それ、言えますね。だから、委員会指示とは別に、任意じゃないけれども、いろんなことを調査するってのは。

○森委員 年間、釣りに行っている日数であったりとか、じゃ、昨年度何匹釣りしましたか。

○田中議長 簡単な質問にした方がいいと思います。

○森委員 何匹釣ったか、何匹キープしたのか、何匹リリースしたのか、実態を把握できるようなものを載っけて開始できればベターなのかなと。

○城崎室長 すみません、ちょっと補足ですけれども、前回の会議の後に水産庁では、現状の今の検討状況、4月からの採捕報告の強化の部分と、届出制でこういう議論がされていますという注釈を付けた上で、水産庁HP「クロマグロ遊漁の部屋」にはすぐ掲載をしています。

この水産庁のサイト自体に閲覧数が記録されるわけではないので、どれぐらいの方が見ているか分からないですけれども、クロマグロ遊漁に日頃関心のある方は時々は見ているだろうとって、見ていらっしゃる方もいるかもしれません。そういう方からすると、届

出制というのが、時期はよく分らんけれども、なるんだなという心積もりにはなっていると思います。

その心積もりをできるだけ多くの人に持ってもらいたい。期間がどれぐらいかという話を先ほど課長からさせてもらっていたもんで、もちろんそれでも1年でも2年でも見ない人は見ないでしょうから。そうはいっても、1年ぐらいやれば確かにいろいろな媒体を使った普及啓発もできるし、工夫のしがいがあるのではないかなと思っているので、そういうこと踏まえて、周知のイメージを持って施行日を決める議論するのがよろしいかなと思います。

○菅原委員　ちょっと1点だけ。

○田中議長　どうぞ。

○菅原委員　ということは、要は、2ページ目までは今回発出しますけれども、3ページ目以降の届出に対しては、周知期間を持って、来年4月1日からにしましょうという形にするということですね。この内容は、じゃ、公表しないよってということですね。多分変わるでしょう、だって。

○田中議長　変わるかもしれないけれども。

○菅原委員　大体、おおよそこんな感じだ。

○田中議長　おおよそこんな感じ。

○菅原委員　おおよそこういう形にはなるかもしれませんという形ですね。

○田中議長　そうそう、それぐらやっておかないと……

○菅原委員　これは、なるほどね。

○田中議長　情報を流したものにならない。

○菅原委員　要は、だから……

○田中議長　アンケートが加わるかもしれませんとかそんな、脚注のところに入れてね。

○菅原委員　アンケートがあるのもいいんですけども、要は、最終的に本当にどういう管理をしたいかというものに基づいてシステム構築しなかったら、ただの金の無駄遣いになるんだよ。どういう考えで、どういう形で管理していくかというもので見えないと、それって作り上げられないでしょ。後から追加でこれが入って、あれが入ったって、またシステム、手加えろなんてやっていたら、とんでもない話になると思うんだよね。

○田中議長　どうなるかは分からないけれども、まだ現状がどうか分からないと。

桜井さん、どうぞ。

○桜井委員　ありがとうございます。

先ほど、委員会指示でやっぱりやるというのが私は重要だと思っています。というのも、任意のアンケートだとか団体ごとにみたいなところだと、実態の把握はかなりやっぱり難しいと思います。そもそも令和3年以前、クロマグロの遊漁者による採捕量調査ってのは正に水産庁さんのアンケートで捉えていて、年間15トンぐらいでしたかね、たしか。数字が上がってきていましたけれども、それと実態というのは乖離していたので、やっぱり任意ってのは難しいと思います。

これは水産庁の皆さんにもお聞きしたいんですけれども、例えば、その除外条件というか、今の広調委の指示、クロマグロ遊漁の指示に関しても、小型魚は一律採捕禁止の指示が出ていますと。ただ、直ちに放流すれば違反にはならないわけですよね。なので、今回も届出制、例えば試行的に導入したときに、何らかそういった条件を付記して委員会指示を出すと。なので、やむを得ない事情があった場合とか、直ちにその後申告すれば違反にはならないみたいなものを書けば、別にいろんなリスクは回避できて、その結果、期日までに届けられるか。例えば受付期間、採捕しようとする日の1営業日前までにというふうにしている締切りの期間が、一部形骸化してしまうとかというのももちろんあるとは思いますが、やっぱり調査をやるかやらないかって、もうかなり大きな差だと思いますので、そういった運用の仕方も一つ案としてあると思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

○田中議長　まずは、委員会指示は罰則のないような逃げ道を作ってできるかと。

指示だから、普通はできない。

○中島委員　委員会指示だから、委員会指示の対応をこういうふうに変えるってことは、これは現実的には無理だと思うんですよ。

○田中議長　無理だと思います。

○中島委員　だから、何度も繰り返しますけれども、これをやることによって、拙速にやって、感情的な、中にいろんな人がいますので、議事録残ったらまた文句言われるかもしれないけれども、中にはいろんな人がいますので、「このやろう、こんなことしやがって」って、訴訟提起まではいくらでもできるんですよね、誰でも。だから、そういうことを考えた場合、そのリスクはヘッジしておくべきだろうと私は思います。だから、何かあったときに、いや、1年間これだけちゃんと猶予期間与えて出していますよねというのが言えるようにしておかないと危ない。危ないというか、かえってスタートを遅らせるような気

はします。

○桜井委員 いや、中島委員、いいですか、桜井ですが。私、法律の専門家じゃないんで、今のところ、ちょっと教えてほしいんですけども、訴訟提起された場合というのは、誰に何のリスクが具体的にあるというふうに理解しておけばよいでしょうか。

というのも、もうそもそも……

○田中議長 そんな可能性がある。

○桜井委員 この実態調査、届出制の——いいですか。

○田中議長 どうぞ。

○桜井委員 実態調査の、この届出制の議論で別に、遊漁者側とか我々がというよりかは、もともとやっぱり実態を把握しないと、いろんな制度を作ったり、例えばキャッチ・アンド・リリースの是非の議論をしたりとか、そういうことができないかは実態調査が必要で、すよってことで、むしろ行政側から根本的には出てきた話だというふうに私理解していますし、前回の議論まででいけば、4月から、遅くとも6月末、7月1日から実施されるというふうにもう、ある意味、結構合意形成されていたものが、今急に令和8年の4月かなというふうになっていて、その内容、具体的内容が正にそういった様々なリスク。もちろんこの周知できないことによって形骸化するとか、有効性・実効性が担保されないんじゃないかみたいなところは、私は正に第2回か第1回目の議論のときに感じたのでコメントしているんですけども。

先ほどから出ている訴訟提起がされるってのは、訴訟提起された場合、具体的に誰がどういうふうな訴訟をされて、何かデメリットが出るんでしょうか。何か僕らが訴えられ、要は、委員が訴えられてしまって困りますよというふうなことは前回の議論でも一部出てきたと思うんですけども、ちょっとそこがよく分かっていない。

○中島委員 私の考えは、例えば、今年の4月からやりましょうと。届出が出ていませんでした、その方がやっていました、じゃあ、そこで指導が1回入るわけですね。指導若しくは、今の取扱いでいけば、もう裏付け命令。

裏付け命令を1回で出すか出さないかってのは、私は議論が必要だとは思っていますけれども、それを出すことによって。一般の人は別にそこまではいかないんですけども、いろんな人がいます。私は何も知らないのに、こんな指導文書までもらったぞと。一般的に考えて、これ、周知期間、こんなのおかしいじゃないかと言って、訴訟提起ってのはあり得ると思うんですよ。

ただ、その段階で原告適格があるかどうかという判断は裁判所でなされると思いますけれども、そういうことで話題になると、このやっていること、訴訟の相手は委員会ですね、話題になると、今やろうとしていることがブレーキは掛かるんじゃないかなと。かえってブレーキが掛かるんじゃないかなというのを危惧しています。

○桜井委員　なので、すみません、私が理解できないんですけれども、例えば今、小型魚の30キロ未満、一律採捕禁止の委員会指示出ていますよね。という理解で合っていますよね。その委員会指示が出ている中で小型魚を釣ってしまいました、ただ、直ちに逃がせば違反にはならないというふうになっていると思うんですね。これは別に罰則の有無を言っているのではなくて、ルールにもう従って、悪質な違反者でなければ罰則は適用されないじゃないですか、今の運用上。

届出制も同様で、悪質な、故意ある——何か虚偽なのか分かりませんが——届出をしてなければ、その委員会指示で勧告されても、直ちに届け出れば別に違反にはなりませんよね、運用上。

そうなったときに訴訟する人というのは、今おっしゃった通知文書を受け取って、何の権利の侵害なのか分かりませんが、何に対して訴えるというイメージを持っておけばいいんですか、我々としては。

○中島委員　私のイメージとしては、確かに処分までいくと訴訟の提起っていうのは十分あり得ると思うんですけれども、現実的には、今、桜井さん言われたように、そこでもう届出書出してしまえば、そこまでいかないんですよ、この問題というのは。

ただ、一般的に、こういう紙切れが来た、じゃ、何でおまえたち、僅か一月間の周知でこれをやろうとしているのか。一月間の周知というのは、私、さっきから何回も言っていますけれども、一般的な行政として、あるべき期間じゃないと思っています。だから、それをやってまでやっている、この文書が来たのかというところでの訴訟提起はあり得ると思っています。ごくレアなケースだろうとは思いますが。

○桜井委員　ちょっと、またこれ言ったら、毎月の月別、12か月に割るだとか、バッグ・リミットを例えば1人1か月に1本という委員会指示に、要は今変更する議論をしているじゃないですか。これらも結構強い、要は行為規制だと思うんですけれども、その周知期間も、じゃ同様に、それぐらい取らないといけないってことになりますかね、今の話でいっちゃうと。いかがですか。

○中島委員　それは先ほどから議論されているように、今までこのクロマグロの遊漁に関

する委員会指示がずっと出てきた、相手もいた。ところが、今回の届出というのはもう…

○田中議長 新規なんです。

○中島委員 新規なんですよ。プレジャー・ボートの方も一般の釣り人の方も新規なんです、そのところは慎重にやっていくべきじゃないかなと、そういうふうに考えます。

○桜井委員 田中先生、今笑っておられましたけれども、新規の意味がちょっとよく分からなかったんですけれども、何が新規になるんですか、今回の届出制は。

○水川課長 すみません、じゃ、ちょっと私の方から。

新規というのは、今までは釣り人に対して、小型魚を獲っちゃいけないとか、大型魚を獲ったら報告してね、釣り人に対してかけていたということですが、今回の届出制というのは、釣り人のみならず遊漁船業者とかプレジャーの運航者にもかけるということで、ここはまず新規ですよ。その新しい対象者に新しい規制をかけようとしているということ、これを申し上げているつもりです。

○桜井委員 なるほど。

○水川課長 それから、さっきの質問で、中島さんが答えてくれましたけれども、訴訟にはいろいろなパターンがあると思います。例えば、今回の届出制を入れて、届出しないで釣った人が指導を受けた、あるいは裏付け命令を受ける。裏付け命令を受けた場合は、出したのが国なので、恐らく国に対して……

○田中議長 行政訴訟。

○水川課長 訴訟が起きると思いますが、たしか、何年前かな、10何年前、どこかの海区漁業調整委員会が訴えられたことがあったんですけれども、そのときは知事が出した裏付け命令に対して訴えを起こされていましたが、その内容は、調整委員会の指示が妥当だったのか、違法ではないのか、委員会の権限の逸脱じゃないのかということが争われました。なので今回も、その届出制を入れたときに、その規制に違反した方が裏付け命令を出した国を訴えるのか、あるいは、広調委そのものがこういう規制をかけていることの適法性というのを訴える可能性もあります。

恐らく、恐らくというか、ほぼ間違いなく、ここにいらっしゃる個別の専門委員の方々が名指しで個別に訴えられるということはさすがにないと思います。というのは、広域漁業調整委員会の指示の妥当性・違法性というものを多分問う、そういう裁判になると思うので、出したところ、つまり広調委が対象にはなると思います。

だけど、個別の委員が訴えられるとか訴えられないとかということが問題なのではなくて、我々が一連の議論を経て決めたことが、何らかの違法性を問われる、場合によっては司法の判断で妥当性が否定されるかもしれないということを、きちんとリスクを考えた上で前に進まないと、差止めとかあると、ここから先の規制をしっかりとやって遊漁の管理というものをきちんとやっけていこうという、流れそのものに悪影響が出るのではないですかということを申し上げているつもりです。

○桜井委員 なるほど。なので、であれば、新規という点で言えば、採捕者である釣り人のみにするというのが一つの手だと思いますし。

今おっしゃっていた裏付け命令がこの届出制で出される場合というのは、運用したときに何の、具体的に採捕者なりプレジャー・ボートなりが何をすると裏付け命令の対象になるんでしたっけ。

○水川課長 今の案だと、届出をしないで採捕、クロマグロの遊漁に行った場合ということになると思いますね。

○桜井委員 それが、じゃ、届出していない人たちが、故意じゃなくても漏れてしまうときってありますよね。例えば通信環境がとか、システムのエラーでとか、いろいろな事情があると思うんですけども、そういった場合、一律に、届け出ていない人が届けずにクロマグロ釣りましたよね、違反です、裏付け命令というふうにはならないですよ、運用上。なるんでしたっけ。ちょっと私は理解できていないのかもですけども。

○水川課長 議事録に残るような場なので、何か「こういう場合はなりません」とか、「なります」と」というのは……

○田中議長 言いにくいね、確かに。

○水川課長 控えますけれども、よほどの何かやむを得ない事情があった場合も全部含めて一律に違反扱いするのかって言われれば、それは多少ケースによつての判断というのは、それはあると思います。

だけど、それを言い出すと、それを言い出したときに線引きはどこなのかっていう話にどうしてもなつてしまうので、なかなか、指示にこうしなさいと書いておきながら、基本的にはそれは違反扱いにならないんですよみたいな仕組みは、今の広調委指示の世界では難しいと思います。

○桜井委員 いや、なので、故意とか悪意ない違反者に関しては、直罰ですぐに裏付け命令という形では。今現行のクロマグロ遊漁の広調委指示も同様の運用だと思つていて、ル

ールは作ったけれども罰則はなくて、守らなくても大目に見ますよってことは全く私は言
ってなくて、そんなに行政訴訟されるような、いきなり何か罰を食らって、何で私こんな
目に遭っているんだ、訴えますみたいなのを、本気で皆さんがそんなことをおっしゃって
いるのかなって、理解できなくて聞いています。

そんなことって、じゃ、今の正に30キロ未満の採捕禁止とか、急に釣りに行けなくなっ
て、遊漁船業の営業なりが、その権利が侵害されて、一方的に釣りだったり遊漁船業を営
業する権利が侵害されているんで行政訴訟しますは、これはイメージ湧くんですけども、
ただのって言っちゃ言い方悪いですけども、届出制で、しかも何か故意に悪意あってや
っていなければ、ちゃんと出してくださいねと言って、修正申告なりして、これもほかの
別に行政の手続も一緒だと思うんですけども、何か誤りがあったり抜け漏れがあって、
やってくださいねって言われて修正すれば直ちに違反にならないってのは、別にほかのル
ールも同じ運用だと思うんですけども、急に何か行政訴訟されてみたいなの、訴訟のリ
スクってのはちょっと本当によく分かってなくて今聞いていました。なので、直ちに修正
して申告すればそれはオーケーですよのルールだと、何かリスクがあるんでしたっけ。

かつ、新規ってことであれば、確かにおっしゃるとおり、規制対象者、広調委の指示対
象者が新規って意味で言えば、確かに遊漁船業者とプレジャーボートを運航する人、これ
は何か正に法的な議論ありましたよね、1回目、2回目のときに。果たしてその人たちに
クロマグロ釣る行為じゃないのに規制かけることは遊適法の議論からも共存できるのかっ
て、これ、正に中島さんおっしゃっていましたが、前回、前々回ですか、中島さん
おっしゃっていたときは、むしろ遊適法との兼ね合いさえクリアされれば良いっていうふ
うに言っていたものが、何で急にその1年後になるのかっていうのがちょっと分かってい
ないです。

○中島委員 ちょっといいですか。

○田中議長 どうぞ。

○中島委員 すみません、遊適法との関係は、私は本当は疑問を持っています。遊適法で
業務規程を出すようになっていきますから、それではあえてそこに届出を今回重複して出さ
ないといけないのかってのは、私個人は疑問を持っています。

だから、その議論とは別に、今我々がやっているのは、じゃ、この期間が適切かどう
かというのを今議論しているんであって、確かに桜井さん言われるように、早いにこした
ことはない、次のステップに入れるよというのは分かるんですけども、一般的な周知期

間、それはやはりクリアしておくべきじゃないだろうかということです。

○桜井委員　ありがとうございます。

なので、一般的になってことと言えば、その新規の対象者に対して委員会指示を出すときの周知期間を一般的な周知期間にした方がいいってことだと思うんで、それであれば、今回は従来の広調委指示どおり、指示の対象者は採捕者。これは主に釣り人個人のことを指して、釣り人個人に届出制をさせる。それは、今正に議論しているバッグ・リミットを月別1本にするとかと同様の、追加の措置というふうに何か捉えられると思うんですけども、その点はいかがですか。

別に無理にすぐやりたいってことじゃなくて、もうすぐになるべくやりましょうと一旦。だって、採捕者個人が、もともとこの船とかプレジャー・ボートが出てくるっていうのは、採捕者個人に対して届出制を要は設けて、その採捕者個人の人が、遊漁船業者で釣るのか自分の船で釣るのかというのを、別に選ばばいいわけですよね、採捕者としては。

飽くまで付加的な情報把握でしたよね、もともと議論としても。

○田中議長　これはそもそもは、クロマグロ釣っている、釣る可能性がある船を調べたいということじゃなかった。そうだよな。

○城崎室長　補足、すみません、水産庁の城崎です。

確かに、釣る者と船のどちらが重要かということで行くと、クロマグロを釣りたい人というのは多分日本ぐりにいろいろ点在、点々としておるんですけども、釣る者が住んでいるところと、あと釣りをする場所が違う場合は往々にしてあるだろうと。クロマグロ遊漁の管理をするときには、やはりその船舶の所在を把握するというのは非常に重要度が高いと思っているんですね。ですので、者から始めるのか、それとも船から始めるのか、それとも両方から始めるのかっていう議論がある中で、今は者と船からというふうになっています。

それを者からやるということになると、先ほど来、言っているクロマグロ遊漁の全体像を把握するという意味では、非常に目的からして、ちょっと脆弱なものになるのかなという印象は持っています。

○桜井委員　目的から脆弱になるとしても、今年、いつどこで誰が釣っているかすらも分からない状況よりかは、把握できた方が良くないですか、実態把握として。

さっき田中先生は何か、プレジャー・ボートを把握するんだと思っていたとおっしゃっていましたがけれども、私、城崎さんとの事前レクもそうですし、事前レク、この専門部会

ができる以前から届出制の議論でずっとしていますけれども、プレジャーとか船単位を把握するってよりも、まず、いつどこで誰が釣っているのか、その釣るときの場所、釣り方、それは遊漁船に乗るのか、プレジャーに乗るのか。堤防で釣る人はほとんどいませんから。あくまでやっぱり今の広調委の指示どおり、規制対象とすべきは釣り人、採捕者であって、その採捕者がそもそも全国にどれぐらいいて、その人たちがどういう頻度でどれぐらいマダロ釣っているか、分からないわけですね。それを把握しないといけないという議論からスタートしているんで、この届出制の議論がそもそも何かプレジャーの船を把握する目的で理解していましたみたいなのが、そもそもちっと認識がずれていました、私の。

脆弱だとしても、いつどこで誰が釣っているかってのは、これ、我々も欲しいですし、アンケートしていますけれども、なかなか情報が集められないというのがあるんで。採捕者、今そもそも採捕報告させているのは採捕者ですから、その採捕者が、いつどこでどれぐらい釣りする人たちが、まず母数としているのかというのを、これ把握するってのは、脆弱も何も、全体像を把握するという意味では重要なデータだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○田中議長 何か堂々巡りのような気。現段階では合意ができていないということになっちゃうんだけども。

○中島委員 ちょっと休憩取ります。

○田中議長 休憩取りますか。じゃ、2時間半ぐらいたつんで、10分間休憩、ここで。

何分から。じゃ、50分再開ということ。

午後3時37分 休憩

午後3時51分 再開

○田中議長 じゃ、時間ですから、いいですか、再開。

新規の規制についてちょっと今意見が分かれちゃって、このままだと先送りになっちゃうんだけども、どうしましょうかね。

どうぞ。

○森委員 先送りで令和8年の4月1日スタートもできないということになるのは困るので、一番最低でもそこでは始めたいと思います。

○菅原委員 2ページ目は問題がないですね。

○田中議長 アナウンスに出してもらうように、ここで議事録に残してもらったらいいいんじゃないですか、もう来年。

○森委員 この広調委が終わったら周知を開始するということですね。

○田中議長 そうそう。委員会の本会議の方にアナウンスを出すようにして。

○森委員 お願いしたいです。

これ菅原さんと桜井さん、大丈夫ですか。早くしようと焦った挙げ句、更に先送りになるのが一番避けたいと。

○菅原委員 それは避けたいです。だから、例えばだからその中で何が問題なのかというところのたたき台になる資料も欲しいよねというところはありますよね。

○田中議長 アナウンスするときに何かここへ載つけて……

○菅原委員 入れてもいいんじゃないですか。

○田中議長 こんな感じの案が今検討されています、変わる可能性があります……

○中島委員 それは必要でしょう。

○菅原委員 多少の変更はありますみたいね。

○森委員 この届出内容の使用予定船舶とかは、除外してもいいのかなと思うんですよね。これ、いろんな船に乗りに行く人が多分、大多数だと思うので。

○菅原委員 そこがだから僕、一番聞きたいところなんだけれども、何となくだから漁業の場合ってその管理年度に手前で出しているじゃないですか。遊漁も多分同じじゃないのかなと思うんですよ。

○高田委員 船の方がいいんじゃないですか。

○菅原委員 うん、船はね。

○高田委員 船の方が。

○菅原委員 でも、行く人に関しても、例えば年間スケジュールの中で、もういついついつと決めている人いるんですよね。そうすると全然違う場合、今は大島の近辺でやるけれども、夏になったら日本海へ行くよとかいう人等が出てくるわけだから、これはだから一つだけで、これだけで済ませられるのかなという。

○中島委員 私は複数併記だろうと思っていましたけれども、何か所か行くんであれば。

○高田委員 そうですね。その方がいい。

○森委員 あと、これを提出する段階でまだ決まっていないけれども……

○高田委員 大体こういうところに……

○森委員 行くだろうなと。予定船舶、そのときに予約したときに空いている可能性がある。

○菅原委員 だから、僕は２段式だと思っている。１月から３月の間に翌管理年度の届出を出しておいて、行く都度都度、２週間ぐらい前までには報告上げてくださいというような形にすると、もう人の動きが確実に分かるんですね。そこに対して、だからそれをシステム化の中で届出された各個人に対して管理番号みたいな、例えば東京都なら0001から始まって、ば一っと番号を振っておくと、それだけで検索が可能になっちゃうから、すり合わせが楽になるでしょう。だから、いろいろそういうことももう考えられているんだと思うんだけど、そういうことも含めていって、いろんなシステム構築って考えていかないと、出来上がってから後から追加という、もういじるのが大変になってくるから。

○中島委員 基本は釣ったときの報告、これが確実なものですから……

○菅原委員 そうですね。

○中島委員 ここがまずあるわけですね、今でも資料として。それと今後、今年こういうところに行きますというものがあれば、あと具体的にどんなものが調査できるかというのはありますけれども、その辺はまた今後議論していけばいいと思うし。

それで、さっき私、複数併記と言いましたけれども、複数併記した場合の委員会指示に変更の届出しなければならないというか、ここは除外せんとやばいんじゃないかなという気がします。

○田中議長 面倒だね。その都度やんなきゃいけないからね。

○森委員 使用予定船舶と特に決まっていないう方も多いと思うんですよ。例えばじゃ新潟に釣りに行きますとかで、じゃ６月に新潟に釣り行こうと思っていますと届け出るじゃないですか。船は決まっていなくても新潟という人たちが多分、多くて、ここは何書けばいいんだろうとなっちゃうと思うんですよ。

○菅原委員 まだ未定とか。出入港予定地は新潟なら、新潟から……

○中島委員 システムの中で回答欄の備考として、こういうことを書いてくださいとかいうのはできないですか。

○城崎室長 そこは事前に頂いた御意見でも、任意で書ける範囲で書いてもらえばいいのかなという御意見もあって、確かにもう１年前から自分はどここの港のどこどこ丸使ったというふうに決まっているのであれば、それを決まっている範囲、列挙していただければいいし、船があったらどこでもいいけれども、釣るつもりがあるんだぐらいしか決まっていないうのであれば、未定で空白にせざるを得なくなるわけです。そういうふうな書け

る範囲で、人それぞれ書いていただければどうかなと思います。

○桜井委員 横からすみません、桜井ですがいいですか。ちょっと私、もう出ないといけなくて。

○水川課長 どうぞ。

○桜井委員 先にお伝えしておく、中島委員、ほか、今、森委員おっしゃっていたように、全体が先延ばしされるとリスクになるので、令和8管理年度の令和8年4月からリスクを考慮してやるということであれば、それでよいです。ただ、ちょっともう一度お聞きしたいんですけれども、確実に私の認識だと前回までの議論では7月1日からやろう、4月でそもそも間に合うのか間に合わないのか。1か月の周知期間を私も短いと思ったので、それは懸念としてお伝えしていて、なぜ今急にこの令和8年4月から、かつ、前回議論されていなかったような行政訴訟うんぬんというリスクのことをたくさん言われているのが、ちょっと理解ができていないです。

先ほど御質問したとおりのリスクに関しても、規制対象者、委員会指示の対象者が誰に該当するのかというところに関しても、前回の議論で出てきていないようなことが出てきているので、納得もそもそも論理的にも理解をしていないんですが、もうそれ相応のリスクがあって、令和8年4月からでないと、一般的に考えても、中島委員がおっしゃるとおり、周知期間が間に合わないと。通常の行政手続上リスクが非常に高く、これぐらいの周知期間が妥当であるということであれば、それで合意します。

ただ、前回の議論もあって、今回の一般的な周知期間を取って、そうしなければならないということでこれ意思決定した場合には、私、今後のクロマグロ遊漁の広調委指示に関しても、この周知期間、要は1年は必要だよねというのがずっと続くというか、基本的にこれが実績例になりますから、これはほかの遊漁者の団体の方に関しても、私は前回の議論だと、なるべく早く実態調査をしないといけないのであれば、7月ぐらいからですかねというふうな議論されていたというふうに思っているのが、今急にこれだけの周知期間を取らなければならないというのは、他の委員会指示を出すときにも影響するものというふうに思って懸念をしておりますので、その点だけお伝えしておきます。

なので、お預けします。中島さんおっしゃっているリスクを最大考慮して、合意します。

○田中議長 私も安心しました。

じゃ、事前に周知をすると。プレスリリースで来年からやりますと、様式を付けて。こ

れは、じゃ来年4月1日から導入するという決定でよろしいですか。

○柏瀬副議長 ただ、今ちょっと桜井委員からもあったように、新たな委員会指示を発出するときにやっぱり最低1年間の周知期間が必要だということが、ここでピン留めはされるんですかね。されるとなれば、結構スピード感に大分、今後のスケジュールに影響が…。

○森委員 多分、次から、月別になったりとか細かな内容の変化は短い周知期間でやるので。今回、新規の新たなシステムを作るのはということです。

○菅原委員 2ページ目まではもう4月1日から。要は、3ページ目の届出制に関してというところだけが先送りと。

○田中議長 新しい内容になってという。

○中島委員 それと、新規であったとしても、その内容によるんだと思うんですよね、私は。今回はたくさんの人に、不特定多数の人に周知しなきゃいけないから、ちょっと余裕を持ちましょうよということであって、内容によってはそれはもうそんなに周知期間というのを置く必要もないかなと。物によると思いますよ。

○田中議長 漁業だったらそんなに要らないかも。

○柏瀬副議長 今回、解釈としてちょっと確認しておきたいのは、今回は新規の人にも及ぶ委員会指示であったということと、あとはもう一つは、やっぱり周知する遊漁に関して、ツールがないというかチャンネルがないという理由で、1年間の周知期間が必要だろうというふうに判断したという解釈で、だから例えば漁業者のように速やかに遊漁者いろんな伝達事項が伝わるようなツールができれば、それは1年という周知期間が必要だという解釈ではないということであって……

○田中議長 そうそう。だから、組織があった方がと最初から言っている。

○柏瀬副議長 そうですね。だから、そこら辺も急遽……

○田中議長 最初から本当に。

○柏瀬副議長 我々も努力しているんです。

○田中議長 組織があればそうならないって。

○柏瀬副議長 承知しました。

○中島委員 それと、スケジュール感として、これはじゃ来年8月4月からとして、委員会指示は11月に出すようになるんですか、それとも2月。スケジュール感としては。

○田中議長 でも、早くしないと。

○中島委員 早くして周知、更に徹底しておった方がいいかなと。

○田中議長 そうそう。10月とか11月に、今年に決定……

○中島委員 ええ。だから、11月に広調委がありますよね。

○田中議長 あのときに決定……

○中島委員 そのときに委員会指示として出すのか、若しくは2月か3月の広調委のときに委員会指示として出すのか。

○城崎室長 2月まで……

○田中議長 延ばす必要……

○城崎室長 延ばす必要は……

○田中議長 ないんじゃないかな。

○城崎室長 今ここに、3ページに書いてある中身が、今まだ追加があるんじゃないかと。変わることもありうべしで議論していますけれども、多分ほぼほぼここに書いてあることは決まってくるんだと思うんです。仮に追加があっても、抜本的に何か物が追加というのは、多分これまでの議論を踏まえれば、そんなに出てくるわけではないと思うので、そうなる見込みであると周知をしつつ、正式な委員会に掛けるタイミングというのは、秋というのが一つの選択肢になると思います。

○中島委員 分かりました。

それと、この中身について意見いいですか。

○城崎室長 はい。

○中島委員 未届け者への対応のところで、クロマグロを採捕した場合は直ちに海中に放流と。これは今までの従前の委員会指示に合わせて、「意図せず」というのを入れておった方が……。何か強制的ですよね、これ。だから、「意図せず」というのを入れておった方がいいと思います。

○田中議長 そうだね。

○中島委員 それと、右側の……

○田中議長 これだと釣りに行ったという感じになっちゃう。

○中島委員 船の場合なんですけれども、「届出を行っていない者は、遊漁によりクロマグロを採捕しようとする者を漁場に案内してはならない」とありますけれども、ここは私はプレジャー・ボートに対してはすごく違和感があるんですよ、前からお話ししていますが。プレジャー・ボートというのは、そんな大きな船があるんですか。

○森委員　あります。

○菅原委員　あるなんていうものじゃないですよ。

○中島委員　それは遊漁船業じゃないんですよ。

○菅原委員　遊漁船業じゃなくて、すげえ金持ちのやつが、はっきり言って……

○水川課長　億単位の船なんですよ。

○田中議長　そうそう。一応1億、2億のやつね。

○菅原委員　億なんていうものじゃない。億じゃない。

○中島委員　それを持っていて、「おまえたち、連れてっちゃんから一緒に行こうよ」と。

○菅原委員　中に入っている装備自体ももう全然違う。そこら辺の遊漁船とはもう比べものにならない。

○中島委員　じゃ、だからその方は、船長さんは、所有者は営業としてやっているわけじゃないわけですね。

○菅原委員　じゃない。道楽です。僕見たやつなんかは多分、1級船舶じゃ無理。確実に航海士連れていないと無理。

○高田委員　30トン以上のがある。

○菅原委員　すげえでかいやつ。中にあるのは、遠洋のマグロの機械なんかは問題にならないぐらいすごい。

○中島委員　それで、私は地方におるのでそんな船見たことないから違和感があるんですけども、プレジャーボートのうち、自分が船長として魚釣り行く人とそういう船、どっちが多いのか。多分、自分が船長としてプレジャーボートに乗って魚釣り行く、「今日はちょっとおまえも一緒に来いや」というふうな感じで友達乗せる、そういう事例の方が多いと思うんですよ。

○菅原委員　そうでしょうね。

○中島委員　この委員会指示の書き方を見ると、第3号のところですか、「クロマグロを採捕しようとする遊漁者を漁場に案内する者」となっているんだけど、私は逆じゃないかなと。括弧書きして、「自ら船舶を運航して、漁場に赴いてクロマグロを採捕しようとする遊漁者も含む」んだけど、一般的にはこっちの方が先に来るんじゃないかなと。船を持って……。で、括弧書きにして、こっちの案内する人、これも出てくるんじゃないかなと。

○城崎室長　今のお話は、別添2の届出の委員会指示の2の届出のところの(1)がクロ

マグロを採捕しようとする遊漁者とあって、裏面の（３）に遊漁船以外の船舶を運航する者、これがPBになっていて、その第１項目の真ん中辺に案内する者、括弧、自ら遊漁船以外のPBを運航して、漁場に赴いてクロマグロ採捕しようとする者を含むということなのですが、PB者が自らを案内して釣らせるというような場合は、この（１）の方に入れた方がいいんじゃないかということですか。

○中島委員 いやいや、そうじゃなくて。表現じゃなくて。表現が、まず「自ら遊漁船以外の船舶を運航して、漁場に赴いてクロマグロを採捕しようとする遊漁者」、で、「及び」になるのかどうか分かりませんが、「採捕しようとする者を漁場に案内する者」、少なくとも自分が船長として釣りに行くよという方の方が多いだろうと思うので、それを主体に書くべきだろうと思うんですよ。

○田中議長 順位が逆。

○水川課長 おっしゃっていることは分かりました。括弧と括弧じゃない部分が、ひっくり返すべき。逆じゃないかということですね。

○中島委員 ひっくり返すか、若しくは「及び」でつながるか、「又は」かな。

○水川課長 ありがとうございます。実はこの案文、検討しているときに、どっちがメインなんだろうねと我々も思っていて、プレジャーは連れて行く場合が多いのか、それとも自分の船に乗って自分だけで行くというのが多いのか、ちょっとすみません、よく分かり切らなくて。

○中島委員 ちょっと都会の実情、私はあれなので、田舎者だから。

○水川課長 連れて行く場合が多いのかなと。大きな船を持った方が友達とかを乗せて行く場合の方がむしろ多いのかなと思ったので、こう書いたんですけども。

○高田委員 大きくなれば大きくなるほど、１人じゃ行けなくなるからね。

○城崎室長 実際にそのクロマグロを釣ったときに揚げられないぞと。揚げられないので、プレジャーボートの所有者が１人で行ってクロマグロを釣りに行くというのは、ちょっと現実的ではないのかなと思ったので、課長がおっしゃったように括弧で含めているんですけども。

○高田委員 だと思うね。

○菅原委員 後ろが空いちゃうと平気だよ。後ろが空いちゃったら、尾っぽにロープ掛けて前のウインチ持って行って、自分一人でも多分揚がっちゃうね。

○中島委員 だから、要は遊漁船を持っている方が、そんな20トン、30トンの船を持って

いる方なんてほとんどいないんだから、15万隻いるとしたら10数万隻はもう5トン未満のでしょうから、そちら主体に書いた方が分かりやすいのかなというような気がします。

それをやった場合に、届出の（１）のところで、（１）と（３）が重複しているんですよね、これ、届出が。遊漁をやる人、それから自分で船で行って……

○水川課長 そうなんです。

○中島委員 だから、（１）のところで、「（３）の場合を除く」ということが一番いいかなというふうに思います。

○森委員 それで、私も質問なんですけれども、例えば私、遊漁船を持っているじゃないすか。これ届出始まったら届出しようと思っています。釣り人としても釣りに行くこともあるかなと。これ重複して届けた方がいいんですか、それともどっちかだけでいいんですか。船は必ず出す。船の方だけでいいんですか。

○田中議長 両方出すんだ。

○中島委員 両方出すんですか。

○水川課長 御自身が釣り人なのであれば、釣り人としての届出、それから遊漁船業者として振る舞われるのであれば、それはそれとして届ける。

○森委員 遊漁船業者。P Bじゃなくて。

○水川課長 じゃなくて。

○森委員 すみません。

○水川課長 遊漁船業者のお話ですよ。

○森委員 はい。

○水川課長 すみません。

○森委員 プレジャーの場合は、ボートの登録で、釣り人としての登録ですよ。

○水川課長 同じです。

○田中議長 そうそう、同じだと。

○中島委員 だから、プレジャーの場合はプレジャーで出せば、もういいんじゃないですか。

○田中議長 それ違うと思うな。

○中島委員 そうなの。

○田中議長 うん、だって……

○中島委員 ということは今俺言ったことは違う。

○森委員 船の登録と人の登録という話ですか。

○中島委員 いや、だから……

○城崎室長 そこで、私、先ほど森委員に申し上げたのは、ただプレジャーボートが自分で案内してユア・プレジャー・ボートを（１）の遊漁者の方にやると、船舶情報が出てこないんですよ。船舶情報、船舶番号が出てこなくなっちゃう。１番の（１）で者でやると、そこは船舶情報を取れないんですよ。

○中島委員 だから、私が考えたのは、遊漁船の所有者として釣りをやりますよというので、もう一つのあれで済むんじゃないかなと、遊漁者としての届出は。

○城崎室長 遊漁船業者で釣りした、それはまたちょっと駄目な世界です。

○中島委員 いや、遊漁船業者じゃないですよ。ＰＢの所有者として。ＰＢの所有者というのは15万隻あって、ほとんどの人が自分の釣りをするために持っているわけでしょう、船を。だから、その船を持って、この船で行きますよという届出があれば、ほかに行くよと言ったらまた別になっちゃうけれども、新潟行くよとか。その辺はあるかな、確かに。

○高田委員 ただ、クロマグロの釣り行くのに、やっぱり、１人で行く人もいるだろうけれども、多分３人とか２人とか、３人では行くと思うよ。その船の方が多いと思う。俺、自分のところにもマリーナがあるけれども、やはりその中の大型船、30トンなくても大型船はそういうことをやっているから。だからこそ、やっぱりそのところ、そういう人の方がグレーだから。

○城崎室長 そういう意味も込めて、（３）の方に入れているということなんですけれども。

○水川課長 だから、そういうことは実態として多そうだというのであれば、多分今の書き方でいいのでは。括弧も含めて。

○中島委員 うん。だから、そちらの方が問題となるのであれば、今の書き方でも差し支えないと思う。

じゃ、自分がプレジャー・ボートを持っていく人は、（１）と（３）に基づいて２枚要りますよということになっちゃうんですか。

○水川課長 そうなります。

○中島委員 いいです。分かりました。

○水川課長 プレジャーの方の実態を我々も把握し切っているわけじゃないですけども、自分の船で自分だけで行くという人もいらっしゃるでしょう、そういうときもあるけれども、人

を友達1人乗せていくという場合もあり得ますよね。

○中島委員 それはあります。

○田中議長 よろしいですか。

じゃ、一応これも決着したということで、先へ進めさせていただきます。

○水川課長 指示ではなくて、内容を……

○城崎室長 だから、委員会指示は1個ということ……

○田中議長 委員会指示は1個です。

○城崎室長 ですね。4月からのやつで……

○田中議長 そうそう。2ページ目の。

○城崎室長 2ページですね。3ページ目は……

○田中議長 3ページ目は、10月か何かにもう一回指示を出すと。

○城崎室長 それで……

○田中議長 アナウンスはもう今度の委員会の方で……

○城崎室長 広調委の方でこういう方向でとやると。

○田中議長 広調委で審議してもらって、プレスリリースじゃなくて、やってもらうと。
よろしいですか、こういう段取りで。

○城崎室長 はい。

○田中議長 ありがとうございます。

それでは、一応これで委員会指示の案件は終わりですかね。

では、最後になりますが、4ページ目のキャッチ・アンド・リリースですよ。

○城崎室長 はい。

○田中議長 こちらは過去2回の議論を踏まえまして、主な見解を整理しており、これで
広調委に報告したいと思います。どなたか御意見のある方はお願いいたします。

どうぞ。

○中島委員 すみません。私、発言しましたけれども、まず今の国の採捕の考え方は、キャッチ・アンド・リリースは採捕に入りますが、リリースしても採捕に入りますよ。それと、クロマグロだけでいいのか。そこはやはり遊漁団体の皆さんもそうですし、整理をしておく必要があると思います。だから、そういう意味でも慎重にというお話をしたんですけれども。

クロマグロ以外、これからTACがだんだん入ってきて、じゃタイはどうなる、ハマチ

どうなるの、この議論が出てきますから、クロマグロだけで……

○田中議長 そうそう。定義自体が一般的にある程度適用できる形にしておかないと、クロマグロ専用の定義じゃ、クロマグロのあれはこれで、キハダの場合はこれでとやっていたら、法律いっぱい作んなきゃいけない。

○中島委員 それと、クロマグロはキャッチ・アンド・リリース許せるのか、そこはやはり同じ団体の中でもあると思うんですよ。この前も私言いました、溪流釣りやるので。キャッチ・アンド・リリースするんやったら明日でも行くでという話になりますから、多分団体の中でもそういう議論もあると思うので、そういうのも加味しながら慎重に議論していく必要があるかなと思っています。それはちょっと一文載せていただければ、意見として。

○田中議長 そうすると、キャッチ・アンド・リリースはクロマグロだけの問題ではないので、慎重に議論する必要がある……

○中島委員 他の魚種のことも加味しながら、慎重に議論する必要があるなというぐらいに。

○田中議長 いっぱいありますよね、遊漁と言っても。アサリ獲るのまで遊漁だから。

○柏瀬副議長 正におっしゃるとおりで、やっぱりほかの魚種に関しても同等な問題が、例えばマダイ釣り、1日バッグ・リミット3尾までと言って、遊漁船乗りましたと、3匹釣れましたと。あとは指くわえて見ているのかというような話にもなっちゃうわけです。だから、ここに関しては相当に慎重に議論しなくちゃならないし、なおかつ、やっぱり令和12年という一つの目標があるので、そこら辺までに対してスピード感を持たなくてはならないと思っているんですけれども。

さっきも言ったようにクロマグロのこの遊漁の規制に関わって、今のやっぱり漁業法の限界というのが非常に見えていまして、あとこの採捕という言葉の定義、言葉遊びじゃないですけども、ここら辺も早急にやっぱり議論していただかないと、相当に今後のスケジュール感を持っても議論が前に進んでいかないというふうに。だから、本当にそもそも漁業には獲ってリリースするという考え方がないのかもしれないですけども、やっぱり今後遊漁も管理していくとなったら、そこら辺の解釈ももう本当に今年中ぐらいにある程度方向性を決めていただかないと、今後同じような議論を直近になってしなくちゃならないと思いますので、是非ともそこはお願いしたいと思います。

○田中議長 どの道、遊漁を管理しようとしたら、そのキャッチ・アンド・リリースとい

う言葉をちゃんと法律に合わせた定義がないと、やはりできないと思います。

○柏瀬副議長 ちょっと非常に言いづらいことなんですけれども、例えばクロマグロからでしょうけれども、TAC管理になったら要するに広域漁業調整委員会での規制というわけにもいかないと思うんですよ。やっぱり漁業者と同じように、漁業法の中で管理してかなくちゃならないというハードルが一つあるわけですね。そうすると、そこら辺の法律の整理をどうするのかという議論も進めていかないと、実際TAC管理に行けないと思いますので。ハードな道のりだと思いますけれども。

○田中議長 もう何か想像するだけで嫌になっちゃう。マダイなんて簡単に放流できないじゃないですか、あれ深いところから上がってきた口から浮袋出ちゃっているのを。

○菅原委員 昔、僕なんかの時代は、どこに行ってもおっかねえ船頭がいて、ひっぱたかれながら、デッキブラシでぶったたかれながら覚えたんですよ。僕は洲崎の漁師さんなんかにはしゃくり釣りのマダイなんか覚えたときに、3手やって合わなかったら5手8手やれと。合わせ切れは許せるけれども、やり取りを始めてからばらすのは最低だと言われて教わったんですよ。そういうおっかない先輩いた頃というのは、その船宿には猛者と言われる人間が何人かいたんですよ。今もうどこを見てもそういう人がいない。

○田中議長 いないでしょう。分かる。

○菅原委員 昔、僕よく言われたのは、相手は何なのかが掛かった瞬間分かるからやり取りができるんだと。タイが小っちゃいなと思ったら、時間掛けろと言われたんです、やっぱり。小っちゃいやつほど時間掛けて、こいつタイだ、小っちゃいなと思ったら、20センチねえやと思ったら、ゆっくりゆっくり上げて、水圧に耐えられるようにして上げてきて、水面のところで魚、絶対触るなと言われた。針を外すのもチモトで……

○田中議長 切るかね。

○菅原委員 うん。実際多分、針が掛かっても、1週間ぐらいで針って腐って落ちるんですよ。多分、僕は、秋口だったけれどもタイ釣って、口に針が8本掛かっているやつを釣ったことがあるけれども、8回ばらしてきたのに俺に上げられやがってというね。でも、それを見ている、もう今にも落ちそうなやつって何本かあったから、これ落ちるんだなという。ばらした魚はだから生きていたんだろうなという思いです。

○田中議長 そうだね。

○菅原委員 だから、今それを、これ以下を放流しろと言って、分かんねえでみんな上げてきて、小っちゃいからといって鳥の餌にしているのも、これもいかなものなのかなと

いう。だから、鳥、学習しちゃっていますよね。

○田中議長 そうそう。

○菅原委員 船の後ろに付いている。

○田中議長 そうそう、付いている。

○菅原委員 自分で餌取らなくたって、餌くれると思っているものね。

○田中議長 そうそう、本当そのとおり。

○菅原委員 アホウドリなんかは本当すごいですよ。もう見事に後ろに付いていて。

○田中議長 今、タイ釣っても、ガス抜きできる人がいなくなっちゃった。

○高田委員 そうだよな。みんな結構やっているよな。

○田中議長 やっている。

○高田委員 うん。やっぱり生かして……

○田中議長 持って帰るから。外国ではああいうのをこんなでかい籠に重し付けて、そのまま海の底へやっている。

○菅原委員 だから、あえてバッグ・リミット決めて、そのキャッチ・アンド・リリースだけの問題じゃなく、TACで管理するんだったら、変な話だけれども、バッグ・リミットの数まであつという間に達しましたと。その後どうするのといっても、仕掛けを替えて針の形を変えるとか、バークレスで開いている針にしちゃって、やり取りしていれば絶対にばれるような。

○田中議長 外国、サークル・フック、ねむり針、推奨していますよね。あれは飲まないからと。

○菅原委員 飲んでも出てきちゃうんですよ。

○田中議長 アゴなしのサークル・フック使えと書いている。

○菅原委員 多分、人が触るよりちょっと食道に傷ついたぐらいの方がまだましなんでしょうね、きっと。

○森委員 クロマグロでも海外だとサークル・フックが義務付けられている……

○田中議長 義務付けられている。

○森委員 エリアもありますので。きれいにかんぬきに掛かるので。

○田中議長 ここなら一番……

○森委員 そう、ここが傷ついても……

○田中議長 一番安全じゃないですか。

○森委員 最悪、最後ここで切っちゃって。

○高田委員 上に付くとあれだよな。

○田中議長 そうそう。死ぬんだよね。上あごに掛かっちゃうと駄目なんだ。

○森委員 ただ、キャッチ・アンド・リリースをこれ議論する上で、必ず同時に漁具の規制を掛けなきゃいけないとは思っています。

○田中議長 そうですね。

○森委員 特にルアーの場合って、3本針を2か所付けているルアーが多いので、これをシングル・フックのバーブレスが最低ライン。このバーブレスのシングルを2か所で許すのか、1か所までに限定するのかという議論も必要かなと思います。

○菅原委員 だから、レギュレーション、物すごい結構きちっと決めないと駄目なんですよな。

○森委員 餌釣りだとシングル・フックじゃないですか。マグロの針ってそもそもねむり針使いますので、なのできれいに掛かると言うんです。それリリースできると思うんです。ルアーは、例えばシングル、バーブレスでも1か所いいところに掛かって、もう一か所ぶらぶらしている針が喉をひっかいちゃったりするんですよ。

○田中議長 分かる。血だらけで上がってくるやつね。

○森委員 特に大きいルアー、前のフックと後ろのフック、よくおなかの大きいやつは喉をひっかいちゃったりする。やっぱりこれは規制するべきなのかなとは。

○菅原委員 多分、餌釣りのときにはマグロの場合、ほぼほぼ胃袋の中へ入っちゃうんですよ。だから、あれだけの大アワセして、なおかつ船で引っ張るんですよ。それで、腹の中から針出していかないと、歯がすごいから首振られちゃったら、もう100を使おうが200を使おうがワイヤー使っていようが、何しろ切られる。

○柏瀬副議長 多分、今いろいろ釣りの今後のレギュレーションとかキャッチ・アンド・リリースの話は、結構クロマグロだけの話じゃないし、多分ここの専門委員会だけで話せることではないような気がするので、今後の釣り全体のそういう方向性とかを正式に議論できるような場を水産庁さんにはちょっと設けていただきたい。

○菅原委員 それに、だからこのクロマグロのやつも管理するんだったら、きちっとした全体を作らないと。

○柏瀬副議長 でも、国として大上段に遊漁も管理するんだというふうに言ったからには、やっぱりそれだけ覚悟を持ってやっていただかないと、いろいろ不都合が出ていく方が発

生するかなと。

○森委員 1点いいですか。

○田中議長 どうぞ。

○森委員 このキャッチ・アンド・リリース、ちょっと続きなんですけれども、前回も話に出ていた、例えば月別5トンになるわけじゃないですか、これから。例えば4トンまで行ったときから禁止にして、キャッチ・アンド・リリースということはできないですか。

○田中議長 だから、これは別に検討事項として入れればいい話だと思うんですけれども。だから、中途で変える、キャッチ・アンド・リリースに。併用する方法かな、単的に言えば。そういう方法……

○中島委員 方法論としてはあると思いますので。ただ、そのキャッチ・アンド・リリースそのものが何ぞやのところからやっぱり。

○田中議長 そうそう。ハードルというか、道のりが長いというか。じゃ、そこは併用する方法も検討するという格好でいいんじゃないですか。

○中島委員 ただ、今後……

○水川課長 「併用する方法もあるのではないか」という一文をここに添えて。

○田中議長 そうそう。そんな感じでいいんじゃないかな。

○森委員 今後限られた枠でいかに遊漁をやるかということを考えると、もう必要不可欠なのかなと思う。

○高田委員 言っていること分かりますけれども。先ほど自分が言ったように、今もさっき言ったラインでいっぱいだから、もう止めようというような業者はまだいるから、何らかその言っている意味は分かるんですけれども、なかなかその議論、厳しいと思う、お互い。

○田中議長 地域地域によってできる地域と……

○高田委員 そう、それもあるかもしれないな。

○田中議長 できない地域があるんだと思う。

○高田委員 だから、うちの方の漁業者というか、遊漁船はちょこっと何人か聞いたら、「おまえ、どう思う」と。「いや、まだキャッチ・アンド・リリースは」と言う遊漁船の船長もいますよ。それの方が多かった。多かったというか、キャッチ・アンド・リリースの頭がないというか、まだ。そんなようなのはあると思う。やっぱり……

○田中議長 地域によって違うよね。

○高田委員 それもそうだけれども、お客さんがやっぱり持って帰るという前提があるので。

○田中議長 そういう船なんだ。

○高田委員 そういう船は多い。だから、さっき言ったように、もう切れているな、まだか。でも、そういう……

○田中議長 どうぞ、じゃ、桜井委員。

○桜井委員 今ちょうどキャッチ・アンド・リリースのお話しされていたので、私が提出した資料、もう……。

○田中議長 どうしようかな。ちょっと後で、一応——もういいか、次の議題に行っちゃって。もう終わりなので。じゃ、その他なので。

一応まとめたのを皆さんにお見せするの、これ。それから、実際のところ、詳細なところは議長一任にさせていただいて、この件は議題は閉じさせていただきまして、最後にその他の、行きますけれども、桜井委員から御発言が。

○桜井委員 ありがとうございます。こうした機会を頂いて、大変ありがとうございます。

今日、冒頭にちょっと触れさせていただいたんですが、この専門部会では特にクロマグロの遊漁そのものの在り方について、是非議論をさせていただきたいなと思っています。今日何か答えを出したりするわけじゃないんですが、基本的に一番気になっているところとして、ここに書かせていただいたとおり、資源管理においてクロマグロの遊漁をどう位置付けるかというのと、あとやっぱり公平・公正な採捕機会が釣り人、遊漁船事業者に確保できるようにするという、その大前提というのは、漁業者の方も遊漁者の方も同意見なのかなと思っています。

資料の上段の方に、特にクロマグロ遊漁の位置付け上、なぜ規制がされているかと、現状どういうルールで、その中で特に私が問題だと思っている点、その問題を解決するための課題と解決策と記載してまして、今後議論したいこととしては、大きくこの資料の下段、①番から⑨番まで振ってあるようなことをこの専門部会内で議論していきたいという、議題の提示という意味でのこの資料を提出させていただいています。

高田委員と中島委員に今もし感覚が分かれば教えていただきたいんですけども、この問題点のところ、クロマグロの遊漁の漁期が短くて、特にこの令和6管理年度に関しては、ベストシーズンと言われている夏の時期、4月1日から9月の末までというのが要は19日間しか採捕ができないと。要は、実に約90%の期間が採捕禁止期間なわけです。これって

短くて問題だよねというのは、結構遊漁者も漁業者の方にも一定の理解を頂けているかなと思うんですが、じゃこの漁期を延ばそうと。釣りをもっとしてもらおうとなったときに、どれぐらいの時期、この今実績ベースでいうと、要は期間中の9割が操業も釣りもいけないという状態ということに対して、じゃもうちょっと釣らせてあげてもいいな、釣ってもいいなとなったときに、どれぐらいの期間できている状態を許容できるかみたいのところって、何か今感覚あったりしますか。

一応大前提でいうと、これがすごく短くて、さすがにちょっと厳しい措置だなと思っている、そこの認識も合っているかもすごく、いやいや、釣り人、遊漁はこれぐらいでいいんじゃないのという考えも当然にあると思うんですが、これは高田さん、中島さんというよりも、組合員のほかの漁業の方とか現場の感覚も含めて、今この実態に対して私は問題だと思って、この問題点というふうに明記させていただいているんですけれども、そこの何か温度感とか感触が、どこが一致していてどの辺が乖離しているかみたいところはきちんと理解したいなと思って、ちょっと持ってきました。

○田中議長 どうぞ。

○高田委員 やはりうちの方の区域で釣るときに、魚が来たときに釣るときにもう枠がないとかというのがあるんですよ。それで、今言われたように、今回、次の管理から月5トンになりますよね。そうしたら、そのことをちょっと説明したら、「おい、この次から月々5トンだぞ」と、「そんなふうに決まってきそうだよ」と言ったら、「ありがとうございます」とまず言いましたね。要は、5トンでもその月というのは回ってくるということなんですよ、釣るチャンスが。

○桜井委員 それはそうです。

○高田委員 だから、それを今ここでどういうふうにしたらとかちょっと分かんないんだけど、やはりその公平さというのがあると思うんですよ。やはり日本全国でこのマグロを釣っていて、今まではヨーイドンで始まって、うちのところに来るときには、さっき菅原さんが言ったように、投げたらもうそれで終わりだという可能性もあるんですよ。最近、この潮の流れで大島の沖辺りでも200キロを超えるようなやつが結構揚がっていて、そうなるともう一日、二日で揚がっちゃうんですよ。

だから、その辺はやっぱり「終わっちゃったよ」と言ってほかの魚を釣っているんだけど、だから、難しいんですよ、これ、日本全国中でこの魚を追っ掛けて釣っていくというのは。だから、「今年そんなふうになっていくよ」と言ったら、「それでも大分助

かるよ」とは言っていました。そういう、そんなところかな。

○桜井委員 ありがとうございます。

○中島委員 それは遊漁船の方。

○高田委員 うん、遊漁船の。それで、やっぱり漁業者も自分ちも終わっちゃうので、「何だ、おまえらも終わりか。やっぱり短いな」とかというのはやっぱり言っていますよ、現場では、増えても。これだけ増えて、本来なら釣りたいけれども。それ両方ですよ。釣りたいけれどもやっぱり釣れないというのは、お互い厳しい状況ですよ。ほかのものを釣っても、なかなか魚が釣れない中で、今までうちの方だと年間通していろいろなものが釣れたんですけども、ここでマグロに変えたら、少しでもその時期にはお客さんが来る。ほかのところに行くと、やっぱり見ていると、昔にお客さんが乗っていたような状況じゃなく、少ない状況でいろいろ毎日毎日しのいでいるみたいですから、何とか釣れるようになれば、漁業者も遊漁船もいいんだろうけれども、ちょっと厳しいですよ。浜でもそんなような話です。

○桜井委員 ありがとうございます。

何かそういうちょっと感覚的なところも含めて、キャッチ・アンド・リリースを解決策として私言っているのは、私は個人的な意見としては、やっぱり一般の釣り人ないしは遊漁船業者、業として運営している人というのは、当然クロマグロが海にいれば年間通して釣りという行為ができるべきだし、そういう権利をそもそも持っていると思っています。ただ、以前からお伝えしているとおり、やっぱり海って歴史があるし、漁業者の方への最大の敬意を持って共存していくというふうに考えると、さすがに全ての権利要望をできる状態にないというのもよく分かっているんで、じゃどこら辺を目指していこうかというのを一定定めないと、採捕禁止指示前のキャッチ・アンド・リリースの活用というのが有効なのかも分からないし、ほかのやり方も往々にしてあるのかなと思っています。

この議論を私、将来的には各漁業者の予報ごとの今、配分、都道府県と大臣管理とそれぞれで分かれて、大規模操業している方々と沿岸漁業者の方々とで、それもそこで調整があるのは重々承知しているんですが、その中でもクロマグロの遊漁に関しては、漁業者の方々に様々な漁法の違いとかエリアの違いがあるように、プレジャー・ボートでやっぱりマグロを釣る行為、遊漁船業者が業としてクロマグロ遊漁を行う場合、そして一般の国民というか個人が釣りする場合というのは、もう個別実態がやっぱりすごく大きな差があるので、一くくりに遊漁というふうに一まとめにして管理をするというのが現状難しくなっ

てきていると思うので、沿岸の漁業者の方であったり、大規模操業している漁業者の方の意見とか実態というの聞きながら、その中で遊漁をどう位置付けるかという議論をする、逆に沿岸漁業と沖合漁業の今までの話合いとか調整にも、いい意味で影響を与えるんじゃないのかなと思ってまして、今後そういった議論の場があってほしいなと思っています。

○田中議長 ありがとうございます。

この本件について何か御質問ありますか。

○桜井委員 以前からお願いしているので、この論点にある3番と4番はブロック説明会でも質問して、ずっと議題に残っているので、3番、4番に関してはこの専門部会でも、第1回目ですかね、に取り上げられたと思うんですけれども、明確にやっぱり分かるこのスタートライン、背景と現状のスタートラインに明確な根拠がない中で、個別の施策、政策を詰めていくというのは、論拠でいうとちょっと、実態として仕方ないというのはあるのかもしれないんですが、何か理由とか背景がきちんと理解できて、問題、課題について議論してルール化してほしいなというのもあるので、そういった意味でのちょっとこちらの資料を提出しております。

○田中議長 これは水産庁で答えられる部分もいくつかあるんじゃないの、①とか。

○桜井委員 ①もブロック説明会から残課題になっている理解を私していました。

○城崎室長 ありがとうございます。1から9まであります。今の1の話も残課題になっているという話がありました。これにつきましては、前回第2回目のときに、各国の制度の概要というの御紹介をしたところだと思います。③、④につきましても、それなりのお答えをしてきたつもりでありますけれども、まだ不明な点があるというのであれば、それぞれどういうふうにしようかということになろうかと思います。

あと、6番の枠の話、枠配分の話です。枠配分につきましては、この広調委というよりかは、水政審のくろまぐろ部会での議論だと思っておりますので、この枠の配分についてこの専門部会でやるのは、ちょっと馴染まないのかなという感じがしております。

取りあえず気付きの点は以上のところで。

○田中議長 ありがとうございます。

○桜井委員 ありがとうございます。

これは遊漁者団体の皆さんにもお聞きしたいんですけれども、今、城崎室長がこの辺りは一律採捕が禁止である法的、科学的根拠も説明されて、こちらは理解いただいていると、

遊漁者側が理解いただいていると認識されているとコメントを言っていましたけれども、3団体の方々、そうなんですか、今。

○菅原委員 それはないです。

○森委員 これ3のこの小型魚は一律禁止であることについてですけれども、資源が逼迫（ひっぱく）して一番最初に守らなきゃいけないのは小型魚だったと思うので、そこに対して当時クロマグロ、デモまでして、もう遊漁者、クロマグロ幼魚を獲るなど。30キロ以下は全部リリース採捕禁止してよいと言ったのが、そのまま反映されていると私は理解しています。多分、今はもう魚が増えてきて、これを遊漁者だけが30キロ以下は獲っちゃ駄目とずっと押し付けられている状態は、そろそろ考え直してもいいのかなと。

我々遊漁者からしたら、多分、二、三十キロの魚が持ち帰って食べるには、一番ちょうどいい魚なんです。100キロの魚なんかは運ぶのでさえ大変ですし、本当ならその30キロ前後ぐらいの魚を1本持って帰って、家族、実家にも持っていったりお隣さんに分けたりして、ちょうどいいぐらいの魚だと。なので、そこも今後は議論してもいいかなとは思っています。

○柏瀬副議長 じゃ、僕の考えですけれども、3番と4番に関しては、小型魚は何で遊漁が採捕禁止なのかというのは、よく僕は理解していません。何で駄目なのかというのは。それと、4番の当初の一番最初の20トン、その後40トンというのも、別に遊漁の権利を主張するわけではないんですけれども、漁業者に関しては実績ベースで算出されて割り振られたところで、我々は実績ベースでなかったということで、何で40トンかというのも理解していないですけれども。

でも、今回はこのW C P F Cの約束事でスピード感が求められたということと、当初からずっと言われているように、まず遊漁の実態が把握できていないし、今回、新漁業法で初めて遊漁の管理とかも出てきて、それは遊漁の実績ベースの下にやってくれということも無理があったと思います。ここに関しては、大人な回答としては致し方ないだろうなというふうに納得はしているんですけれども、ただ、やっぱりT A C管理に今後移行していくといったときには、そこは科学的根拠がある程度ないと、それは今後に関して釣りに関して遺恨を残すことになるんだろうなというふうには思っていますけれども、この3番と4番に関しては私の解釈としてはそういうところです。

○菅原委員 私も3番に関して言ったら、水政審の中でもずっと言ってきたんだけど、1996年までは相模湾の夏の風物詩というのはメジとカツオだったんだよね。ずっとそれを

やってきたんですよ。ところが、1997年からホンメジが入ってこなくなった。ほかのものをやらざるを得なくなった。ところが、それまでイナダよりもっと小っちゃいやつを釣っていたんだけど、それすら来なくなった。ワカシを釣っていても、それすら来なくなった。

今、じゃ何が夏の相模湾の中にいるのといったら、キハダとキメジとホンメジと、たまにカツオが入っているぐらい、これしかないんですよ。これを小型魚を認めなかったら、さっきもそうだけれども、これ認めていかなかったら、本当に相模湾で廃業に追い込まれる遊漁船がいっぱい出るんじゃないのというぐらい。相模湾、特に湘南と呼ばれているところの湘南港のところになんかは、そんな大した言い値があるわけじゃないんだよね。ほかにじゃ何か獲れるものがあるかといったって、そんなにない。そうすると、やっぱりこちら辺はある程度どんどん検討事項になるのかなと思っているんです。

あと、4番に関して言ったら、これはもうブロック会議でも皆さんが言っていたように、大まき、中まきのあの振り分けの根拠は何だということから始まっちゃうんだと思うんですよ。

僕、あるノルウェーの漁師さんと話をさせてもらったことがあるんですけども、その方に言われたことが痛烈に覚えているんだけど、「日本のサバ漁師ってばかりがそろっているの」ともろに言われたことあるんですよ。何でかといったら、何で日本、1年中サバ獲っているのと。脂がないサバ獲って何になるんだと。我々はちゃんと管理されて、その時期にそれ相応の量しか獲らないと。「だから、ノルウェーサバって全部、脂乗っているんだよ」という言い方されたんですよ。

それを言ったら、これはちょっと漁業者の方にもお願いなんだけれども、うちで夏場になると山陰沖のところで大まきでマグロごっそり入って、キロ1,000円にもならないようなやつを獲っているじゃないですか。それ認めて何になるんだろうと思うんですよ。挙げ句の果てに、そもそもその1996年から始まった畜養って、安定供給するためと言っていたけれども、実際量がなかったら自分たちも出荷しないで価格の調整しているというのを安定供給と言うのかよと。そんなものなくたっていいんじゃないのと、僕は個人的にはそう思っているんですよ。何かおかしいことしてないという。

そうすると、だから大間の人たちが一生懸命頑張って脂が乗ってきたときのマグロを獲ろうとして、夏場獲れないから、どうしてもああいのような駄目なことに走ってしまうというのも、何となく分からんでもないなという。個人的には僕はそう思っているんですよ。

ね。だから、確かにあのとき、何の根拠といったら、何の根拠もないんだよねと。

それと、多分、最初の15トンとか何かその話でいったら、僕の記憶にあるのは、多分これぐらいしか獲っていないよねと、僕もそう思っていたんですよ。

○田中議長 一番最初ね。

○菅原委員 うん、最初のお話では。これがだから、このところ自分でももうずっとフィールド出ているのは、ほぼ五、六年ぐらい前からですよ、爆発的にマグロが出てきちゃって、キンメ漁をやっている人たちなんかは、もう全部仕掛けごと持っていかれる言っていて、イルカよりたち悪いと言っていますよね、みんな。どこに行っても跳ねている、もうほとんど。水温もだからあんまり下がらないことがあるのかもしれないけれども、本当に僕が行く犬吠から御前崎の海はどこへ行ってもいる。走っている最中、魚探を付けていても、このでっけえ反応、これマグロしかないよねと言いたくなるような反応が出てくるぐらいだから。

だから、非常に増えているのはここ近年だから、このところに来てマグロをやる遊漁船の人たちも増えちゃったんだと思うんですよ。その昔はそんなにいなかったと。

○田中議長 いなかったよね。

○菅原委員 10年前と今とはやっぱり違うよね。

○高田委員 違う違う。全然違うよ。でも、そのマグロが増えたおかげで、サバにしろイカにしろ……

○菅原委員 いなくなっちゃうよ、居場所がね。

○高田委員 すごいんだよ。本当危機を感じるぐらい。

○菅原委員 イカが本当にいないから。

○高田委員 イカもそうだけれども、サバ。ひどいものだよ。

○田中議長 議論も尽きないところですが、一言。

○魚谷部長 まず最初に、この専門部会の任務としては、基本的には管理手法について調査・審議するということになっておりますので、先ほど城崎の方からも申し上げたとおり、配分どうこうというのはこの場で議論すべき話ではなくて、基本は全体どうなのというところで、くろまぐろ部会の方で議論をしていると。くろまぐろ部会も基本的には、増枠とか枠に変化があったときに、じゃどう見直すのかという議論をされているというのは、前提として御理解いただければと思います。

あと、ここの③、④でこの「法的、科学的根拠とは」と書いてあるんですけども、

「法的、科学的」が何を意味するのかというのは、なかなか私自身も理解しているのかどうかはあれですけれども、法的というか制度的な仕組みとしての根拠は、先ほど来申し上げているくろまぐろ部会での議論ということになりますし、科学的というのは、通常、配分については、「科学的」には、ほかの資源でも行ってはいない。通常使っているのは、「客観的」という意味で、実績配分しているわけで、直近年の実績で配分しているというのは「客観的な根拠」としてはあるわけですが、クロマグロについてはそういう近年の実績だけでほんと機械的にできるような状況じゃない、いろんな経緯だとかありますので、それでくろまぐろ部会で議論をして、配分の在り方をある程度決めていただいた上で、それに基づいてやろうという仕組みになっているということです。

そういう中で、小型魚は一律遊漁については禁止ということについては、第1回の合同会議で私も若干御説明しましたけれども、スタート地点においては、小型魚に対する資源への影響は、小型魚の漁獲の方が大きいということで、ここは遊漁は御遠慮いただくということで、そういう提案をして、それ以降、毎年というか、広調委指示を更新する時点では、遊漁関係の、参考人としてですけれども、参加いただく中で、この小型魚のゼロトン、禁止はおかしいという明確な意見表明みたいなのはなかったというふうに私自身は理解しておりますので、そういう中で趣旨を御理解いただいているんだろうと思って来ると。これについては、今回、増枠に伴って枠の配分、見直したときも、ブロック説明会でもそういう強い意見はなかったように理解をしておりますし、パブコメでも出てきていないという意味では、水産庁としては、そこに、遊漁のニーズとしてはどちらかというところと大型魚にあるんだという認識でこれまで来ているというのは、御理解いただければと思います。

一方で、大型魚、そもそも40トンだった根拠というのは、先ほど菅原専門委員からもありましたけれども、この広調委の規制をそもそも入れるときには、アンケート調査ですかね、それで水産庁が把握しているものとしてからすれば、せいぜい10トンぐらいじゃないかということで、最後上限で止めるというのはないままスタートしたんですけれども、蓋を開けてみたらその10トンでは利かないぐらいの状況になっていたということで、上限的なものを根拠に止める形にし、その次の年は大型魚の15%増枠というのがありましたので、そのタイミングで、当時の留保、ほかの漁業への配分とかの中で手当てできるのは40トン程度、それは結果論なんですけれども、40トン程度であったということで、留保40トンの中で吸収しようということが始まったと。今回の増枠に関しては、大型魚の増枠、国

の枠としては1.5倍ですけれども、実際には小型魚から大型へ振替をやっていたというの
もあって、実質的には1.35のところ、遊漁については1.5ということで、我々としては配
慮はしたつもりでございます。

一方で、そういう配慮の背景として、これが本当に効いているかどうかというのはあれ
ですけれども、漁業者さんとかへの説明においては、そこはさすがに小型魚ゼロで我慢し
ているんですよというところは、もちろんその背景として明示的に伝えたかどうかという
のはありますけれども、遊漁者の皆さんからすれば、小型魚ゼロで、そこは十分貢献して
いるという中で、1.35ではなくて1.5で行きましょうというような考え方というの、こ
れは私の個人的なあれかもしれませんけれども、そういう考えはありましたし、そういう
部分が漁業関係者にも理解された部分というのは、恐らくあるんじゃないだろうかと私自
身は思っています。

現時点で申し上げられるところは、そういったところです。

○田中議長　ありがとうございます。

○桜井委員　桜井です。

○田中議長　どうぞ。

○桜井委員　よろしいですか。魚谷さん、ありがとうございました。

私としては、今日は特に問題点5番について、漁業者の方がどうお感じになっているか
というのをお聞きできればと。別に今日の議論でこの1番から9番まで、それぞれを議論
いただく必要はないと思っているんですが。今、魚谷さんおっしゃっていただいた3番と
4番が、この「法的、科学的な根拠とは」のところで、法的、科学的とは何を指している
か分かりませんがということちょっと今言われていて、すみません、質問の仕方が多分
合っていなかったんです。

まず、明確にお伝えしたいのは、小型魚が釣れないことに対して、釣らせてくれと言っ
ているわけでもない。ここに書いてあるとおりなんですけれども、そもそも今のこのルー
ル、制度の設計がどういう根拠でなされているのかということを知りたいということであっ
て、過去のブロック説明会とか広調委、それぞれの会議でもそうしたニーズが出てきてい
ないというふうにおっしゃっていますが、これ私はもう従来から水産庁の皆さんに、小型
魚がニーズとして別に魚を釣りたいという遊漁者は実際問題、そんなには多くありません
し、小型魚自体を釣らせてくれというふうなことは言っておりません。

法的、科学的が何を言っているかということ、遊漁者の方に関しては小型魚が資源管理の

観点からも一律でお断りするということになりましたという、そこが正に知りたいところ、これは魚谷さんに教えていただきたいんですけども、そもそもこのクロマグロというのは、小型魚、大型魚を問わずに、誰のもので誰が漁獲する権利がまずあるんでしたっけ。誰のものなんでしたっけ、このクロマグロって。そこだけ今日はちょっと教えてほしいんです。

○田中議長 誰のものでもない。

○桜井委員 誰のもの……

○田中議長 でもない。無主物って……

○桜井委員 今、誰がお話しに。魚谷さん。

○田中議長 田中です。無主物というやつです。誰のものでもない。

○桜井委員 魚谷さん、ちょっとお聞きしてもいいですか。

○魚谷部長 だから、法律的に、このクロマグロに限らず、水産資源、すべからく国民共有の財産だとちゃんと書くべきだというような議論もありますが、法的にそういうことは書かれておらず、そこは基本的には釣られる前は魚、田中議長がおっしゃったように、無主物ということです。じゃ、完全な無主物という扱いでやられているかというのと、そうではなくて、ちゃんと資源管理をやりましょう、特にクロマグロについては漁業者の皆さんも管理、一生懸命やっている中で、同じように採捕をする遊漁者の皆さんにも、それなりの責任は負ってもらいましょうということをやっているという意味からすれば、それは無主物として皆さんどうぞ御随意にということでないということは、実態としては担保がされているというふうに理解をしています。

○桜井委員 ありがとうございます。となったときに、この日本の海において小型魚、大型魚問わずにマグロを要は採捕する権利というのは、漁業者、遊漁者、そういう業、業態とか個人の属性を問わず、ひとしく全ての人がある権利という理解で合っていますか、法的には。

○魚谷部長 潜在的にはあるんだろうと思います。一方で、実際の管理というのを考えれば、当然配分の話になり、配分ということについて、ここでは科学的根拠と書かれていますけれども、「客観的な」と言い換えれば、そこは通常は実績ベースでやるというのが基本的な、ほかの資源にも共通するルールとなっています。

一方で、実績ということだけではうまく行かないので、くろまぐろ部会で議論をして決めていますというお話をしましたけれども、遊漁については実績、正に客観的な実績に関

する情報がない中でこれまで進めてきた。そこに対して、実績がないのは遊漁者の皆さんのせいだと言うつもりもありませんし、一方で、我々としてはそういうアンケート調査なりやって、あの時点で使える根拠を基に制度を仕組んだというところは、御理解いただければと思います。

○桜井委員 ありがとうございます。なので、大型、小型問わずに、無主物でもあるし、資源管理の枠組み上、管理はするものの、権利は有していますよね。そうなったときに、それを一律で禁止しているのはなぜになるんですしたっけ。ちなみに、魚谷さんが法的、科学的な意味が分からないと言われているので、今私がちょっともう一回質問しています。要は、権利を有しているにもかかわらず、一律で採捕してはならないというのはなぜなんですしたっけ。私が、ちょっとすみません、よく理解できなかった。

○魚谷部長 繰り返しになりますけれども、そこは法的根拠ということではなくて、当時の政策判断として、小型魚の漁獲というのは資源に対する影響が大型魚よりも大きいので、そこはまずは御遠慮いただくというのが、我々としての法的なというよりは政策的な判断として始めた。

それに関して、先ほどニーズの話はそんなにあるわけではないというお話ありましたけれども、水産庁としてそういう形でスタートした中で、小型魚ゼロ、おかしいじゃないか、寄越せ、というような話もなかったというのは事実関係としてはございますので、そういう中でこういうやり方を続けてきたということです。それを法的根拠と言うのかどうかというのはあれですけれども、これまでの経緯に関連する政策的な我々の判断の根拠という意味では、そういう形ということだと私は理解しています。

○桜井委員 ありがとうございます。現場に出ている感覚としては、30キロ未満を釣らなくていい、釣る必要がないというのは、釣り人、特に遊漁者が資源管理に対しての理解をしているからです。クロマグロに限らず、そういう幼魚、小さい魚は資源のために逃がしましょうと。もちろん釣って持って帰れたら食べたい。これは城崎室長がいつもおっしゃっているように、釣り人の多くはやっぱり魚釣りたいと思っていますから、無条件に全然釣らなくてもいい、要りませんと言っているわけじゃなくて、理解があって、釣っていない、要望を出していないというふうにまず私は理解します。

今、魚谷さんのお話だと、小型魚を一律採捕禁止されて遊漁規制が入ったときに、そういった声が一件も届かなかったということだったんですが、30キロ未満一律採捕禁止のときって、これは私が分かっていないので確認ですが、パブコメとかってされたんですしたっ

け。

○魚谷部長 それは最初に入れたときは広調委指示ですので、これはパブコメはしていません。

○桜井委員 となると、一般の国民というか釣り人の人たちは、パブコメとかがない中で一律に、本来釣るべき権利を有しているにもかかわらず、採捕禁止に政策的判断でされて、要は声を届ける場所というの、パブコメがないというふうになるとないけれども、今、魚谷さんがおっしゃっていたのは、声が届かなかったの、それも言ったら根拠、後押しになって、一律に要は政府として禁止したということを今回答いただいたという理解だと思うんですよ。

○魚谷部長 要は、最初入れるときは参考人の方はいらっしゃいませんでしたけれども、2年目以降、毎年、小型魚については採捕禁止ですよという広調委指示を更新するたびに、遊漁関係の参考人の皆さんには御出席していただいていたと記憶をしています。そういう中で小型魚のこれはおかしいよねという意見は私はなかったと。全ての会、私出ているわけではないのであれですけれども、それが事実関係としてはあったと。

○桜井委員 ありがとうございます。なので、2回目以降は参考人がいたかもしれないですが、初年度はパブリック・コメントも実施していないし参考人もいなくて、一律採捕禁止にしたけれども、それがおかしいじゃないかという声が、分かりませんが、釣り人から届かなかった。それで政策判断で一律に採捕を禁止しましたと。なので、それで今は理解は合っていますよね。

ごめんなさい、あんまりすごい、魚谷さんに対して言っているんじゃない。今、法的、科学的が分からないと言われていたので、正確に理解したいので、なかなかお聞きできる機会もないのでお聞きしているんですけれども、その政策判断があったとして、小型魚の採捕が資源量に対して影響を与えるというのは、なるほどそのとおりだなと思うんですが、その資源に影響を与えたときに、じゃ遊漁者が小型魚をどれぐらい顕在的にも潜在的にも採捕するのかというのが、その資源量にインパクトがどれだけあるかという評価につながると思うんですけれども、そういった議論というのは何かされた結果、一律禁止になっているんでしたっけ。

○魚谷部長 事実関係としては、そういう議論はしていないと思います。

○桜井委員 分かりました。ありがとうございます。魚谷さん、今分かりましたか、私がお聞きしていた法的、科学的根拠の意味が。まだ分かんなかったですか。

○田中議長 よく分かんない。

○桜井委員 田中先生、どこが分かんないですか。

○田中議長 趣旨というか、ポイントが。民間の人と役所の人とか、感覚が違うじゃないですか。何かその関係だと思っただけけれども、法的の意味はやっぱり。この言っている法律では、漁業法を言っているのか憲法を言っているのかとか。

○桜井委員 正に田中先生がおっしゃっているとおりで、無主物で本来誰でも獲れるし、採捕できる権利があるのに、一律にその行為を規制しているわけじゃないですか、政府が。これは合っていますよね。

○田中議長 はい。それはクロマグロに限らず、いろんな魚について制限はあります。

○桜井委員 はい。制限があるじゃないですか、各それぞれの。

○田中議長 はい。サバでもイワシでも規制はあります。

○桜井委員 要は、一般の釣り人が一律にやっちゃいけませんよと禁止されているわけですよ、行為が。

○田中議長 はい。

○桜井委員 それは合っていますよね。

○田中議長 合っていると思います。

○桜井委員 その今規制されている法的な根拠というのは、正に田中先生がおっしゃっていたところでいうと、漁業法だったり憲法だったりいろんな法律があると思うんですけども、どの法律で今一律に禁止しているんですしたっけ。

○田中議長 これはこの場合だと、広域漁業調整委員会指示で規制していると。だから、漁業法ではないという。

○桜井委員 広域漁業調整委員会って、何の法律に基づいて設置されているんですしたっけ、広調委は。

○水川課長 それは漁業法です。

○田中議長 漁業法の何条か忘れましたけれども。

○水川課長 121だったと思います。ちょっとごめんなさい、手元に法律がないので数字がずれているかもしれませんが。

○桜井委員 これは田中先生がおっしゃるとおり、私、民間の人間で法律詳しくないので、逆に今、田中先生が何のことを言っているか、法的が何を指しているか分からないという、正に私たち、普通に民間人なので分からなくて、漁業法に基づき設置された広調委の中で

委員会指示出されているということは、それ根拠法は何になる、漁業法になるんですか。

○城崎室長 漁業法です。

○田中議長 漁業法ですね。ただ……

○桜井委員 漁業法で一律に禁止するときに、資源に影響を与えとか、何らかの理由が必要ですね。漁業調整の結果、漁業調整したり資源量に対して影響を与えるうんぬんの話の中で、禁止されたり許可が下りたりするわけですね。

○水川課長 ちょっとごめんなさい、答えになっているかどうかは分かりませんが、広域漁業調整委員会の役割とか設置、あるいは広域漁業調整委員会は関係者に、漁業調整、その他幾つかの理由に伴って、指示を出すことができるというのは漁業法に書いています。その書いている権限の中で、クロマグロの遊漁については、三つの広域漁業調整委員会がそれぞれ小型魚の採捕を禁止するという広調委指示を出しているということです。なので、広調委というものの自体、そして、そこが何ができるかということは漁業法に書いています。

桜井さんがおっしゃっているのが、もし違ったらごめんなさいなんですけれども、クロマグロ遊漁を行う人は小型魚を獲っちゃいけないと漁業法に直接書いてあるわけでもないし、漁業法の中にクロマグロ遊漁で小型魚を獲ろうとする人は許可を得なきゃいけないかという条文があるわけじゃないという意味です。そういう意味では法的根拠とおっしゃっているのは、そういう意味ですかということだったら、そういう規定は漁業法にはありません。

だけれども、広調委指示、広域漁業調整委員会というのは漁業法に基づいて役割とか権限が決められていて、指示も出せると決まっているわけです。その指示の中に今は小型魚の採捕禁止というのが掲げられていて、今のところそれが更新をされていると。ある意味、広域漁業調整委員会の決め事ではあるので、もし今後この小型魚の採捕禁止というものが見直す必要があるのかなのかということであれば、広調委が決めてきたことなので、広調委の議論の結果、変えるという可能性がないわけではありません。

もっと言うと、今まで広調委に皆さんというか、遊漁の関係の方は参考人という形でしか議論に参画できなかったと思います。ですけれども、今回は専門部会という、広調委の下に物事を決める一定の権限を持った形で、皆さん委員として入っていただいたと。そういう委員の皆さんが、例えばですよ、小型魚の採捕禁止という広調委指示、現行の広調委指示についても見直しが必要だということで、皆さんコンセンサスがこの専門部会でなされるのであれば、それは親委員会の方に諮ることはできると思います。ただ、広域漁業調

整委員会の指示なので、それを見直すのか見直さないのかということは、広調委の議論なしには成就しないということです。

お答えになっていますでしょうか。

○桜井委員 すみません、ちょっとPCの調子悪くて、一瞬クラッシュしました。

○水川課長 どの辺まで聞かれていたか分かりませんが、もう一度言いましょうか。

○桜井委員 大丈夫です。

○水川課長 大丈夫ですか。

○桜井委員 ありがとうございます。なので、田中先生のさっきのお話に戻ると、法的な意味が分からないと言っていましたが、漁業法を根拠にして広調委というのは要は強い権限を持っているというふうに私は理解していて、30キロ未満採捕禁止でも遊漁の40トンに……

○田中議長 そんな強い権限はないんじゃないか。

○桜井委員 権限ないんですか。

○田中議長 いやいや。委員会指示……

○水川課長 私の説明が悪いのかもしれませんが、ちょっと漁業法の121かな、119条を引用しているからそっちも読んだ方がいいと思いますが、強い権限を持っているかどうかは何とも言えません。ただ、漁業調整委員会、特に今議論をしている広域漁業調整委員会がなし得ることというのは、その漁業法の今申し上げた119と121なんかを見ていただければ分かると思います。それが強い権限かどうかというのはちょっと判断が入る話なので、強いか弱いかについては私はコメントは申し上げません。

○桜井委員 ちょっと強い弱いが抽象的だったので、具体的に言うと、一般の漁業法の中で遊漁者というのは定義されていないので、採捕者という意味では、海の資源を使う人という意味で関係者と定義付けられるんだと思うんですけれども、そういう人たちの要は行為を一律に規制して、違反した場合に罰則を与えられるということが権限を、強いか弱いかはさておき、有しているという意味で言いました。

○水川課長 法律上の立て付けとしては、今おっしゃるとおりです。

○桜井委員 そうですね。そのときに30キロ未満の小型魚であろうが大型魚であろうが、基本的にはまず大原則として無主物なので、誰でも最初に占有した人のものになりますという、私、法律詳しくないですけれども、恐らく民法なんですかね、が大前提あって、それを広調委の中で一律で禁止するというときには、その一律に禁止する理由が何なのかな

というのが分からないので聞いているんです。それが資源に影響を与えるというふうなことであったり、何らか理由があれば、こういうことなんだなと思って理解ができるんですが、3年、4年、遊漁の規制も経過して、だんだん私もこの制度の全体像というのが少なからず分かってきたので、いま一度基本に立ち返って、もともとの背景とか定義とか押さえないと、次のクロマグロ遊漁の正に管理手法をどうするかという個別の話もできないのでお聞きしていて、田中先生がさっきおっしゃっていた法的が何の法律かという意味でいうと、広調委の中で指示されて30キロ未満一律に採捕禁止となっていますが、広調委が決めたからです、以上ですではなくて、広調委で要は何を根拠、理由にして一律にその行為を、禁止というのは私すごく、これもまた強い弱い話じゃないんですが、一律に規制、制限する、禁止するというのは、すごく権限としては強いと思うので、それは何の根拠、理由に基づいてなされているのかなというのは知りたいという質問です。

○菅原委員 俺が発言しちゃまずいけれども、資源管理分科会があるんだから、その中で、親魚資源量に対する子供を痛めつけるのと親魚を獲るのとどっちが強いのかというのは、それは分科会の中でずっと議論されてきている話なんですよ。だから、その資源管理分科会の中のいろいろなやり取りがあった中で、やっぱり幼魚を採捕するというもの自体が資源に対するインパクトが強過ぎるというのが、ずっとなされている話なんですよ。そうすると、漁業者にも振り分けする中で、現実には今回のW C P F Cの中でも、大型魚は1.5倍になったけれども、小型魚は実質問題は1.1でしたっけ、にしかなっていないですよ。そうすると、だからその中で、法的根拠とかではないんだけど、みんなで配分する中で、ここはちょっと引いてもらわなきゃというようなところとかが出てきちゃうわけですよ。

これがだからもっといっぱい増えれば、当然我々も下さいよという権利を有すると思うんだけど、逆にこれが法律に書かれていないことが僕的にはいいことだと思っているんです。これをもし法律で書かれてしまったら、法を改正するというのはもうとてもじゃないけれどももっとハードルが上がってくるので、今の広域漁業調整委員会の中で取りあえず採捕禁止という状態になっていて、行く行くうまい具合に行ったら、ちょっとは獲ってもいいよぐらいなていにならなくなっていく方向に持っていけたらなというふうには僕は思っています。

あえて僕が何でこれを言っているのかどうかというのがすごいあるんだけど、言うともた遊漁者から袋だたきに遭うから言いたくないんだけど、でも実際今まで資源管

理分科会なんかに、水産政策審議会の中に入っていた人間とすると、そのバック・グラウンドが分かっているので、ちょっとそれはここはどうなのと。じゃ、実際問題、資源が減った段階のときに、恐らくだから日本の中でもメジマグロを獲ってそれが風物詩になっていたというのは、代表的には相模湾だったと思うんですよね。でも、みんなあつという間にそれをフェード・アウトしたじゃないですか。もう来ないんだからしょうがないと。でも、今は来ているから、何で獲らせてくれないのという話に移り変わるんだろうけれども。

これがだから安定的に資源的に毎年毎年物すごい数のメジが揚がってくるという形になったら、これはまた多分W C P F Cの中でも変わってくるのかなという。そこら辺はだから一生懸命お願いして、水産庁さんに何とか取ってきてくださいよとお願いして、取れたらちょっとだけでいいから下さいよと言っているぐらいが、まだ今のうちにはいいのかなぐらいな……

○田中議長　そうそう、そういう気もします。

○菅原委員　気がします。

○桜井委員　ありがとうございます。管理手法で漁期を例えば一定期間確保するとかってなったときに、じゃキャッチ・アンド・リリースをしようとなると、この枠を増やす増やさないとか、そもそもの今現状の枠がどういう状態にあるのかというのが分かっていないと、キャッチ・アンド・リリースの議論ができないと思っていますし、この③、④番は、ちょっと田中先生ほど法律とか制度は詳しくないので……

○田中議長　私、素人ですよ。

○桜井委員　ちょっと理解できていないので知りたかったという意味で聞いています。これは別に今から権利主張して30キロ以上を釣らせてくださいとかではなくて、30キロ未満が資源量に対しても影響を与えて、漁業者の方たちも規制されているというのは、私もなるべく過去の検討資料を拝見していますし、クロマグロ資源管理の水産庁さんの資料を一式見していますので、一定インプットされていると思っています。

本当に釣り人とか一般の個人の人たちが採捕する行為、特にこの30キロ未満の小型魚であれば、例えばその小型魚を採捕する行為が資源量に対して影響を与えとなれば、むしろこれ釣り人の人たちには不利かもしれないけれども、じゃキャッチ・アンド・リリースするときとかも、漁具の規制とか、何らか資源量に本当に影響を与えているのであれば、ほかの方策考えていかないといけないと思っているんですよね。なので、繰り返しになるんですけれども、釣らせてくださいとかこれが問題だと言っているわけじゃなくて、単純

になぜ一律で禁止されていて、それは何の法律、権限でもって禁止されていて、理由としては、正にこの背景に書いてある、資源管理の枠組みに支障を来さない合理的な管理が必要で一律でされていますとかであれば、そういうことなんだと分かるんですけども。だって、そもそも釣っている量も分からないし、どれぐらい採捕されているか分からないものを一律に採捕禁止するというのは、どういう議論であつたりどういう理由がこれまで整理されて禁止されたんだろうなということを知りたかったという意味で聞いていました。

○魚谷部長　ありがとうございます。ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、遊漁について30キロ未満の小型魚について一律禁止に広調委指示でなっているというのはそのとおりで、結局、要は漁業の部門ではフリー・ハンドで獲っていいのに、一律禁止されているというわけじゃなくて、漁業の皆さんもそういう非常に苦勞して、当時、特に小型魚については、定置に入って大幅超過したりとか、そういう中で逃がせ逃がせみたいなのをやっているということのバランスの中で、ここは遊漁については御遠慮いただくという、先ほど私、政策判断と言いましたけれども、広調委の事務局としての判断として、これはこういう指示が適切だろうということで、当時の広調委にこういう指示というのを御提案して、それが決定されて指示に至ったということです。

その最初やったときに、遊漁関係の参考人の皆さんいらっしゃらなかったというのは事実ですけども、それを更新するときからは常に出ていただいていたというのは、これも事実だというふうに理解をしております。ですので、その法的、科学的根拠というところについての桜井委員の御質問にダイレクトに答えていないのかもしれませんが、少なくとも水産庁としてはそういう判断で広調委指示の案を提示をし、そこで合意を決定を頂いて、今に至っているということでございます。

基本的には、この指示の内容、例えば一律禁止だとか40トンだとかという話、後で広調委の指示に関わることでもありますけれども、一方でその背景には当然配分というものがあって、それについては、繰り返しになりますけれども、そういう客観的な、単に実績ベースでやりましょうということができない中で、部会での議論を通じて、40トンでこれまでやってきたのが今回60トンになったということですし、小型魚については、じゃ今回10%増えていますから、小型魚を遊漁に獲てもらいましょうという議論にはならなかったというのが現状の背景だということです。

以上でございます。

○桜井委員　ありがとうございます。

○田中議長 私の知る限りの一般的な背景でいうと、日本はゼロ歳、1歳、2歳を90何%獲っていて、米国等から激しく攻撃されていたと。何年でしたっけ、半減させられたの。2015年ぐらいに半減させられて、だからもうこれ以上減らすの大変だというのが一つ背景にはあったように思いますけれども。産卵する前に大量に捕獲していたので、さっき相模湾の風物詩という話ありましたけれども、ああいう声は絶対アメリカの人たちにはなかなか理解してもらえないので。

よろしいでしょうか。

○桜井委員 ありがとうございます。田中先生は、今度、次のこの会議じゃなくてもいいので、その今のお話を是非教えていただきたいです。2015年に国際的に非難されて漁獲が減ったと。じゃ、その獲り過ぎと言われていたのは、具体的に日本でどの漁法でどの程度、要は採捕、漁獲をしていて、その結果、沿岸の漁業者の方々もそうですし遊漁者の人たちも、結果的には資源管理、オール・ジャパンでやらないといけなくなったわけですよね、言ったら国際的な立ち位置的にも。

私、一般的なこれは普通に日本人というか日本国民として感じますけれども、釣り人であろうが遊漁者であろうが、大型、小型問わずに基本的に海にいるものは自由に釣れるべきだし、それはレジャーとしても楽しめる権利があるけれども、そもそも資源管理しないといけなくなって、小型魚を厳しい採捕制限掛かるようになった原因というか、きっかけが明確に過去にあったわけで、その漁法、漁業の方々との議論というのも是非知りたいなと思っていますので、また機会がありましたらお願いします。

○田中議長 公の場でなければお話しできます。公の場で話したら戦争勃発しちゃう。

○桜井委員 これ、私は多分、水産の世界の慣習とか常識が本当に分かっていないのではないと思うんですけども、じゃ仮に言えないこととか論争を巻き起こしちゃうようなことがあったとして、それがあってあるのであれば、その頭出しを逆にされると、確認しないといけなくなってくるじゃないですか、議論上。言えないことがあるのであれば、言わない方がむしろいいんじゃないかなという気はしますが、個人的には。

○田中議長 そうですね。

○桜井委員 なので、さっき城崎室長がおっしゃっていた水政審含めた枠の配分しているというのは、私も重々承知しているつもりで、正に管理手法の議論をするときに、具体的にクロマグロの遊漁に何トン振り分けるか、何トンにしてほしいという議論ではなくて、そもそも漁業を中心とした資源管理においてクロマグロ遊漁ってどうあるべきか。例えば

ですけれども、すごく劇的な対応でいけば、漁業者を優先して、獲らせない方がいいから、一律、大型魚、小型魚ともに漁業者以外は採捕禁止ですと、持って帰ってはいけません、ただ年間を通じてキャッチ・アンド・リリースの釣りをして、資源を有効活用しようみたいなものも、難易度とか実現度はさておきですけれども、例えば議論の仕方としては全然あると思っているんです。それをやりたいという意味ではなくですね。

漁業者の方と資源管理を重視する。でも、一方で、現実問題として釣りをしている人と遊漁船業とかの営業をしている人がいるというふうになったときに、その共存の方法を要は考えていかないといけない。そのときに、枠がもしかしたら多くする少なくするとかじゃなくて、そもそもゼロみたいなものも一応その案としてはあり得ると思うんですよ、それをやりたいということではなくて。そういう意味で記載をしていたので。

そういうのを話していくとなると、今、正に田中先生がおっしゃった、そもそも遊漁者だけじゃなくて、私、例えば沿岸漁業者の方も実は遊漁者の方とほとんど状況、一緒なんじゃないのかなと。なので、沿岸漁業者の方はこんな遊漁遊漁言うのが逆にちょっと、そこは本当正直ずっとよく分からなくて、本来このクロマグロの資源管理で議論すべきって、この遊漁の年間数十トンとか多くて100トン、しかも逃がして何%死ぬ死なないの話じゃなくて、何千トン単位で、要は漁獲している漁業の方たちの配分とか枠の在り方、国としてどういった漁法にこの漁獲枠を割り当てていくのかという議論の方が重要だし、そういう話に結局つながってっちゃうんだらうなと。それから、そもそも資源管理上、共存させるとなれば、そちらの話も当然に出てくることになると思いますので、話せない内容があるのであれば、こっそり後で教えていただいた方がいいのかなという気が、今。

○田中議長　どうぞ。

○魚谷部長　すみません。資源が減った原因というか、そういう過去からの資源管理に関する経緯というのは、くろまぐろ部会でも今までさんざん議論されていますので、その議事録を読んでいただければ、どの漁業がというのは分かると思います。そういった議論も結局、前回、大型魚を15%増枠したときもそうですけれども、今回の増枠においてもそういう議論というのが配分の考え方に反映された結果として、今の配分があると見ていただければと思います。それは今回の増枠でどういう伸び率になっているかという数字も表になって出ていて、その責任論みたいなのはどう反映されているのかというのもありますし、その責任論うんぬんの話自体も、配分の考え方の文章編の方にも、こういう議論があってどうしてこうしてというのは書かれておりますので、この場でどの漁業が悪いうんぬんと

いう議論してもしょうがないんです。そこは読んでいただければ、どういう経緯で今こうなっているというのはお分かりになると思います。

○桜井委員 魚谷さん、クロマグロの遊漁の管理手法を議論する、クロマグロの遊漁の在り方を議論する過去の議事録を読んでもらうというのはおっしゃるとおりだと思っていて、これ私、実は目通しているんです、過去の経緯、議論も。なので、田中先生がここで触れないと言ったの、それも分かっています。そうなったときに、魚谷さんが今おっしゃっているのって、これ私は今、委員やっていて関心もあるのでその議事録読んでいますけれども、この会議というのは日本のクロマグロ遊漁に関与する人たち、それは一般の釣り人から遊漁船業者からプレジャーの方々までを関係者として議論すべき場所だと思っているし、そういった今回の広調委指示で届出制にしても、採捕の規制にしても、委員会指示で規制を受ける、広くたくさんいらっしゃる、日本の中にいるクロマグロを採捕する人たちみんなが関係する会議だと思っているんですけれども、そういう人たちが知るべき情報だし、議論すべき内容だし、知っておいた方がいいと思って取り上げているんですけれども。過去に議論がされていて、過去に議論されたときとは状況も全く異なるし、そもそもそのときって遊漁者も議論の場にも参加していなければ、漁獲もしていない、採捕もしていないような状態だったけれども、読んでおいてくださいというのは、委員だけでなく規制対象者の人たち、広く共通して、過去の分はここで取り上げないので、見ておいてくださいというので合っていますよね。それは私だけじゃなくて。

私は自分が知りたいというのももちろんありますけれども、ここで議論した内容というのが、このクロマグロの資源管理において遊漁者の人たちに対して情報提供というか、こういう議論をしているんだなということも含めて、取り上げた方がいい内容だなと思って取り上げているんですけれども、過去を読んでおいてくださいというので。なので、過去議論されていたり解決しているものがあれば、逆にここでは取り上げない方がいいというふうにも、すごく悪く取ると捉えるんですけれども、この点はいかがですか。

○魚谷部長 このクロマグロ遊漁専門部会の所掌業務としては、あくまでも遊漁の管理手法について調査・審議するということで、平たく言うと枠はもう大型魚60トンという状況になっていて、それをいかにうまく活用して、遊漁の皆さんが遊漁を可能な範囲で楽しめるかというか、そういったところをその限られた枠の中でどううまく管理していきましょうというのを、どういう形で実現するかというのを議論していきましょうということだということです。

じゃ、そもそもその大型魚60トンというのはどうなっているんだ、ほかの漁業との関係どうなんだということについては、行政的な言い方で冷たく聞こえるかもしれませんがけれども、この専門部会の議論するところではない。そこに仮に関心があるのであれば、そういうくろまぐろ部会の議事録なり配分の考え方を読めば、どういう経緯でというか、ほかの漁業についての配分なり資源が減った責任論というのは、どういう議論がされているのかということについて分かると思いますよと私は申し上げたということですが。

○桜井委員 ありがとうございます。そうしたら、この専門部会として提案、これ皆さんの委員の方々に提案させていただきたいんですが、管理手法を議論する際に今の水産政策審議会は、遊漁団体というのは1団体入っているかと思うんですが、前回の議論の際にも、クロマグロ遊漁の実態であったり情報が分かっている方が委員になっておられるのか、なっておられないのかというのは、私、理解がちょっと及んでいないので、是非その管理手法の議論する際には、これ枠の配分の議論と基本的にはセットだと思いますし、行政的に魚谷さんが今おっしゃっている別の場で、ここの論点じゃないというのも正にそのとおりだと思いますけれども、枠がそもそも例えば多い、じゃ例えば500トンあるのか50トンあるのかで管理手法は当然変わるわけですね。そのときに管理手法を議論するに当たって枠の総量も議論しないといけないので、是非その枠の議論をする水産政策審議会にこの遊漁者の委員の定数を増やすように広聴委に提案したいので、それをちょっと是非提言として入れていただければと思いますが、これは範囲内でしょうか、範囲外でしょうか。

○魚谷部長 水産政策審議会の資源管理分科会に委員として遊漁関係の方はいらっしゃいますが、クロマグロ遊漁に精通した方ではないというふうに理解をしています。そういうこともあって、くろまぐろ部会については遊漁関係の方は入っておられませんけれども、そういったこともあってというか、それだけではないんですけれども、昨年の増枠に伴うくろまぐろ部会の議論をするに当たっては、ブロック説明会を全国で5か所でしたっけ、開催をして、そこは遊漁関係者からの意見もちゃんと聞いた上で、くろまぐろ部会の議論をしようということでやったということです。水政審の委員については、やたらめったら増やすわけにもいきませんという状況がありますので、それについて広調委から水政審にこういう委員を入れろとか、そういったことというのは法律の建て付け上も難しいように思います。

○桜井委員 ありがとうございます。じゃ、逆に、その提言をさせていただくにはどの場が適切だったですか。このくろまぐろ専門部会は、管理手法の議論をした結果、そもそも

枠とかクロマグロの遊漁の在り方についても議論しないといけないです。じゃ、今現状そこにクロマグロ漁業に精通した遊漁者がいるのかいないのかでいったら、いない。それは実態に即した配分の議論ができないので、定数あるいは委員を選んで議論に参加できるようにしてほしいというのは、この場でむしろ取りまとめないとすると、どこかありますか。

○魚谷部長 要は、広調委でのこの遊漁に関する議論と水政審での枠の配分とかそういったところとの関連、関係というか、そこをつなぐ役割というのは正に事務局たる水産庁の役割だというふうに思っています。そういう中で、水政審の議論をどうやっていくかというのは、もちろん水政審の中で決めていく話ですけれども、場合によっては、委員を増やすというのはなかなかハードルが高いですけれども、参考人を呼んで意見を聞くというのは、正にほかの、このクロマグロに関して、例えばIQの配分基準を決めるときとかにも、そういう関係する漁業者を参考人として呼んで意見を聞いてというやり方はやっておりますので、この時点で予断するわけではないですけれども、今後の水政審の議論の中で遊漁者、遊漁関係者から意見を聞くべきだというような状況になれば、そういう参考人としてクロマグロの遊漁に精通した方を呼んでお話を聞くというのは、可能性としては排除されないものだというふうに理解をしております。

○桜井委員 ありがとうございます。なので、水政審の議論のくろまぐろ部会の資源管理分科会で遊漁者の話を聞いた方がいいというふうになれば、参考人で招致されるかもしれない。なので、ちょっと法律、制度の建て付けが、私、広調委と水政審の位置付け、それぞれの関係性というのが本当に素人なので分かっていないんですけれども、広調委なりこの遊漁専門部会でそうした議論、水政審の議論の際にクロマグロ遊漁に精通した人たちも参画した方が良く私は思っているんで、今良いと思っているというのが議事録とか会議の結果として残るけれども、でも、それは正式に事務局の水産庁が間を取り持ってそれを何か届けてくれるのか、それとも議事録にこっただけ残っていて、水政審でそういう議論が出ないと参考人として招致されないのかでいうと、もう完全分断されているというイメージですか。

○魚谷部長 組織としてはつながりがあるわけではないです。ただ、水産庁はいずれの組織についても事務局ですので、こちらの議論を受けてそういう議論、例えば、次、くろまぐろ部会を開催するのはいつのことになるのかはあれですけれども、そういうときに聞いた方がいいんじゃないかというようなことになるのであれば、そこはそういう可能性は排除されないというところですよ。

○桜井委員 是非お願いします。

○田中議長 ありがとうございます。

大分時間も超過してしまいまして、議長の腕が悪くて申し訳ないんですが。

○柏瀬副議長 最後に。

○田中議長 どうぞ。

○柏瀬副議長 今、桜井委員からいろいろあったと思うんですけども、多分、一般的な感覚からすると、桜井さんおっしゃったことってごもっともな話だと思うんですよ。僕なんかはやっぱり内水面の漁業とか関わっていますので、この複雑な制度の中で、簡単に漁業といろんな調整というのは難しくて、法律を作っていたら間に合わない事態のときに正にそういったフレキシブルな動きができるような広域漁業調整委員会というものがあって、法律を作るほど手続は踏まないで、その委員会指示でうまく関係者が仲良くやればいねというのが、僕は漁業調整委員会のいいところでもあり、悪いところでもあると思うんですよ。

確かにおっしゃっているように、人の持っている権利だとか自由だとかを制限するということは相当大的な話で、じゃその委員会指示レベルでできるのかというと、なかなか難しいですけども、罰則規定がないですとか、そういった意味でそれで仲良くできればいねという仕組みだと思うんですけども。クロマグロの規制に関しての一番の最初のボタンの一つの掛け違いとして、クロマグロ遊漁を規制しようとしたときに、そこにクロマグロ遊漁の関係者がいなかったという大きな問題があったと僕は思っています。これからいろんなことが出てくるので、そこはやっぱり関係者、例えば枠の配分をするときにも、そこに我々遊漁が絡んでくるのであれば、意見を正式に言える関係者を配置してもらわなければ、やっぱり今後同じような話になってくると思います。ですから、遊漁の規制をするというのは相当大変だなと僕も実感していますけれども、そこら辺は丁寧な議論を今後進めていただきたいというふうに思うというところだと思います。

だから、やっぱり水産の漁業の方に関わっちゃっていると、そういう感覚がなくなっちゃうかもしれないですけども、一般的に考えたら、厳密に言ったら、桜井さんの言っていることはごもっともだなというふうに思いますので。

すみません、よろしくお願いします。

○田中議長 ありがとうございます。

議論も一応ここで一区切りということで、この議題は、その他の議題はここで閉じさせ

ていただきます。

以上で本日予定しておりました議事についてはこれで全て終了いたしました。

また、議事録署名人として指名させていただいた中島委員、菅原委員のお二方には、後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、御対応よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の合同会議を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午後 5 時 4 8 分 閉会